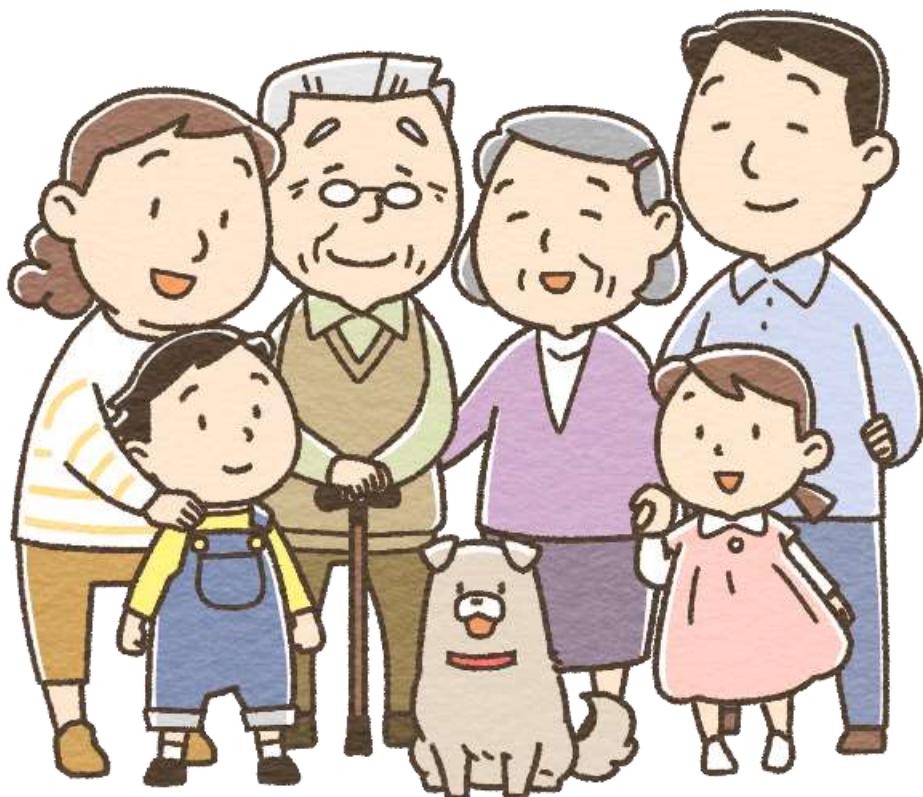


にっこり安心プラン

第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画
第8期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)



令和3年3月
宇都宮市

はじめに

近年、介護サービスの利用者や事業所はともに増加傾向にあり、平成12（2000）年4月に施行された介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。こうした中、本市におきましても、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会の実現を目指し、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成による都市構造の強みを活かした本市独自の「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて各種の施策・事業に取り組んできたところです。

しかしながら今後、サービスや支援を必要とする高齢者が急加速的に増加していく一方で、総人口や現役世代人口は更に減少していくことが見込まれるほか、今般の新型コロナウイルスの感染拡大などにより、高齢者の生活環境は大きく変化しています。こうした状況においても、介護保険制度を安定的に持続していくためには、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を視野に入れながら、本市の高齢化の状況や介護サービス等のニーズを中長期的に捉え、高齢者福祉や介護サービスをより一層充実する必要がありますことから、新たに令和3（2021）年度を初年度とする「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定いたしました。

本計画では、「人生100年時代」を見据え、「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」を基本理念に掲げ、人口が減少する中にあっても市民が安心して身近な地域で支援やサービスを受けることができるよう、本市が進める「スマートシティ」の形成と併せてICTの積極的な活用などを行いながら、本市の実情に応じた高齢者の自立支援・重度化防止や、認知症対策、介護サービスの基盤整備などの施策・事業を更に推進するとともに、市民一人ひとりが、「支え手」や「受け手」という関係を超えて支え合い、安心してその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を見据え、地域における健康づくり活動や支え合い活動の充実、医療・介護をはじめとする多分野の連携強化を図るなど、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、数々の貴重な御意見や御提言をいただきました宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員の皆さんをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民・事業者・関係団体の皆さんに心から御礼申し上げます。

令和3年3月

宇都宮市長 佐藤栄一



目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の特徴	4
第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理	5
1 国の動向	5
2 宇都宮市の状況	6
3 前計画の評価と課題の整理	44
4 国の動向や宇都宮市の状況などから導出された新たな課題	51
第3章 計画の基本理念と基本目標	53
1 基本理念	53
2 基本目標	53
第4章 施策・事業の展開	54
1 施策の体系	54
2 基本目標ごとの取組	56
基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	56
基本目標2 地域で支え合う社会の実現	69
基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現	81
基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	109

第5章 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進.....	123
1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿.....	123
2 地域共生社会と地域包括ケアシステム（今後の方向性）.....	131
3 市民理解の促進.....	134
第6章 計画の推進に向けて	135
1 計画の推進体制.....	135
2 計画の進行管理.....	136
資料編	137
1 第8期介護保険事業計画の見込み.....	137
2 本計画の施策・事業の指標と目標値.....	146
3 本計画の策定経過.....	154
4 用語の解説.....	165

第1章

計画の趣旨

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市においては、在宅医療・介護連携の推進など、これまでに構築してきた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を平成30年3月に策定し、国が示す「地域包括ケアシステム」の5つの分野（医療、介護、介護予防、住まい、生活支援）に、本市独自に「医療・介護連携」と「認知症対策」を加えた7分野による取組を計上したほか、公共交通の利便性の確保・充実による外出しやすい環境整備など、「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の取組と一体となった、高齢者が安心して身近な地域で生活できる体制の構築などを盛り込み、各種の施策・事業を計画的に進めてきました。

このような中、少子高齢化や高齢単身世帯の増加に加え、新型コロナウイルスの感染拡大などに伴い、高齢者の社会・他者との繋がりや介護予防の推進がますます重要視されるなど、高齢者をとりまく社会環境は更に大きく変化しています。

また、国においては、「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを基盤とする「重層的支援体制整備事業」を創設するなど、地域福祉の充実に向けた新たな取組が進められています。

こうしたことから、本市においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、近年の社会状況や国の動向、本市の実情、前計画の課題を踏まえ、高齢者の自立支援・重度化防止や、認知症対策、介護サービスの基盤整備、地域での支え合い体制の推進、在宅医療・介護連携の推進など、「地域共生社会の実現」を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、令和2年度で計画期間（3年間）が終了する前計画を改定し、新たに「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定するものであり、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護などの施策を総合的に推進するため、一体的なものとして策定します。

また、本計画は地域包括ケア計画として位置付けられています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の法的根拠

◆ 老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- ・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。
- ・ 老人福祉事業の量の目標その他必要な事項を定める。
- ・ 介護保険事業計画と一緒にものとして作成する。

◆ 介護保険事業計画（介護保険法第117条）

- ・ 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。
- ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量とその確保の方策を定める。
- ・ 地域支援事業に要する費用の額、見込量とその確保の方策を定める。
- ・ 介護給付費等対象サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項を定める。
- ・ 被保険者の地域における自立支援・重度化防止等に関し、取り組むべき施策に関する事項を定める。
- ・ その他介護保険給付の円滑な実施を図るための事項を定める。
- ・ 老人福祉計画と一緒にものとして作成する。

地域包括ケア計画としての位置付け

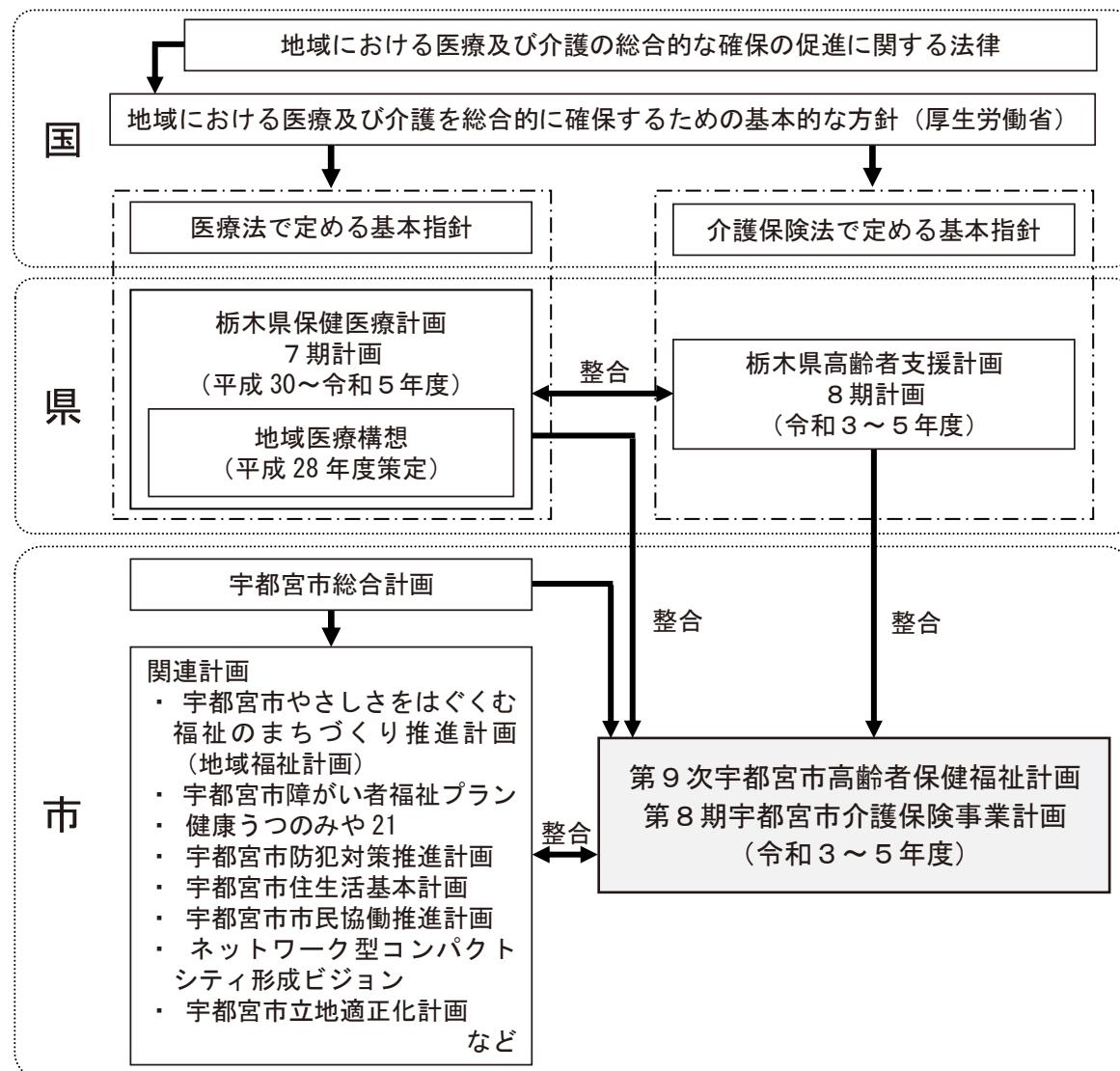
◆ 基本指針（介護保険法第116条）

- ・ 第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付ける。

(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け

本計画は、宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画として位置付け、栃木県高齢者支援計画（8期計画）、栃木県保健医療計画（7期計画）・地域医療構想や、本市の関連計画における高齢者に関する施策・事業との整合を図りながら策定しました。

本計画と他計画との関連図



(3) SDGs目標達成への貢献

本計画を着実に推進することにより、次のSDGsの目標達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

なお、本市の「地域包括ケア計画」としては、2期目の計画となります。

4 計画の特徴

本計画は、次の3つの特徴を備えています。

本計画の特徴

◆ 特徴1：「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた計画

「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、高齢者を対象に重層的な支援を行う本市独自の「地域包括ケアシステム」を示すとともに、すべての市民が自分らしく幸せに暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、その中核的な基盤となる当該システムの今後の方向性について整理しました。

◆ 特徴2：将来の介護ニーズへの対応

「人生100年時代」を見据え、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となることに加え、団塊の世代が90歳以上となる令和12（2040）年を見据え、人口構造や高齢者ニーズなどの中長期的な視点から、将来に渡って持続可能なサービス基盤を整備するため、特別養護老人ホームや介護医療院などの施設整備を推進するとともに、災害・感染症への備えや、ICTの活用等による介護人材の確保、自立支援・重度化防止などの充実を図る内容としました。

◆ 特徴3：地域別データ分析を活用した事業実施

保健福祉のほか、交通や都市整備などの分野横断的なデータを基に、地区連合自治会圏域ごとの健康課題などを明らかにした地域別データ分析の結果を周知するとともに、データを活用し、介護予防や地域支え合い活動の促進などの事業の充実を図る内容としました。

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理

第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理

1 国の動向

国においては、令和2（2020）年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）が公布されました。地域共生社会の実現を図るため、重層的支援体制整備事業（132ページを参照）の創設や医療・介護のデータ基盤の推進などのほか、介護保険事業計画の見直しに関し、次の事項が示されました。

介護保険事業計画の見直しに関する事項（介護保険法第117条関係）

- ① 介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を定めるよう努めること
- ② 認知症に関する総合的な推進に関する事項を定めるよう努めること
- ③ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のそれぞれの入居定員総数について定めるよう努めること
- ④ 当該市町村の区域における人口構造等の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとすること

また、介護保険事業計画作成上のガイドラインの役割を果たす「介護保険法で定める基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）」において、第8期介護保険事業計画の記載を充実する項目として、次の7項目が示されました。

第8期介護保険事業計画において記載を充実する事項（介護保険法で定める基本指針）

- ① 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ② 地域共生社会の実現
- ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

2 宇都宮市の状況

(1) 人口構造等の変化

将来推計について

本市における将来の介護サービス需要を把握するため、令和元（2019）年度までの直近5か年における本市の人口構造等の変化に基づき、本計画期間中の各年度及び令和7（2025）年度、令和22（2040）年度における高齢者数や要介護・要支援認定者数などの見込みを算出しました。

〔推計方法〕

① 人口、高齢者数

コーホート変化率法（算出基礎となる近い過去や推計対象となる将来において特殊な人口変動がないことを前提として、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法）により推計しています。

② 世帯数

世帯主率法（性別・年齢別人口に占める世帯主の割合＜世帯主率＞の推移から将来の世帯主率を求め、それを将来推計人口に乗じて世帯数を推計する方法）により推計しています。

③ 認知症の人の数、要介護・要支援認定者数

性別・年齢別の出現率の変化から将来における各年度の出現率を求め、それを将来推計人口に乗じて算出しています。なお、本推計においては、「認知症の人」を「要介護・要支援認定者のうち、認定調査時に日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられても、誰かが注意していれば自立できる状態）以上と判断された者」と定義しています。

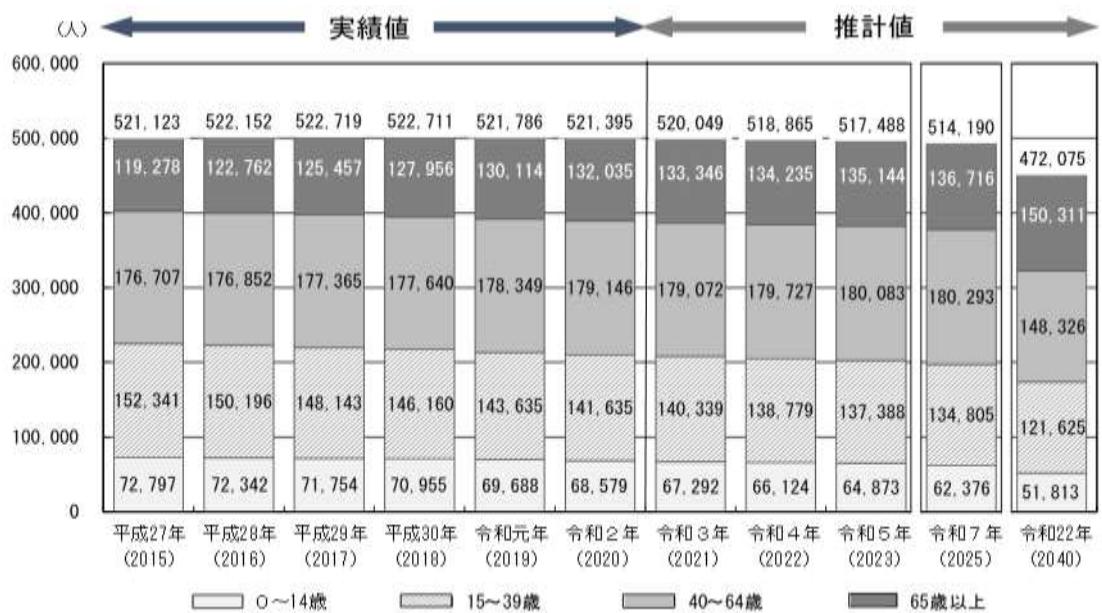
ア 人 口

本市の総人口は、平成 29 (2017) 年まで増加傾向にありましたが、平成 30 (2018) 年に減少に転じ、令和 2 (2020) 年 9 月末現在で 521,395 人となっています。

また、年齢区分別にみると、0～14 歳人口及び 15～39 歳人口は減少傾向が続いている一方、40～64 歳人口及び 65 歳以上人口は増加傾向が続いています。

将来推計によると、本市の総人口は今後も減少し続け、本計画の最終年度となる令和 5 (2023) 年には 517,488 人、令和 7 (2025) 年には 514,190 人、令和 22 (2040) 年には 472,075 人となることが見込まれます。

■ 人口（年齢区分別）の推移



出典（実績値）：宇都宮市「人口統計情報」（各年 9 月末現在）

本市の総人口の将来推計について、「総人口指数（※）」により栃木県、全国、中核市と比較すると、令和 22 (2040) 年には、いずれの地域も減少する中、他の地域と比べて少ない減少幅に抑えられています。

※ 総人口指数：平成 27 (2015) 年を 100 とした場合の人口比率（中核市は福島県内を除く）

【参考】総人口指数の比較

	令和 7 (2025) 年	令和 22 (2040) 年
宇都宮市	100.4	95.4
栃木県	94.9	83.4
全国	96.4	87.3
中核市	97.1	88.6

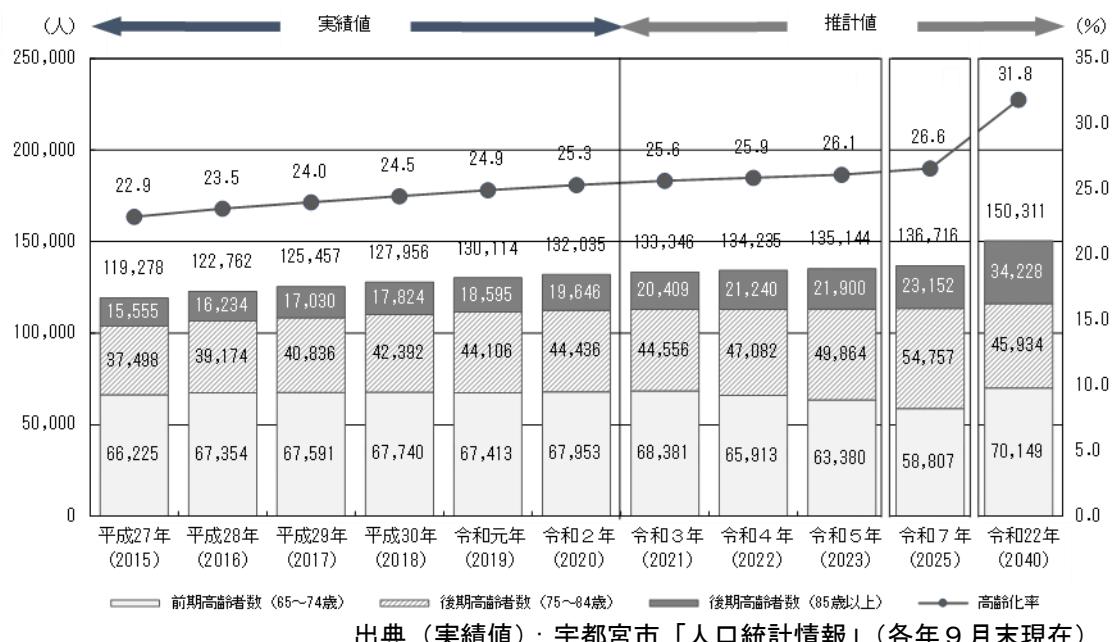
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 30 年推計）」

イ 高齢者数

本市の高齢者数（65歳以上人口）は、後期高齢者数（75歳以上人口）を中心に増加傾向にあり、令和2（2019）年9月末現在で132,035人となっています。

将来推計によると、本市の高齢者数は今後も増加し続け、本計画の最終年度となる令和5（2023）年には135,144人、令和7（2025）年には136,716人、令和22（2040）年には150,311人となり、高齢化率もそれぞれ26.1%、26.6%、31.8%と上昇していくことが見込まれます。また、年齢区分別にみると、後期高齢者数が増加し続ける一方で、しばらくは支え手として期待される前期高齢者数が減少すると見込まれますが、令和22（2040）年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、前期高齢者数が大きく増加するほか、団塊の世代が90歳を超える、85歳以上人口が大きく増加すると予想されます。なお、令和7（2025）年までの推計値は、前計画で行った推計と同様となっています。

■ 高齢者数（年齢区分別）及び高齢化率の推移



出典（実績値）：宇都宮市「人口統計情報」（各年9月末現在）

本市の高齢化率の推移について、栃木県、全国、中核市と比較すると、令和22（2040）年まで、他の地域と比べて低い割合で推移することが見込まれます。

【参考】高齢化率の比較

	平成27（2015）年	令和7（2025）年	令和22（2040）年
宇都宮市	23.0%	25.7%	30.3%
栃木県	25.9%	30.6%	35.7%
全国	26.6%	30.0%	35.3%
中核市	26.4%	29.7%	35.2%

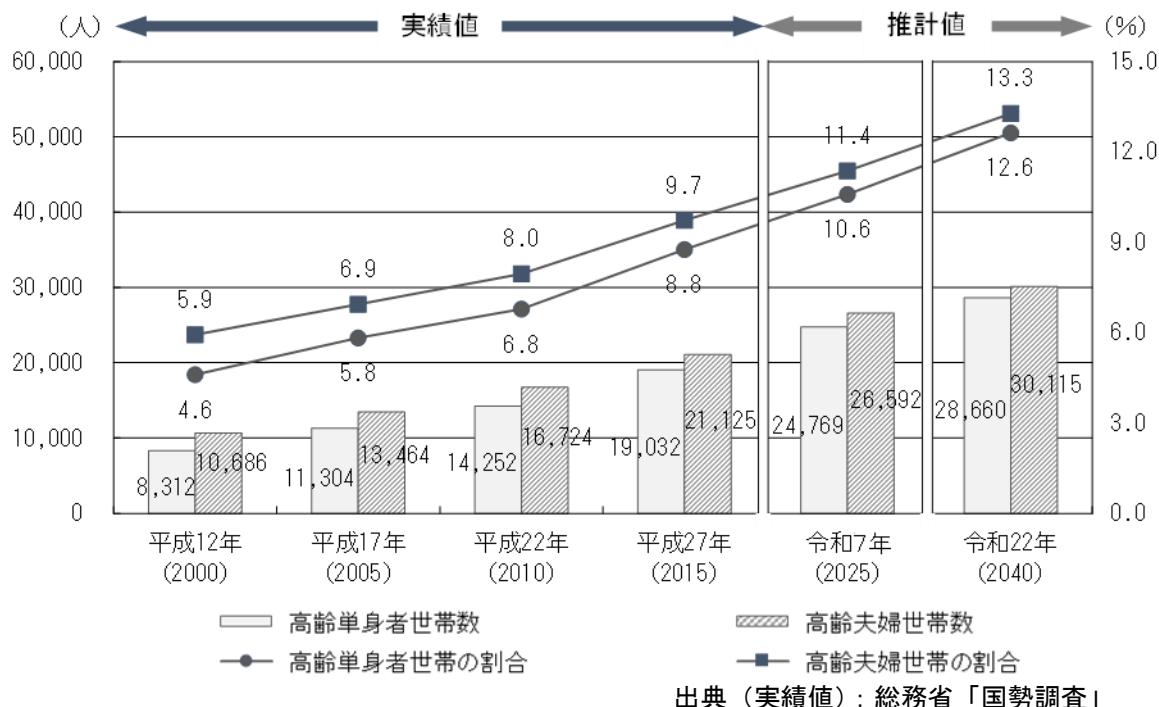
出典：実績値…総務省「住民基本台帳に基づく人口」、
推計値…国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成30年推計）」

ウ 高齢世帯数

本市の高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数は、ともに増加傾向にあり、平成12（2000）年からの15年間でそれぞれ1万世帯以上増加し、平成27（2015）年には高齢単身者世帯が19,032世帯、高齢夫婦世帯が21,125世帯となっています。

将来推計によると、本市の高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数はともに今後も増加し続け、令和7（2025）年には前者が24,769世帯、後者が26,592世帯、令和22（2040）年には前者が28,660世帯、後者が30,115世帯となり、一般世帯数に占める割合も上昇していくことが見込まれます。

■ 高齢世帯数（高齢単身者世帯数・高齢夫婦世帯数）及び一般世帯数に占める割合の推移



本市の一般世帯数に占める高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の割合の実績について、平成27（2015）年の国勢調査の結果により、栃木県、全国、中核市と比較すると、他の地域と比べて低い割合となっています。

【参考】一般世帯数に占める高齢単身者世帯数及び高齢夫婦世帯数の割合の比較

	高齢単身者世帯の割合	高齢夫婦世帯の割合
宇都宮市	8.8%	9.7%
栃木県	9.2%	10.6%
全国	11.1%	11.4%
中核市	11.1%	10.1%

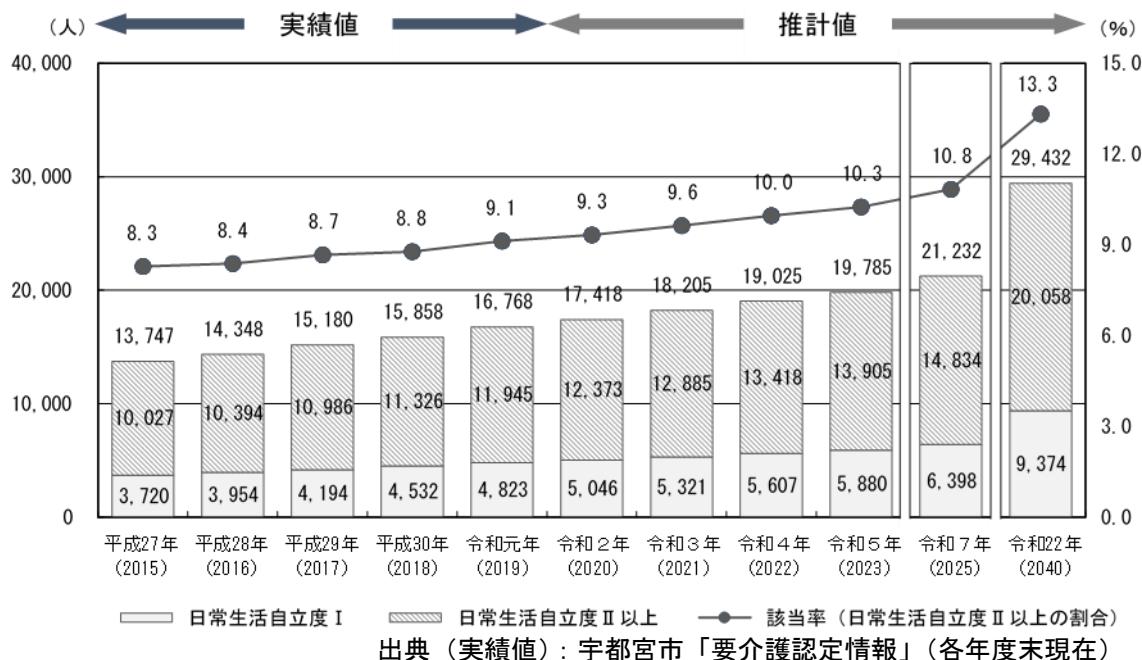
出典：総務省「国勢調査」

工 認知症の人の数

本市の65歳以上の認知症の人（要介護・要支援認定者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の人）の数は、増加傾向にあり、令和元（2019）年度末現在で11,945人、高齢者全体に占める割合（該当率）は、9.1%となっています。

将来推計によると、本市の65歳以上の認知症の人の数は、本計画の最終年度となる令和5（2023）年度末には13,905人、令和7（2025）年度末には14,834人、令和22（2040）年度末には20,058人となり、該当率も上昇していくことが見込まれます。

■ 65歳以上の認知症の人の数（日常生活自立度Ⅰ・Ⅱ以上）及び該当率の推移

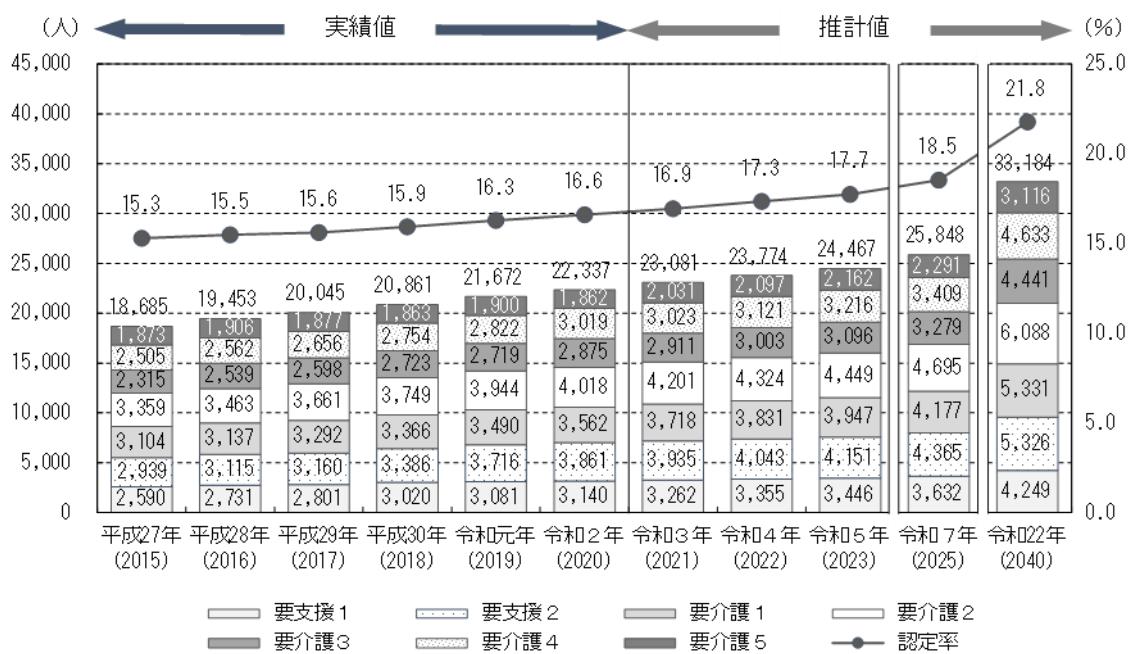


才 要介護・要支援認定者数

本市の要介護・要支援認定者数は、増加傾向にあり、平成27（2015）年から令和2（2020）年までの5年間で3,652人（19.5%）増加し、特に要支援認定者数が大きく増加しています。また、第1号被保険者数に占める割合（認定率）も上昇してきており、令和2（2020）年9月末現在で16.6%となっています。

将来推計によると、本市の要介護・要支援認定者数は今後も増加し続け、本計画の最終年度となる令和5（2023）年には24,467人、令和7（2025）年には25,848人、令和22（2040）年には33,184人となり、認定率も、令和7（2025）年で18.5%、令和22（2040）年で21.8%と、上昇していくことが見込まれます。

■ 要介護・要支援認定者数及び認定率の推移

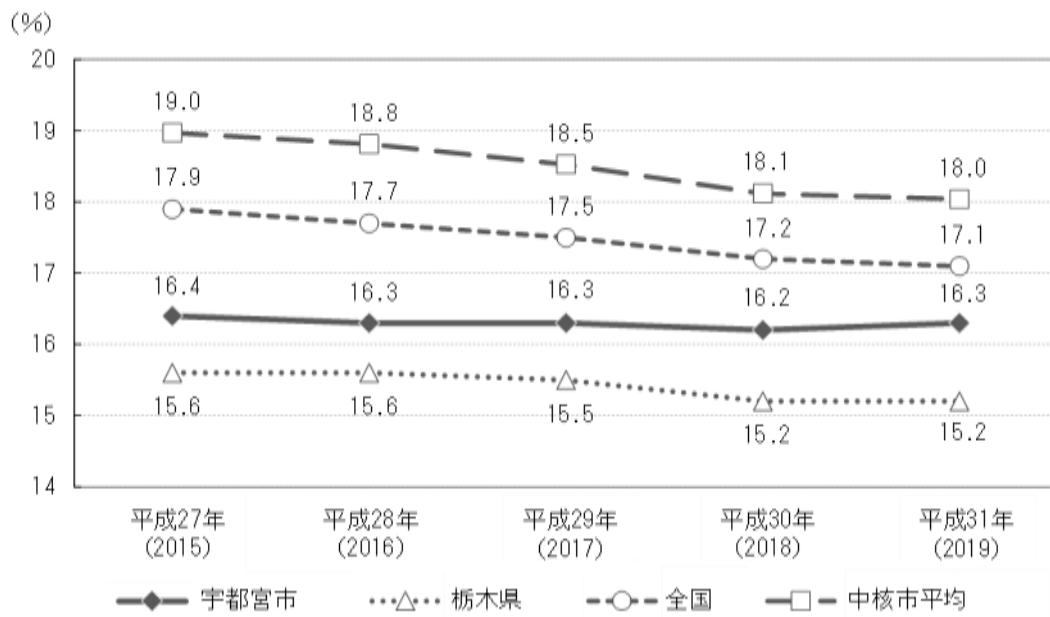


出典（実績値）：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月月報）

本市の認定率の実績について、「調整済み認定率（※）」により栃木県、全国、中核市と比較すると、全国、中核市より低く、栃木県より高い水準となっています。また、栃木県、全国、中核市は低下傾向がみられますが、本市は、おむね横ばいで推移しています。

※ 調整済み認定率：第1号被保険者の性別・年齢別構成比の影響を除外した認定率

■ 本市と他地域との比較（調整済み認定率）



出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム（各年3月末現在）」

(2) 市民・事業者の意向等

基礎調査（アンケート調査）について

本市における高齢者の健康意識や介護サービスの利用状況などを把握するため、市民や介護サービス事業所などを対象としたアンケート調査を行いました。

〔調査概要〕

- ・ 調査期間

令和元（2019）年12月13日から令和2（2020）年1月6日まで

- ・ 調査方法

郵送

- ・ 調査の種類

① 高齢期市民調査

要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の市民を対象に、市民の健康課題や社会参加の状況、本市の高齢者福祉施策への認知度などを把握するもの

② 壮年期市民調査

これから高齢期を迎えることとなる40～64歳の市民を対象に、市民の健康課題や社会参加の状況、本市の高齢者福祉施策への認知度などを把握するもの

③ 在宅介護実態調査

市内在住の要介護・要支援認定者を対象に、介護サービスの利用状況や介護者の負担などを把握するもの

④ 医療機関調査

本市の医療機関（病院、小児科単科を除く診療所、歯科診療所、薬局）を対象に、認知症の診療状況や介護事業所との連携状況などを把握するもの

⑤ 介護サービス事業所調査

本市の介護サービス事業所等（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含む）を対象に、「現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者」の状況や介護人材の実態などを把握するもの

- ・ 調査の結果

調査種別	発送数	回収数	回収率
① 高齢期市民調査	11,700	7,019	60.0%
② 壮年期市民調査	11,700	4,935	42.2%
③ 在宅介護実態調査	2,028	1,061	52.3%
④ 医療機関調査			
病院	31	20	64.5%
有床診療所	34	19	55.9%
無床診療所	220	125	56.8%
歯科診療所	180	112	62.2%
薬局	140	100	71.4%
⑤ 介護サービス事業所調査			
居宅介護支援	160	145	90.6%
訪問サービス	165	100	60.6%
通所サービス	236	151	64.0%
施設・居住サービス	140	95	67.9%

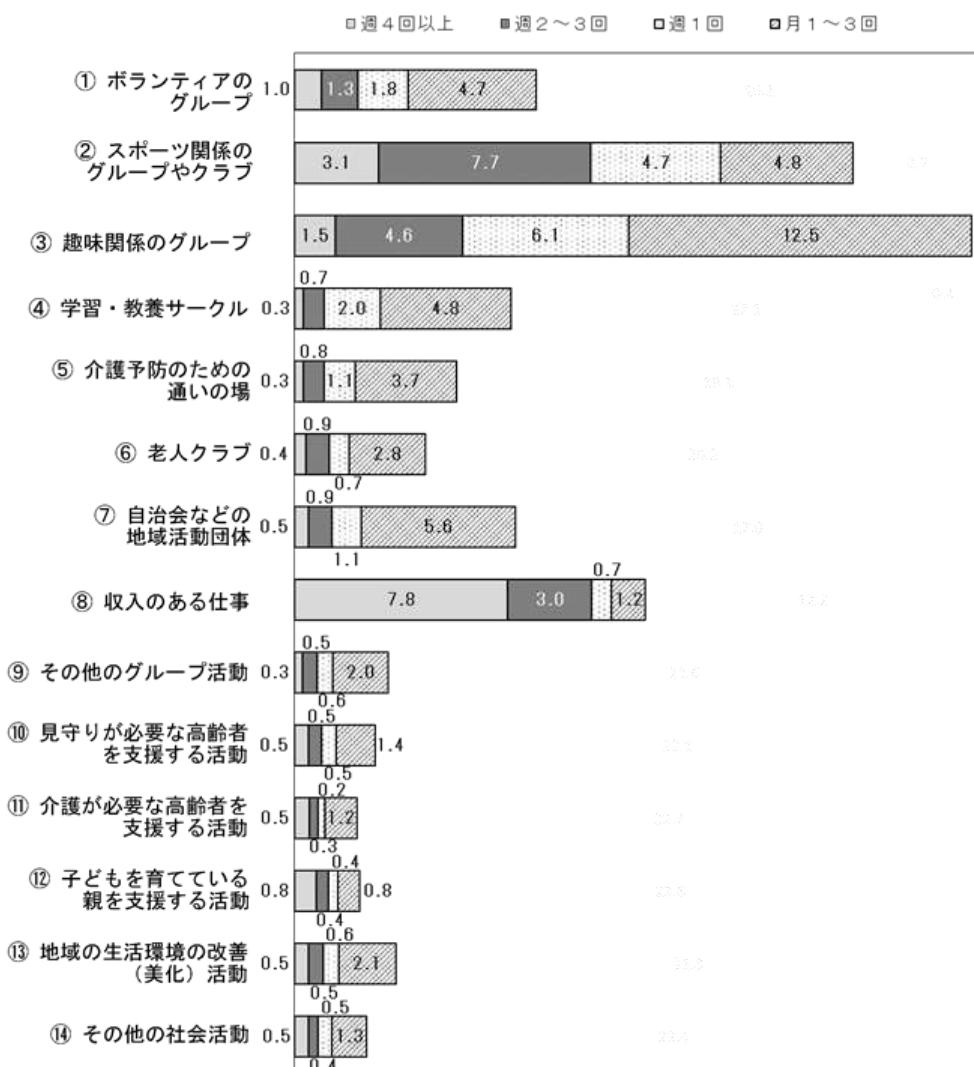
ア 市民の社会参加の状況

① 参加の頻度

高齢期の市民における、グループ活動や地域活動への参加頻度について、月に1～3回以上参加している人の割合は、「趣味関係のグループ」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「収入のある仕事」の順に高くなっています。

■ グループ活動や地域活動への参加頻度 [①高齢期市民調査]

[月に1～3回以上参加している人の割合 (%)]



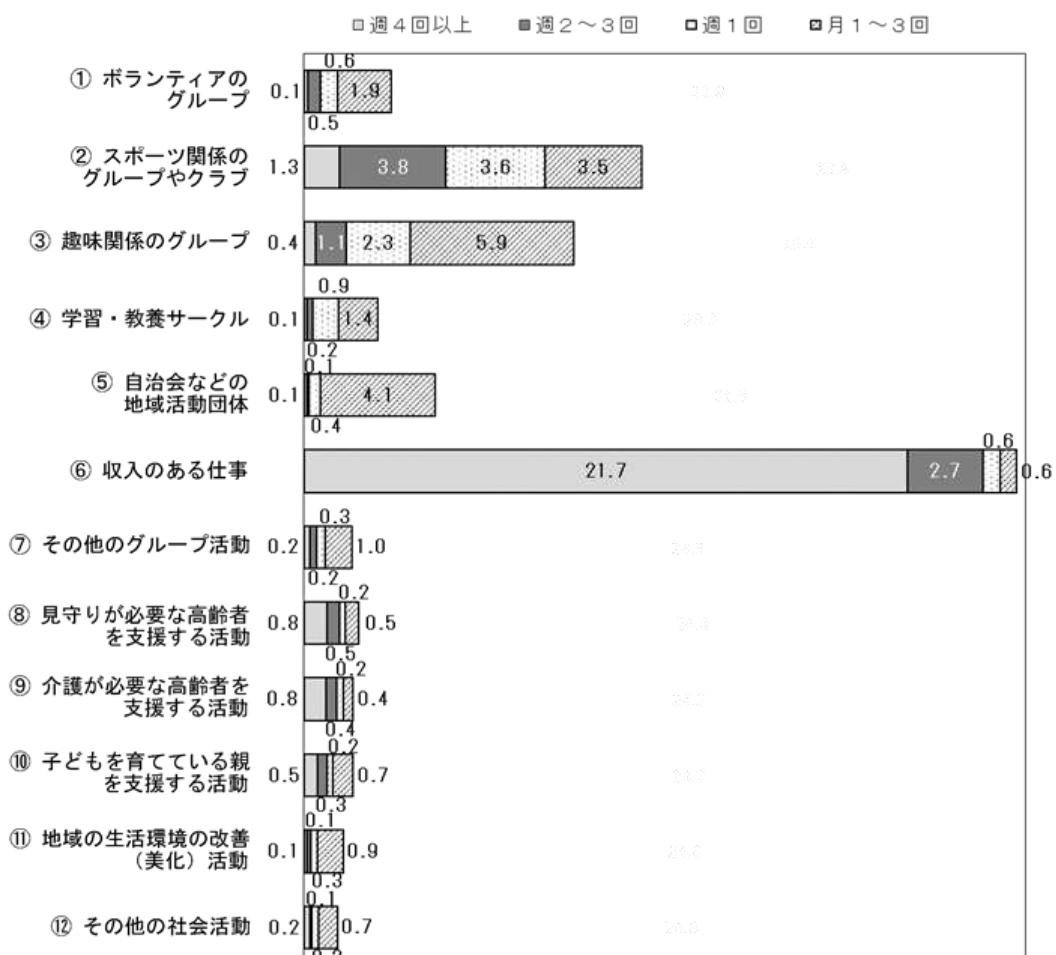
[上記以外の人の割合 (%)]

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
年に数回	5.4	2.7	6.1	4.0	2.0	5.8	18.5	1.7	2.4	2.3	1.7	1.6	12.6	2.7
参加していない	56.6	49.6	45.6	57.4	61.6	60.7	46.7	55.2	58.6	63.1	63.7	63.7	53.6	58.7
無回答	29.1	27.4	23.7	30.8	30.5	28.8	26.8	30.4	35.6	31.7	32.4	32.4	30.1	36.0

壮年期の市民では、月に1～3回以上参加している人の割合は、「収入のある仕事」、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「趣味関係のグループ」の順に高くなっています。

■ グループ活動や地域活動への参加頻度 [②壮年期市民調査]

[月に1～3回以上参加している人の割合 (%)]



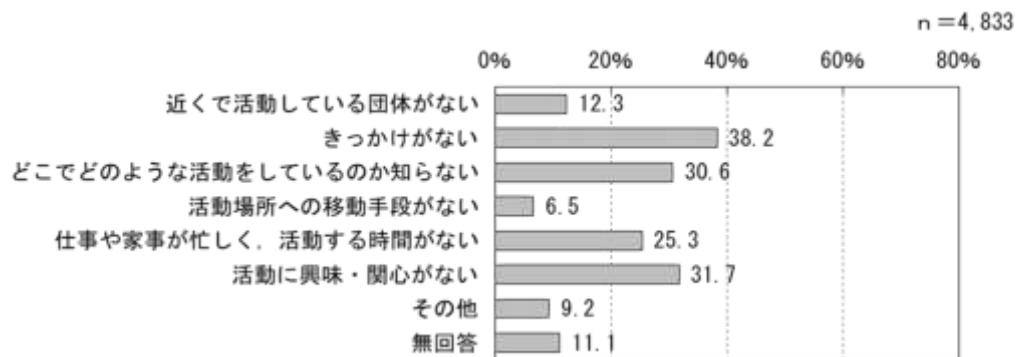
[上記以外の人の割合 (%)]

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
年に数回	1.9	3.5	5.9	1.4	4.1	0.6	1.0	0.5	0.4	0.7	0.9	0.7	1.9	3.5
参加していない	4.0	3.8	6.4	2.8	25.9	1.7	1.4	0.8	0.9	2.5	14.3	1.3	4.0	3.8
無回答	85.5	77.1	76.9	86.5	63.0	65.3	82.0	89.6	89.5	88.0	76.9	83.6	85.5	77.1

② 参加していない理由

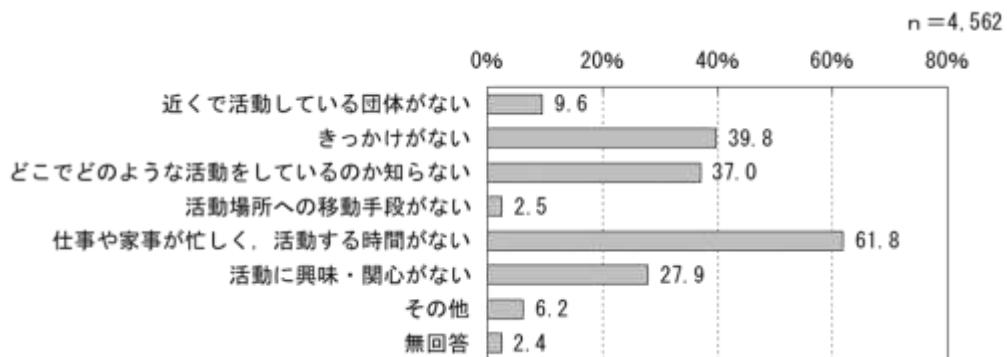
高齢期の市民における、グループ活動や地域活動に参加していない理由については、「きっかけがない」の割合が最も高く、次いで「活動に興味・関心がない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」となっています。

■ グループ活動や地域活動に参加していない理由 [①高齢期市民調査]



壮年期の市民では、「仕事や家事が忙しく、活動する時間がない」の割合が最も高く、次いで「きっかけがない」、「どこでどのような活動をしているのか知らない」となっています。

■ グループ活動や地域活動に参加していない理由 [②壮年期市民調査]

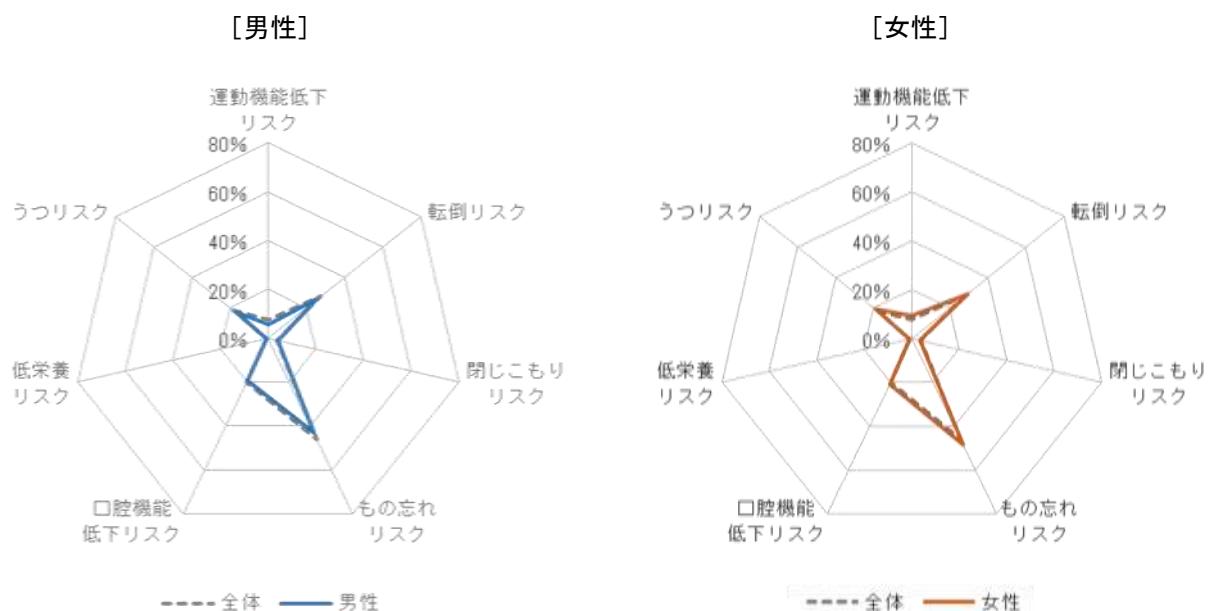


イ 高齢者の要介護・要支援リスク

① 性別による各種リスク該当者の状況

高齢期市民調査の回答結果から要介護・要支援リスクを判定し、リスク該当者の割合を性別にみると、女性の方が男性に比べて、「もの忘れリスク」、「運動機能低下リスク」、「転倒リスク」などが高くなっています。

■ 各種リスク該当者（性別）の割合 [①高齢期市民調査]



[各種リスクの判定基準]

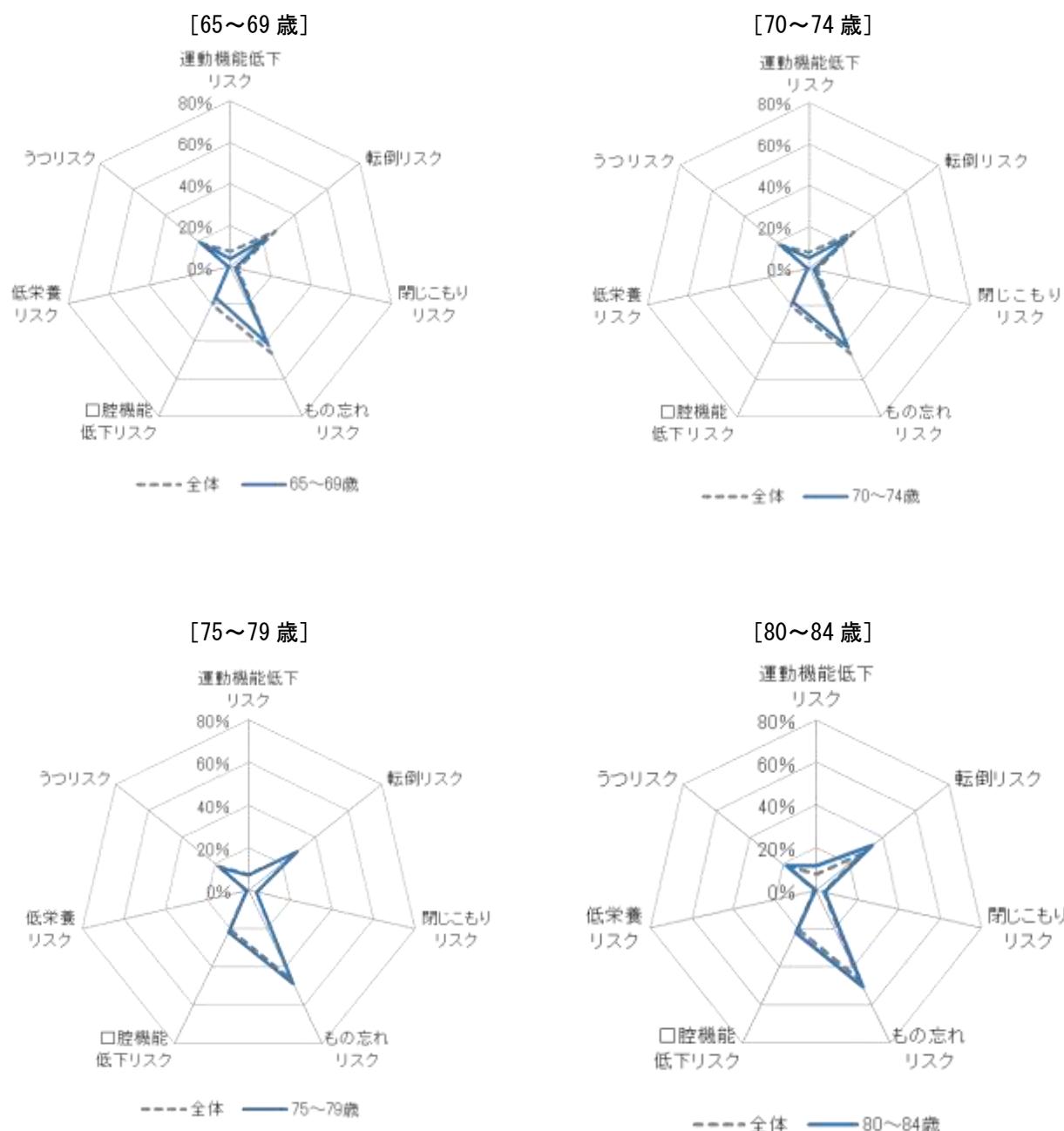
- 運動機能低下リスク（3項目以上に該当）
 - ・ 階段を手すりや壁をつたわらずに昇ることができない
 - ・ 椅子から何もつかまらずに立ち上がることができない
 - ・ 15分位続けて歩くことができない
 - ・ 過去1年間、転んだ経験が1度、または何度もある
 - ・ 転倒に対してとても不安、またはやや不安である
- 転倒リスク
 - ・ 過去1年間、転んだ経験が1度、または何度もある
- 閉じこもりリスク
 - ・ 外出する頻度が週1回、またはほとんど外出しない
- もの忘れリスク
 - ・ もの忘れが多いと感じる
- 口腔機能低下リスク（2項目以上に該当）
 - ・ 半年前に比べて固い物が食べにくくなった
 - ・ お茶や汁物等でむせることがある
 - ・ 口の渇きが気になる
- 低栄養リスク（2項目すべてに該当）
 - ・ BMIが18.5未満 ※ BMI：体重(kg)を身長(m)の2乗で除した値
 - ・ 6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がある
- うつリスク（1項目以上に該当）
 - ・ 過去1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがある
 - ・ 過去1か月間、物事に興味がわかない、または心から楽しめない感じがある

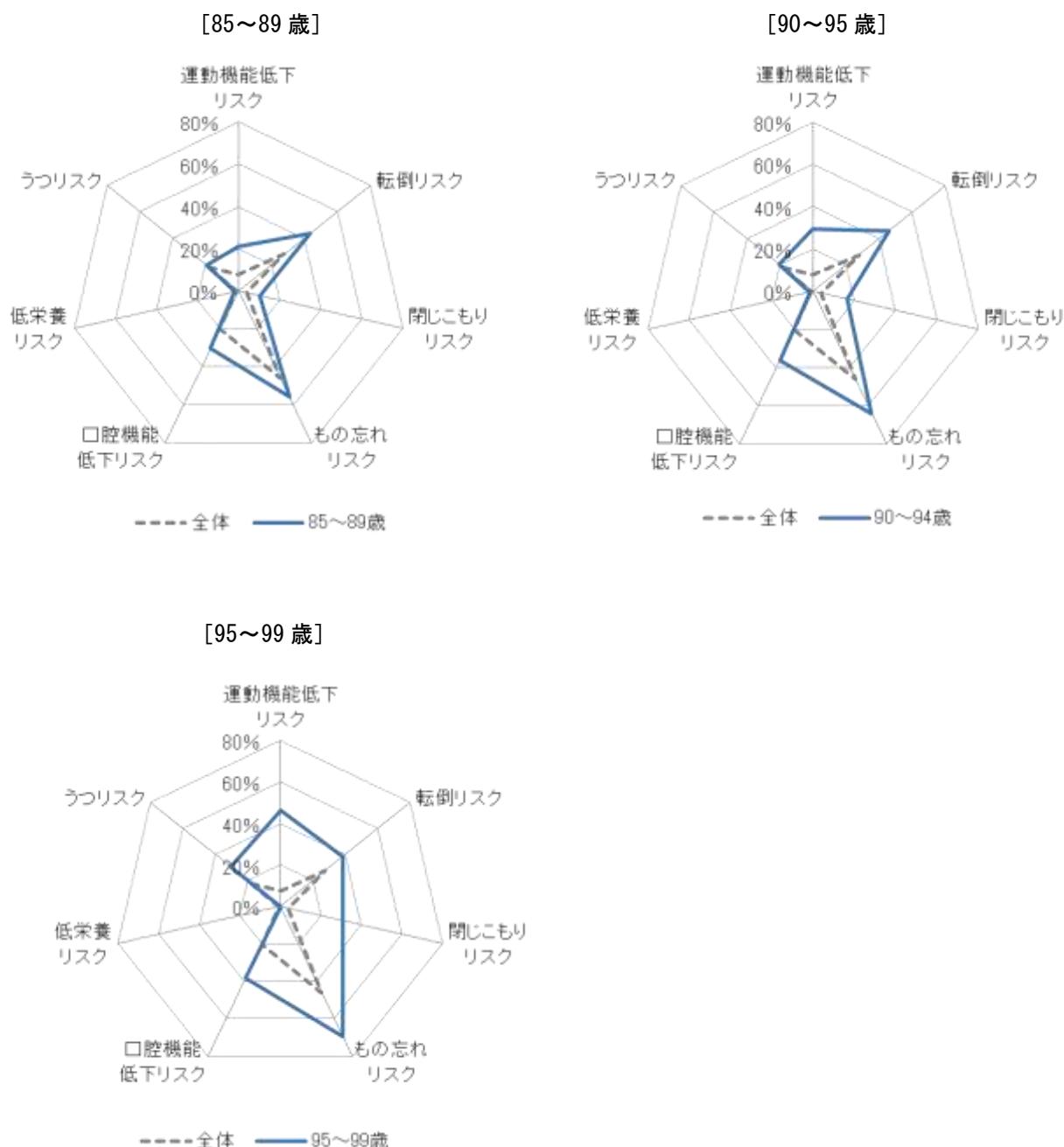
② 年齢による各種リスク該当者の状況

年齢別では、85歳以降にリスク該当者の割合が大きく増加する傾向がみられます。特に、「転倒リスク」、「運動機能低下リスク」、「口腔機能低下リスク」が高くなります。

さらに、90歳以降では「もの忘れリスク」が高くなり、95歳以降では「閉じこもりリスク」、「うつリスク」が高くなります。

■ 各種リスク該当者（年齢別）の割合 [①高齢期市民調査]





	運動機能 低下リスク	転倒 リスク	閉じこもり リスク	もの忘れ リスク	口腔機能 低下リスク	低栄養 リスク	うつ リスク
65~69歳	3.9%	22.6%	2.3%	41.0%	16.2%	0.8%	18.8%
70~74歳	4.9%	23.4%	2.4%	42.8%	18.1%	0.9%	17.7%
75~79歳	7.2%	29.0%	3.7%	48.6%	21.9%	0.7%	17.1%
80~84歳	11.2%	33.5%	4.1%	50.3%	22.3%	0.5%	18.0%
85~89歳	21.0%	43.7%	10.5%	56.1%	30.4%	2.1%	19.5%
90~95歳	29.5%	45.9%	16.4%	63.9%	36.1%	1.6%	20.5%
95~99歳	46.2%	38.5%	30.8%	69.2%	38.5%	0.0%	30.8%
(全体)	7.6%	27.7%	3.7%	46.0%	20.2%	0.9%	18.1%

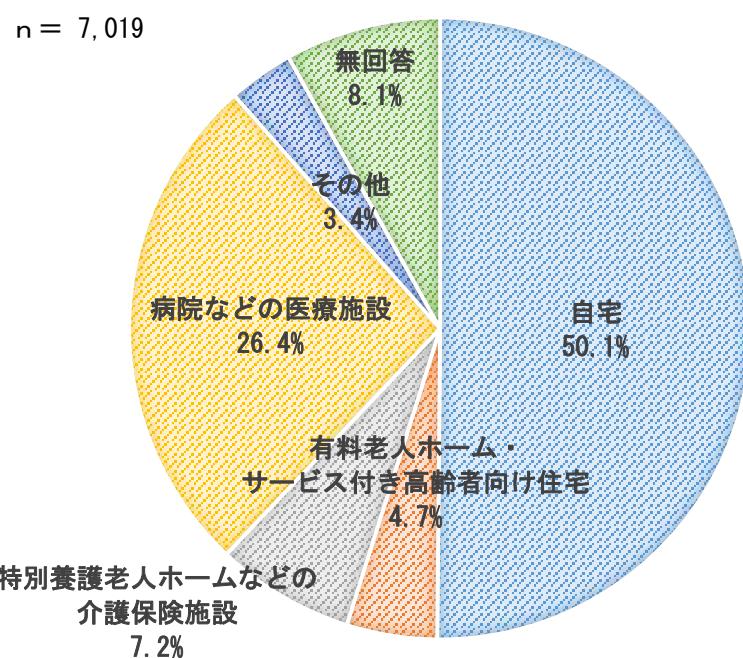
ウ 住み慣れた住まいでの生活の継続

① 人生の最期を迎えるたい場所

高齢期の市民における、人生の最期をどこで迎えたいかについては、「自宅」の割合が50.1%と、全体のおよそ半数を占めています。

前回調査と比較すると、「自宅」の割合がやや増加しています。

■ 人生の最期をどこで迎えたいか [①高齢期市民調査]



【参考】前回調査との経年比較

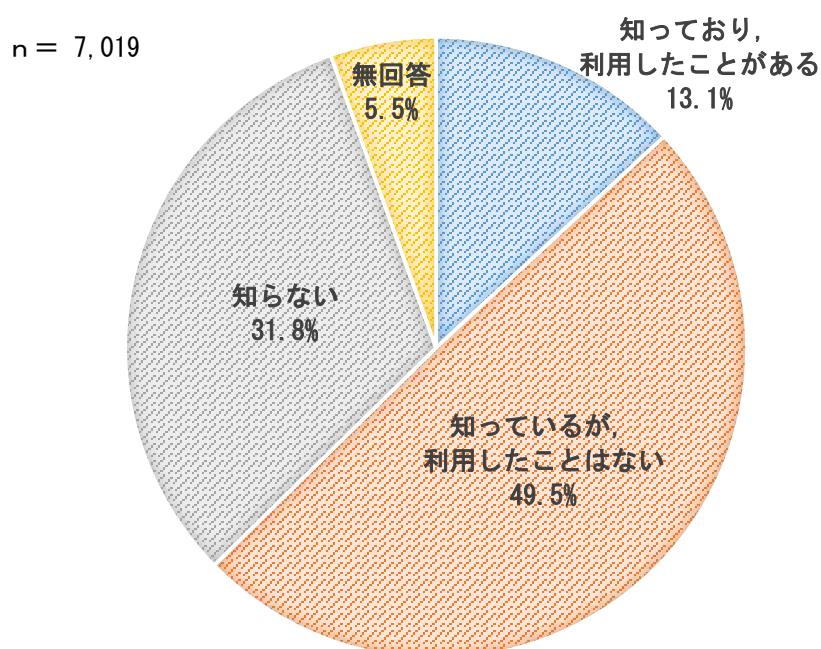
	今回	前回	増減
自宅	50.1%	48.5%	1.6
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	4.7%	5.8%	-1.1
特別養護老人ホームなどの介護保険施設	7.2%	6.9%	0.3
病院などの医療施設	26.4%	27.6%	-1.2
その他	3.4%	3.8%	-0.4
無回答	8.1%	7.4%	0.7

② 地域包括支援センターの認知度

高齢期の市民における、地域包括支援センターを知っているかについては、「知っており、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」の割合を合わせると 62.6%と、全体のおよそ 6 割を占めています。

前回調査と比較すると、「知っており、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」の割合がともにやや増加しています。

■ 地域包括支援センターを知っているか [①高齢期市民調査]



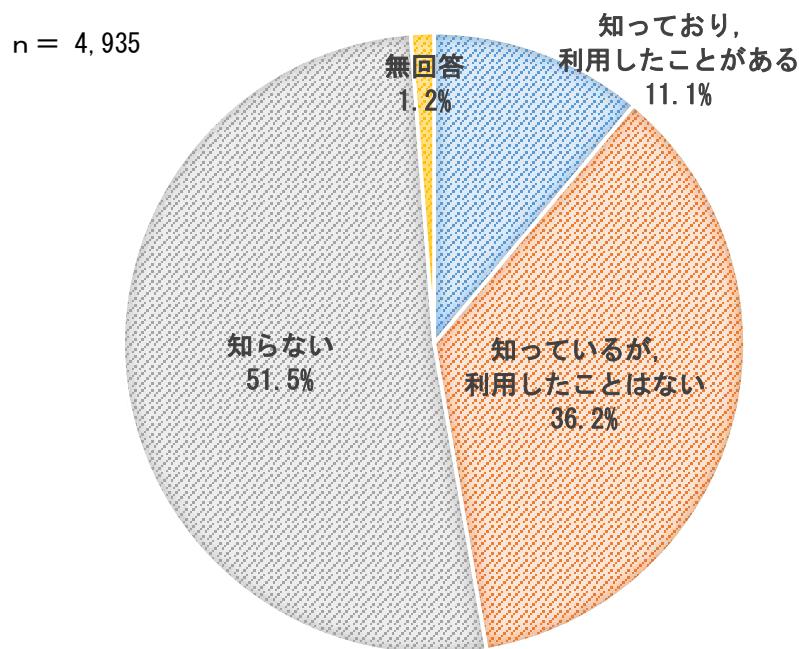
【参考】前回調査との経年比較

	今 回	前 回	増 減
知っており、利用したことがある	13.1%	9.8%	3.3
知っているが、利用したことはない	49.5%	47.5%	2.0
知らない	31.8%	31.9%	-0.1
無回答	5.5%	10.9%	-5.4

壮年期の市民では、「知らない」の割合が51.5%と、全体のおよそ半数を占めています。

前回調査と比較すると、「知らない」と「知っているが利用したことはない」の割合がともにやや増加しています。

■ 地域包括支援センターを知っているか [②壮年期市民調査]



【参考】前回調査との経年比較

	今 回	前 回	増 減
知っており、利用したことがある	11.1%	9.8%	1.3
知っているが、利用したことはない	36.2%	33.1%	3.1
知らない	51.5%	47.2%	4.3
無回答	1.2%	9.9%	-8.7

③ 高齢社会において必要な施策

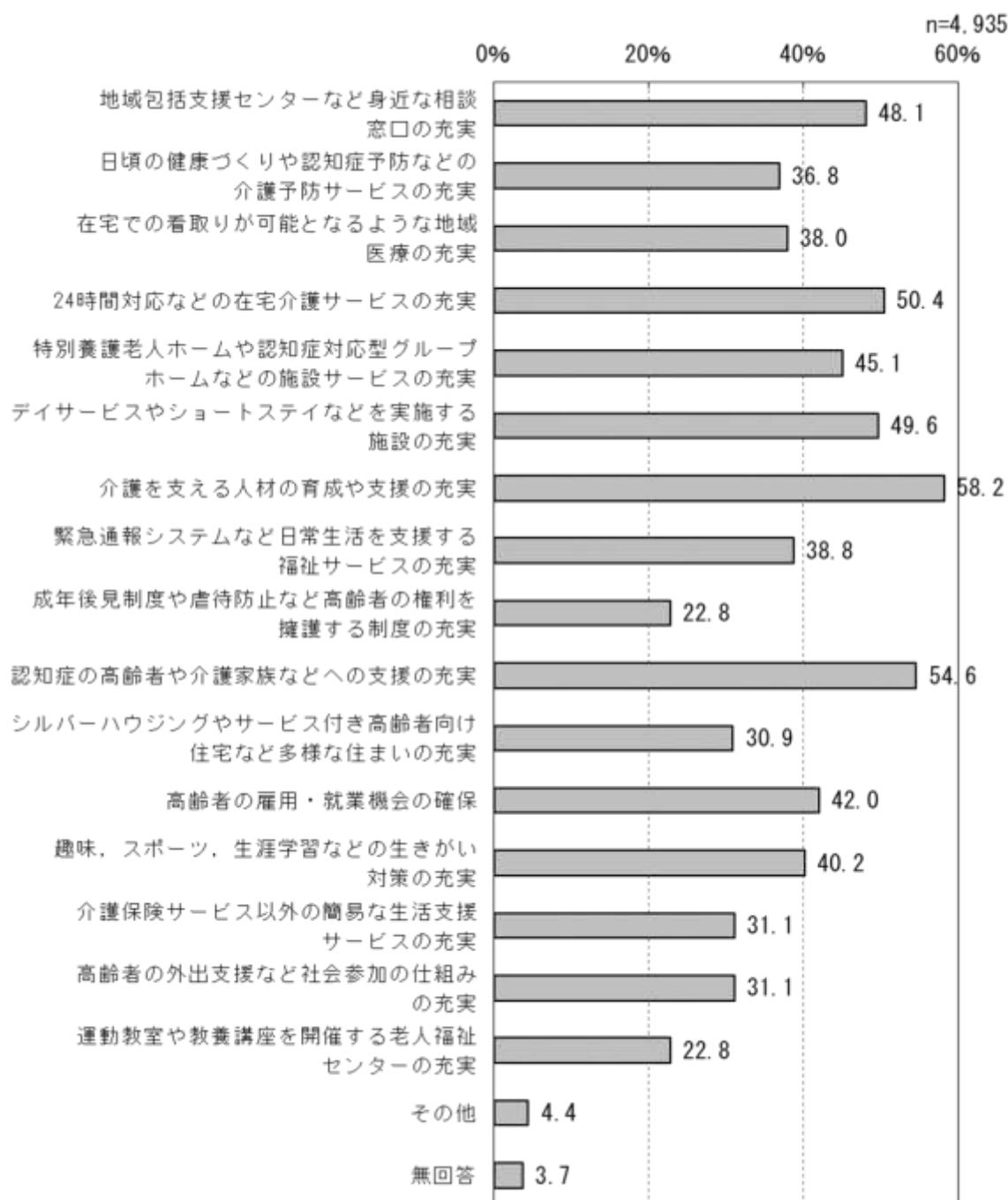
高齢期の市民における、高齢社会において必要だと思う施策については、「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」の割合が最も高く、次いで「認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実」、「介護を支える人材の育成や支援の充実」となっています。

■ 高齢社会において必要だと思う施策 [①高齢期市民調査]



壮年期の市民では、「介護を支える人材の育成や支援の充実」の割合が最も高く、次いで「認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実」、「24時間対応などの在宅介護サービスの充実」となっています。

■ 高齢社会において必要だと思う施策 [②壮年期市民調査]

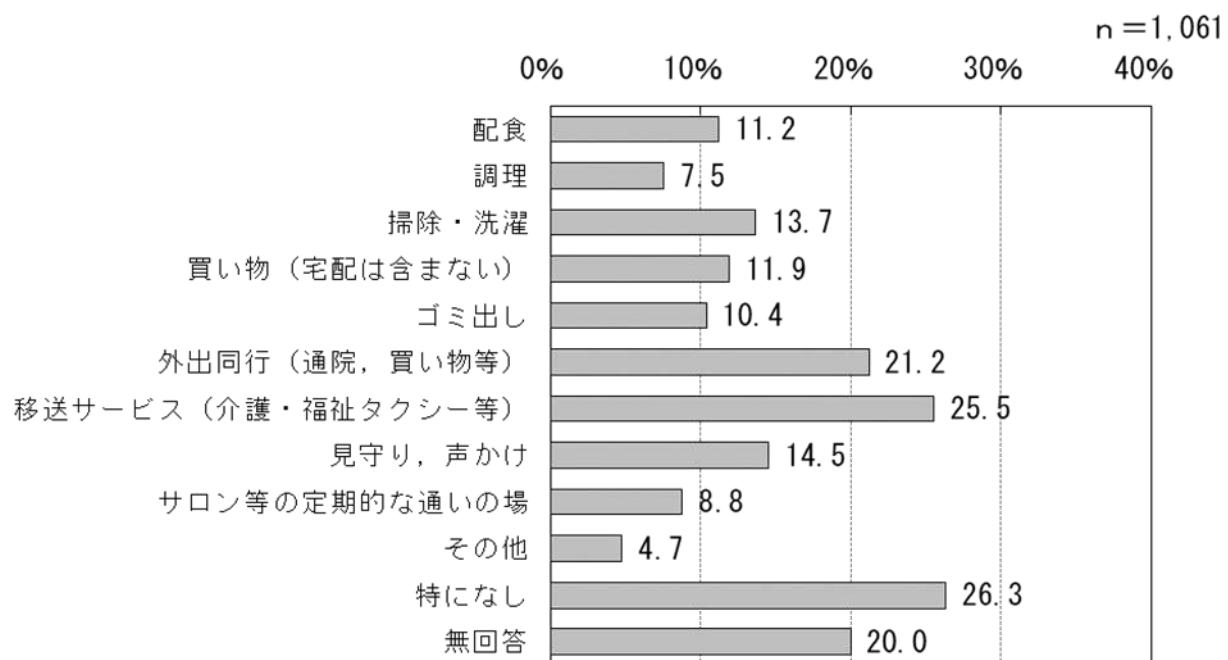


④ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

在宅で生活する要介護・要支援認定者における、在宅生活の継続に必要な支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買い物等）」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「掃除・洗濯」の割合が減少しています。

■ 在宅生活の継続に必要だと感じる支援・サービス [③在宅介護実態調査]



【参考】前回調査との経年比較

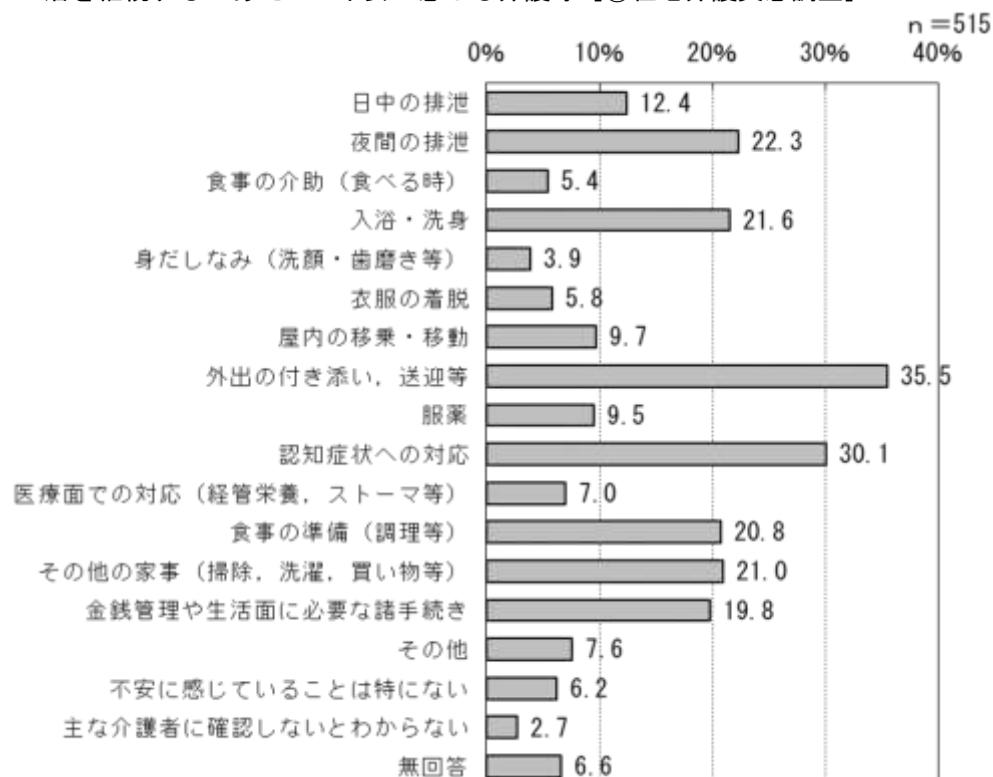
	今回	前回	増減
配食	11.2%	12.4%	-1.2
調理	7.5%	10.5%	-3.0
掃除・洗濯	13.7%	19.6%	-5.9
買い物（宅配は含まない）	11.9%	14.8%	-2.9
ゴミ出し	10.4%	11.8%	-1.4
外出同行（通院、買い物等）	21.2%	22.7%	-1.5
移送サービス（介護・福祉タクシー等）	25.5%	25.2%	0.3
見守り、声かけ	14.5%	17.5%	-3.0
サロン等の定期的な通いの場	8.8%	8.4%	0.4
その他	4.7%	5.1%	-0.4
特になし	26.3%	31.5%	-5.2
無回答	20.0%	11.7%	8.3

⑤ 主な介護者が不安に感じる介護等

在宅で生活する要介護・要支援認定者の主な介護者における、現在の生活を継続するにあたって不安に感じる介護等については、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「外出の付き添い、送迎等」の割合が増加し、「日中の排泄」の割合が減少しています。

■ 現在の生活を継続するにあたって不安に感じる介護等 [③在宅介護実態調査]



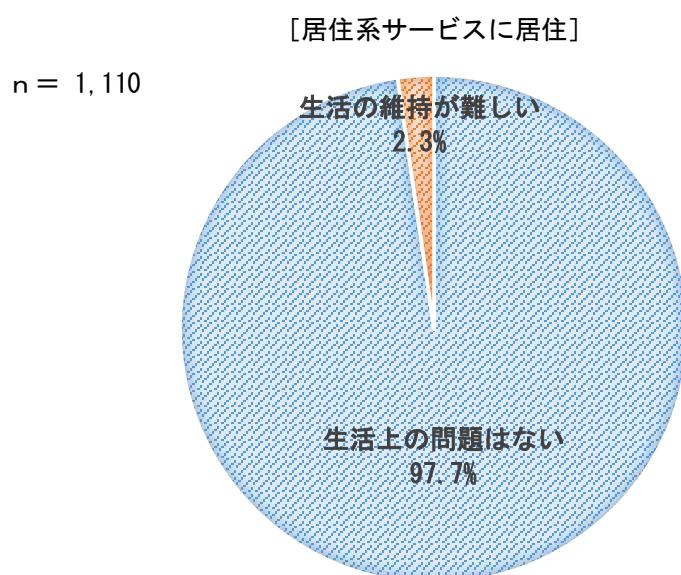
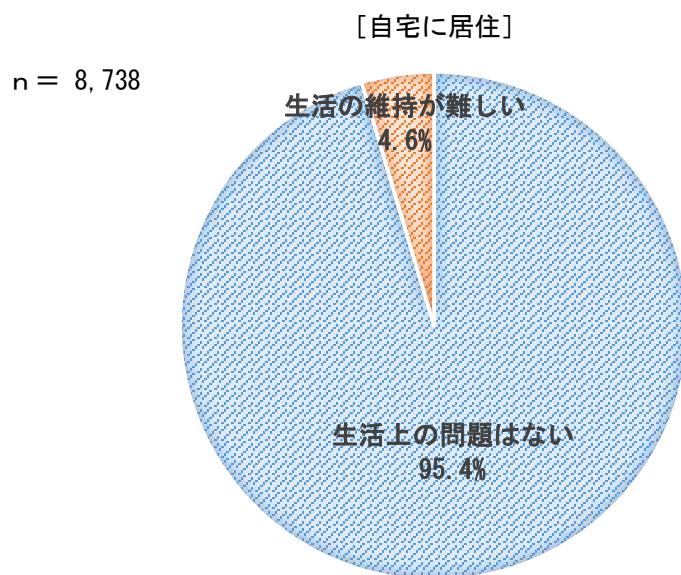
【参考】前回調査との経年比較

	今 回	前 回	増 減
日中の排泄	12.4%	18.0%	-5.6
夜間の排泄	22.3%	25.0%	-2.7
食事の介助（食べる時）	5.4%	7.5%	-2.1
入浴・洗身	21.6%	23.1%	-1.5
身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	3.9%	4.5%	-0.6
衣服の着脱	5.8%	7.8%	-2.0
屋内の移乗・移動	9.7%	13.4%	-3.7
外出の付き添い、送迎等	35.5%	28.4%	7.1
服薬	9.5%	10.2%	-0.7
認知症状への対応	30.1%	31.4%	-1.3
医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）	7.0%	5.7%	1.3
食事の準備（調理等）	20.8%	22.0%	-1.2
その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	21.0%	19.8%	1.2
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	19.8%	16.8%	3.0
その他	7.6%	7.7%	-0.1
不安に感じていることは特にない	6.2%	8.7%	-2.5
主な介護者に確認しないとわからない	2.7%	2.2%	0.5
無回答	6.6%	8.6%	-2.0

⑥ 在宅生活の維持が困難な居宅サービス利用者の状況

居宅介護支援事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所における、現在のサービス利用では在宅生活の維持が困難な居宅サービス利用者の状況については、自宅に居住している人で生活の維持が困難な人の割合は4.6%，居住系サービス（サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなど）に居住している人で生活の維持が困難な人の割合は2.3%となっています。

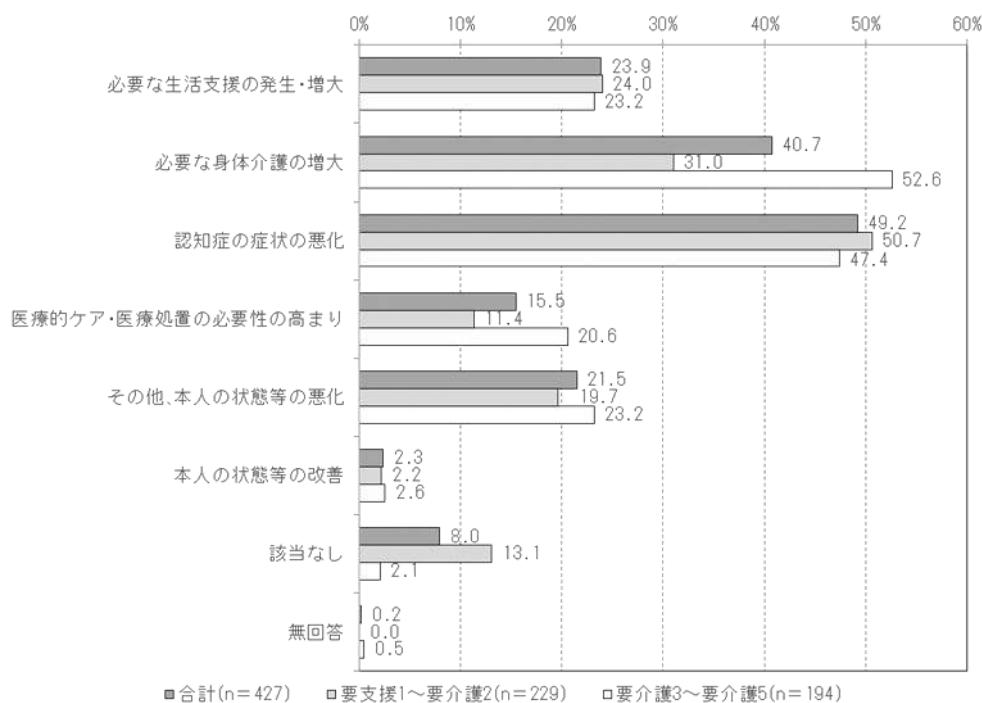
■ 在宅生活の継続が困難な居宅サービス利用者の状況 [⑤介護サービス事業所調査]



⑦ 在宅生活の維持が困難な理由

居宅介護支援事業所及び（看護）小規模多機能型居宅介護事業所における、現在のサービス利用では在宅生活の維持が困難な居宅サービス利用者について、本人の状態等に属する理由では、「認知症の症状の悪化」、「必要な身体介護の増大」の割合が高くなっています。

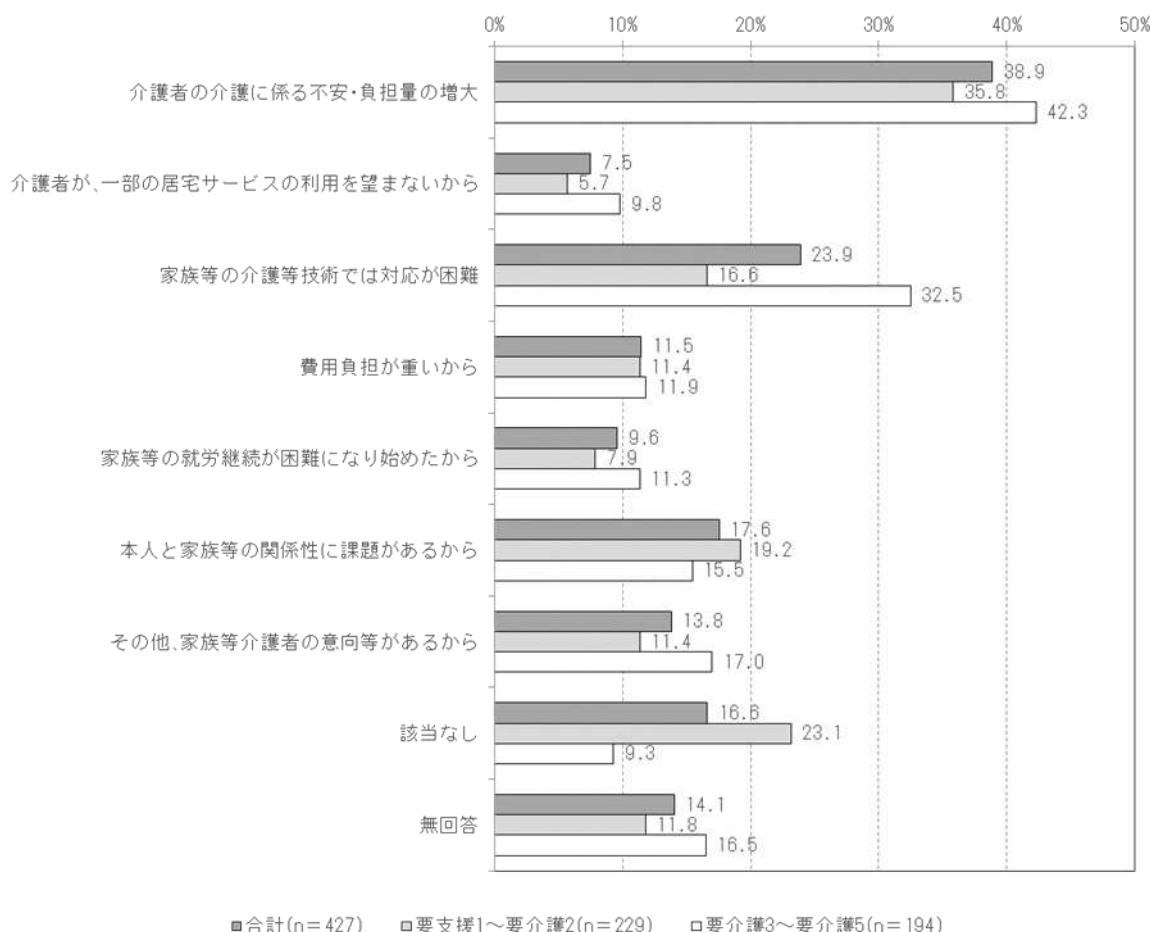
■ 在宅生活の維持が困難な理由（本人の状態等に属する理由） [⑤介護サービス事業所調査]



家族等介護者の意向や負担などに属する理由では、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」の割合が高くなっています。また、要介護3～5についてみると、「家族等の介護等技術では対応が困難」の割合が高くなっています。

■ 在宅生活の維持が困難な理由（家族等介護者の意向・負担等に属する理由）

[⑤介護サービス事業所調査]



■合計(n=427) □要支援1～要介護2(n=229) □要介護3～要介護5(n=194)

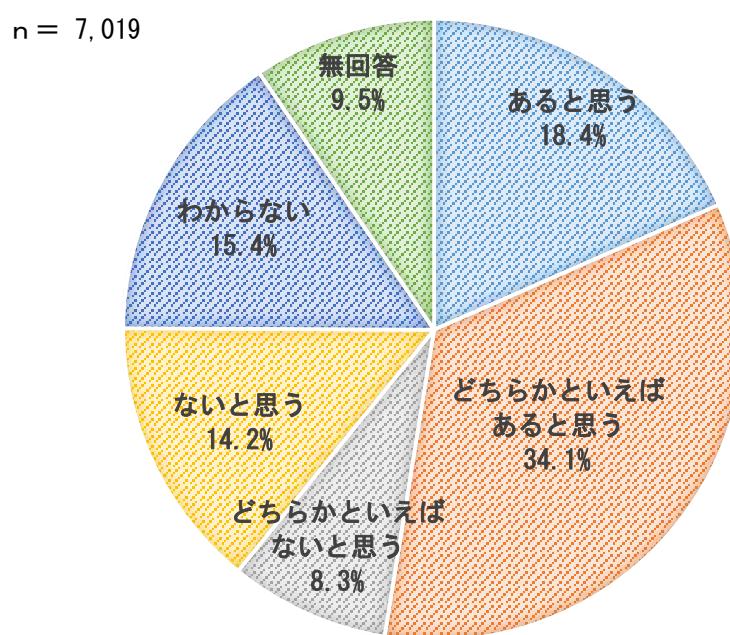
エ 「認知症対策」分野に関する状況

① 認知症に対する偏見

高齢期の市民における、認知症の人が偏見を持ってみられる傾向があるかについては、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の割合を合わせると52.5%と、全体のおよそ半数を占めています。

前回調査と比較すると、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の割合がともに減少しています。

■ 認知症の人が偏見を持ってみられる傾向があるか [①高齢期市民調査]

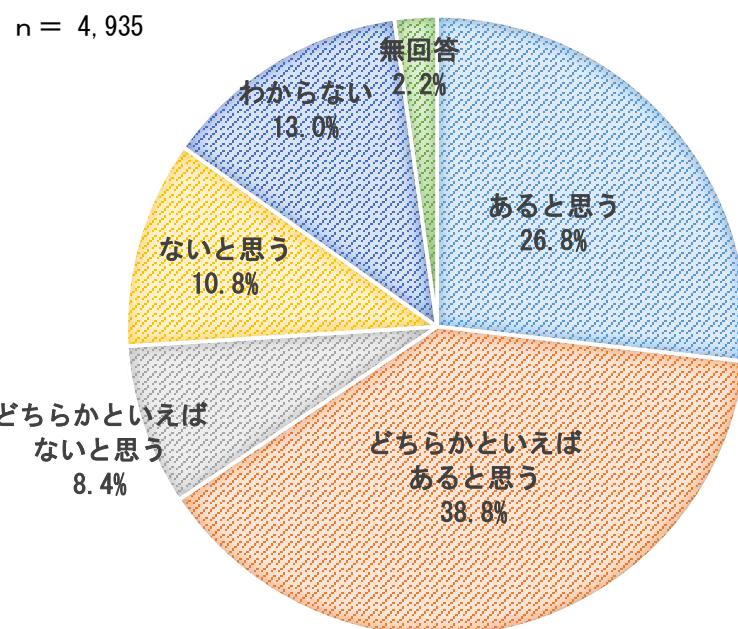


【参考】前回調査との経年比較

	今回	前回	増減
あると思う	18.4%	25.3%	-6.9
どちらかといえばあると思う	34.1%	42.8%	-8.7
どちらかといえばないと思う	8.3%	10.0%	-1.7
ないと思う	14.2%	13.1%	1.1
わからない	15.4%	5.9%	9.5
無回答	9.5%	2.9%	6.6

壮年期の市民では、「あると思う」と「どちらかといえばあると思う」の割合を合わせると65.6%と、高齢期の市民より高い割合となっています。

■ 認知症の人が偏見を持ってみられる傾向があるか [②壮年期市民調査]

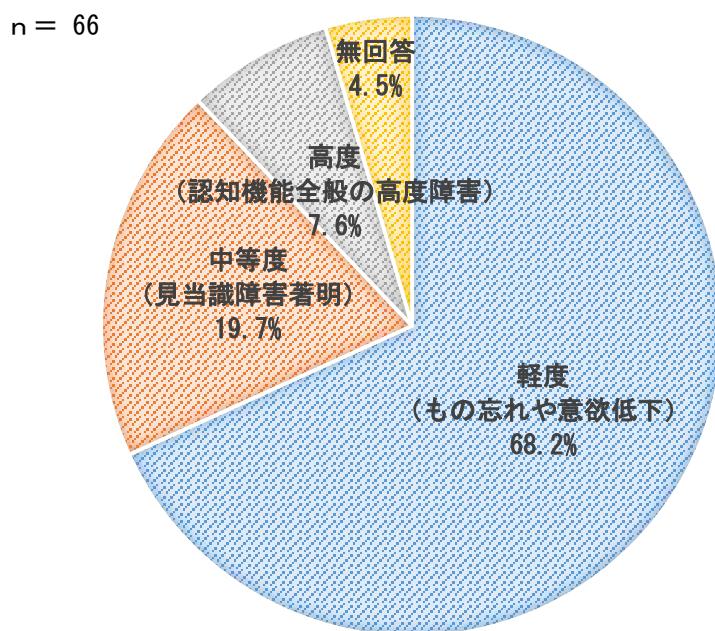


② 認知症の診療

認知症の診断を行っている医療機関における、認知症の初診時の症状については、「軽度（もの忘れや意欲低下）」の割合が68.2%と、全体のおよそ3分の2を占めています。

前回調査と比較すると、「軽度（もの忘れや意欲低下）」の割合が大きく増加し、「中等度（見当識障害著明）」の割合が大きく減少しており、認知症の人が早期の段階で受診するようになっていることが考えられます。

■ 認知症の初診時の症状 [④医療機関調査]



【参考】前回調査との経年比較

	今回	前回	増減
軽度（もの忘れや意欲低下）	68.2%	51.0%	17.2
中等度（見当識障害著明）	19.7%	31.3%	-11.6
高度（認知機能全般の高度障害）	7.6%	4.2%	3.4
終末（認知機能・身体機能の高度障害）	0.0%	2.1%	-2.1
無回答	4.5%	11.5%	-7.0

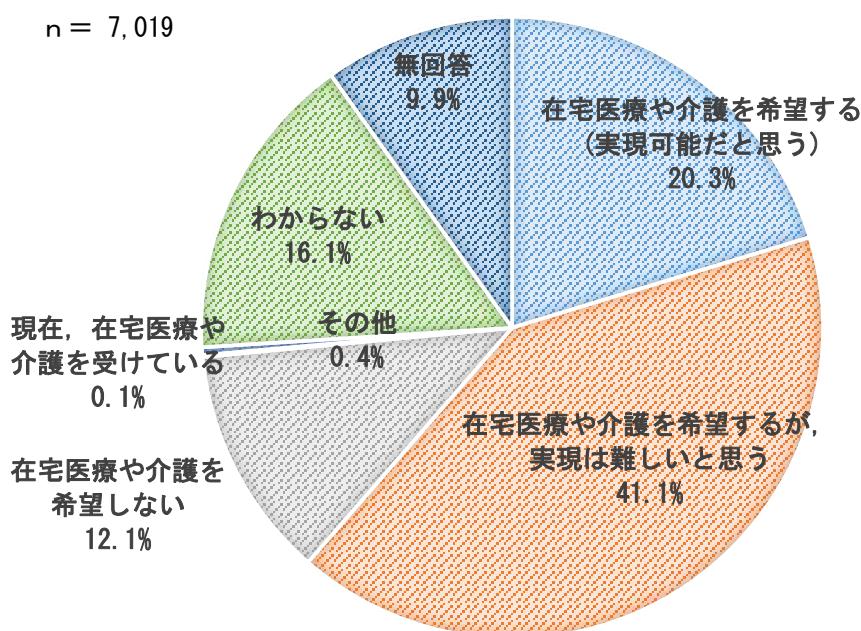
オ 「医療・介護連携」分野に関する状況

① 在宅医療や介護への希望

高齢期の市民における、介護などが必要になった場合に在宅医療や介護を希望するかについては、「在宅医療や介護を希望する（実現可能だと思う）」と「在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う」の割合を合わせると 61.4%と、全体のおよそ 6 割を占めています。

前回調査と比較すると、「在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う」の割合がやや増加し、「在宅医療や介護を希望する（実現可能だと思う）」の割合がやや減少しており、合わせて微増となっています。

■ 在宅医療や介護を希望するか [①高齢期市民調査]

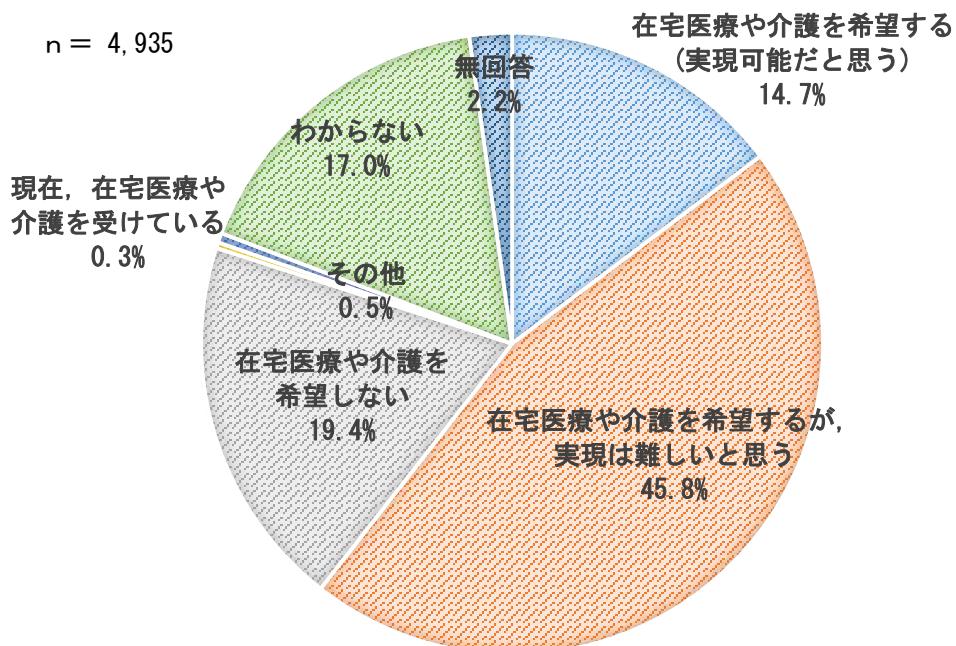


【参考】前回調査との経年比較

	今 回	前 回	増 減
在宅医療や介護を希望する（実現可能だと思う）	20.3%	23.8%	-3.5
在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う	41.1%	36.7%	4.4
在宅医療や介護を希望しない	12.1%	11.4%	0.7
現在、在宅医療や介護を受けている	0.1%	0.2%	-0.1
その他	0.4%	0.8%	-0.4
わからない	16.1%	17.6%	-1.5
無回答	9.9%	9.5%	0.4

壮年期の市民では、「在宅医療や介護を希望するが、実現は難しいと思う」の割合が45.8%と、高齢期の市民より高い割合となっています。

■ 在宅医療や介護を希望するか [②壮年期市民調査]

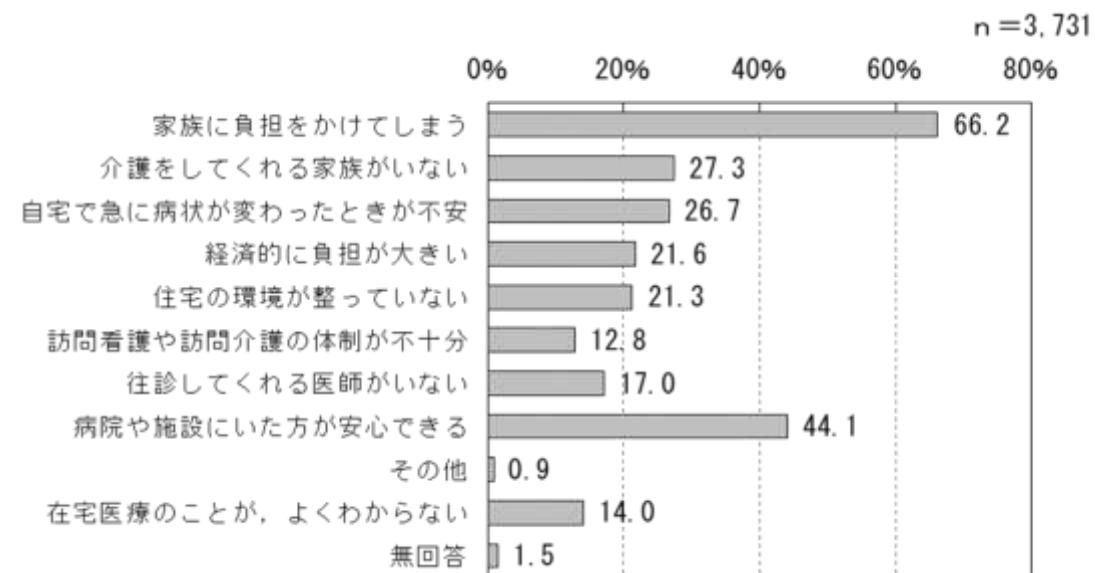


② 在宅医療や介護を希望しない、実現が難しいと思う理由

高齢期の市民における、在宅医療や介護を希望しない、または希望するが実現が難しいと思う理由については、「家族に負担をかけてしまう」の割合が 66.2%と最も高く、「病院や施設にいた方が安心できる」の割合も 44.1%と高くなっています。

前回調査と比較すると、「自宅で急に病状が変わったときが不安」、「往診してくれる医師がいない」、「経済的に負担が大きい」の割合が減少しています。

■ 在宅医療や介護を希望しない、または実現が難しいと思う理由【①高齢期市民調査】



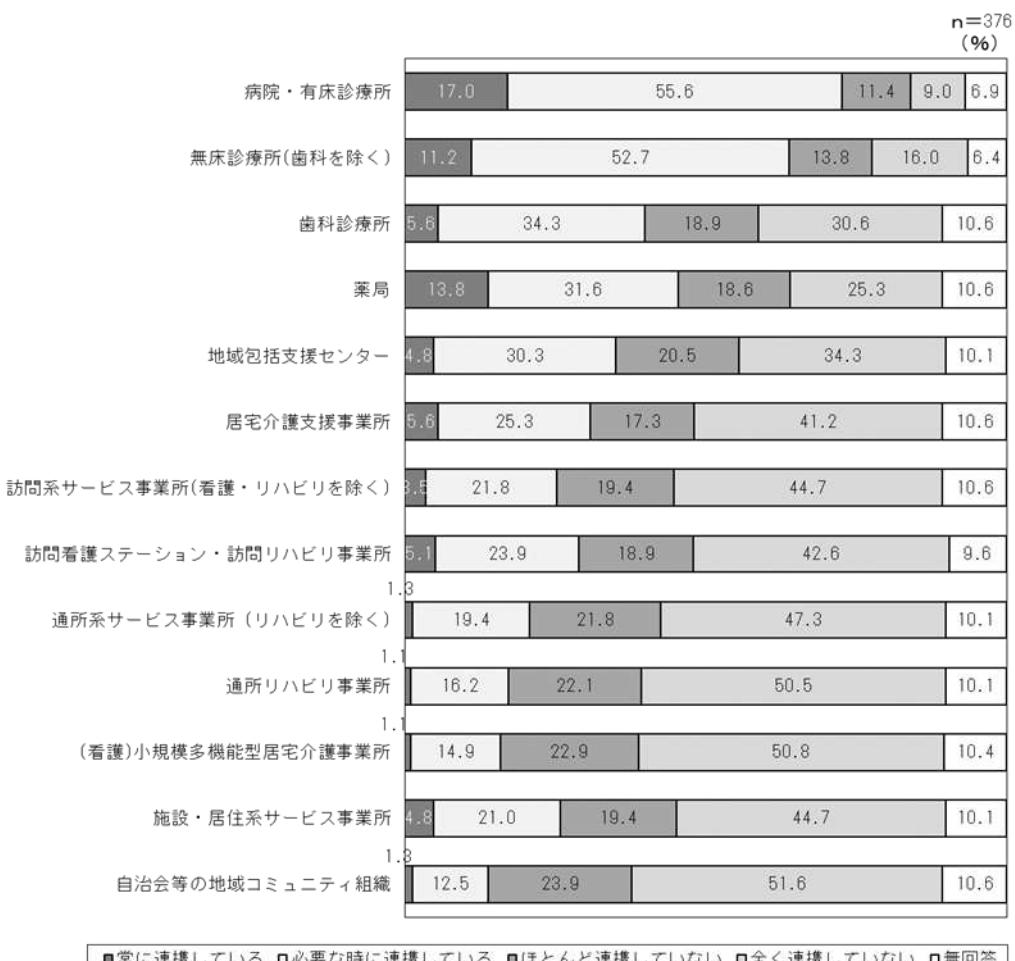
【参考】前回調査との経年比較

	今回	前回	増減
家族に負担をかけてしまう	66.2%	69.6%	-3.4
介護をしてくれる家族がいない	27.3%	23.9%	3.4
自宅で急に病状が変わったときが不安	26.7%	35.2%	-8.5
経済的に負担が大きい	21.6%	26.8%	-5.2
住宅の環境が整っていない	21.3%	23.7%	-2.4
訪問看護や訪問介護の体制が不十分	12.8%	12.5%	0.3
往診してくれる医師がいない	17.0%	23.9%	-6.9
病院や施設にいた方が安心できる	44.1%	48.9%	-4.8
その他	0.9%	1.8%	-0.9
在宅医療のことが、よくわからない	14.0%	-	-
無回答	1.5%	3.2%	-1.7

③ 医療・介護の連携状況

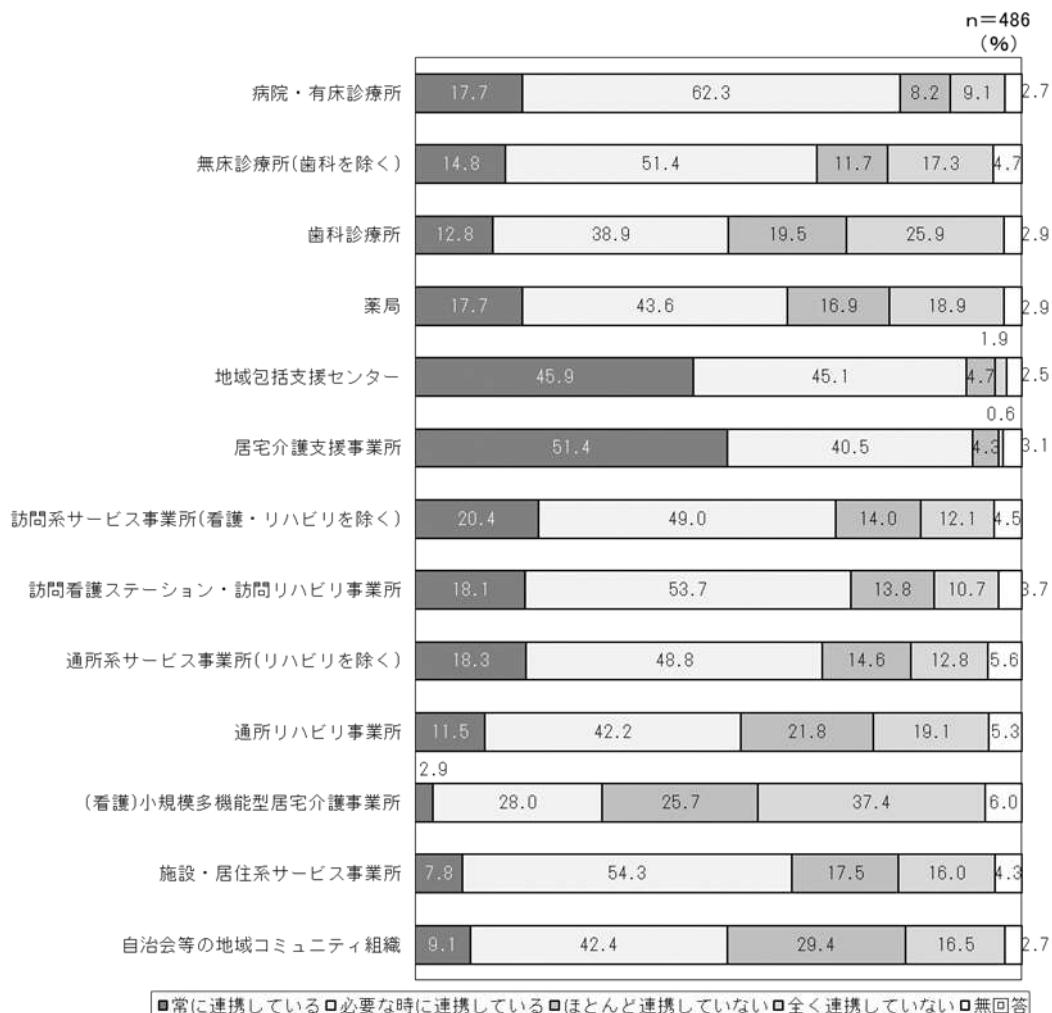
医療機関における、他の医療機関や介護サービス事業所などとの連携状況については、「病院・有床診療所」、「無床診療所（歯科を除く）」、「薬局」など医療機関と連携している割合が高くなっています。介護サービス事業所とは「全く連携していない」の割合が高くなっています。

■ 医療機関の連携状況 [④医療機関調査]



介護サービス事業所における、他の介護サービス事業所や医療機関などとの連携状況については、「地域包括支援センター」、「居宅介護支援事業所」、「病院・有床診療所」、「訪問看護ステーション・訪問リハビリ事業所」と連携している割合が高くなっています。

■ 介護サービス事業所の連携状況 [⑤介護サービス事業所調査]



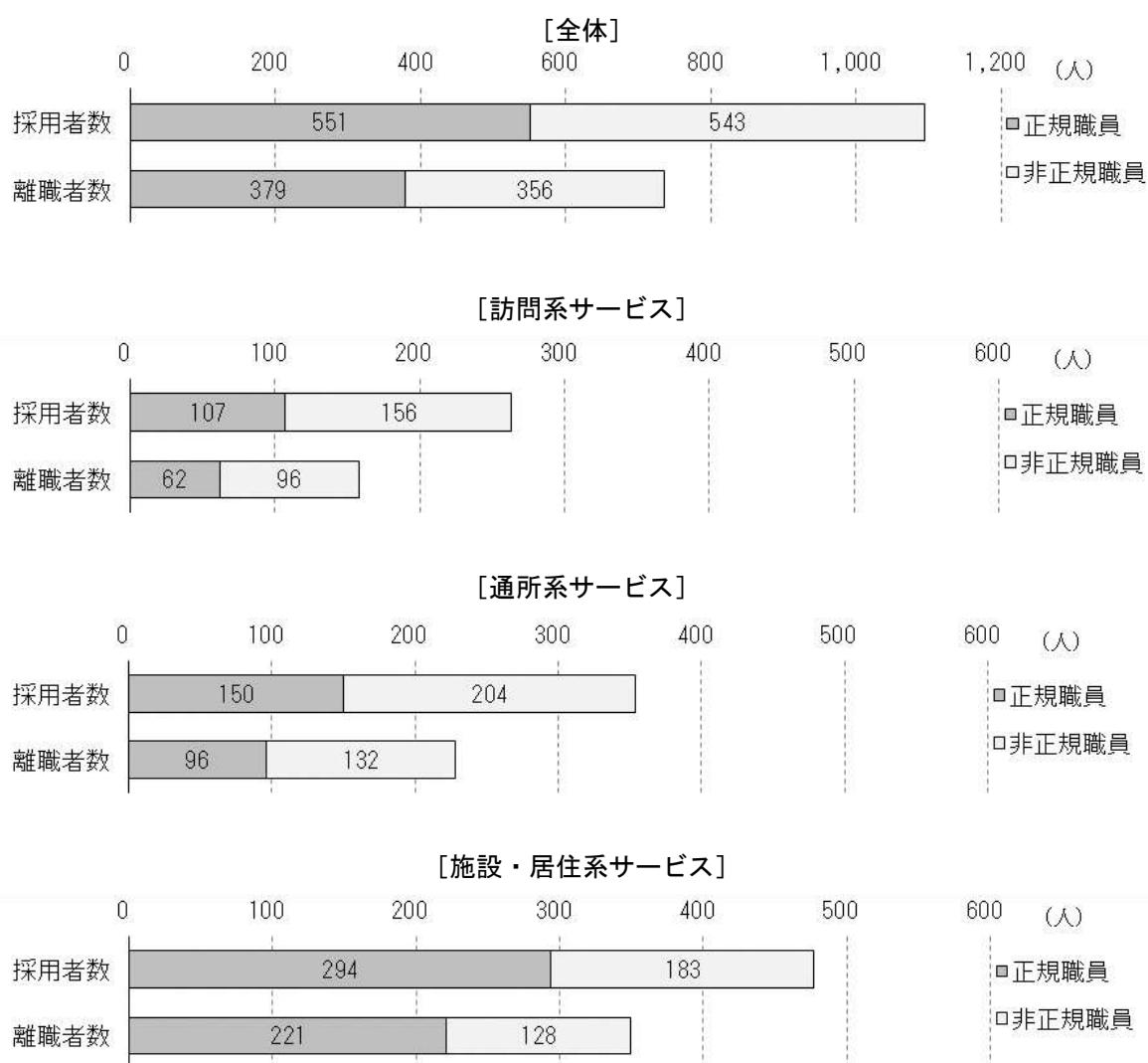
力 介護人材に関する状況

① 介護職員の採用・離職状況

介護サービス事業所における、直近1年間における介護職員の採用者数及び離職者数については、いずれのサービス系統においても、採用者数が離職者を上回っています。

■ 直近1年間における介護職員の採用者数及び離職者数 [⑤介護サービス事業所調査]

	職員総数(人)			採用者数(人)			離職者数(人)			前年比		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全体(n=319)	2,732	2,112	4,844	551	543	1,073	379	356	714	106.7%	109.7%	108.0%
訪問系(n=73)	407	723	1,130	107	156	256	62	96	154	112.4%	109.0%	109.9%
通所系(n=151)	978	718	1,696	150	204	340	96	132	211	105.8%	111.1%	108.2%
施設・居住系(n=95)	1,347	671	2,018	294	183	477	221	128	349	105.7%	108.9%	106.8%

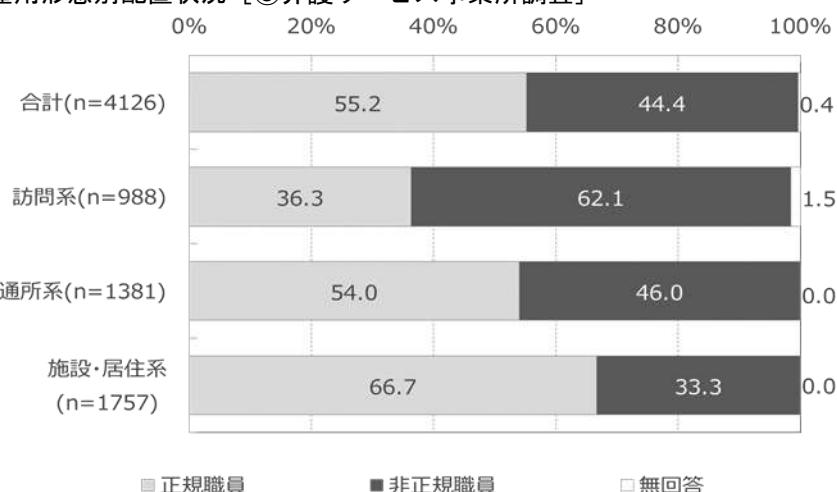


② 介護職員の雇用形態別配置状況

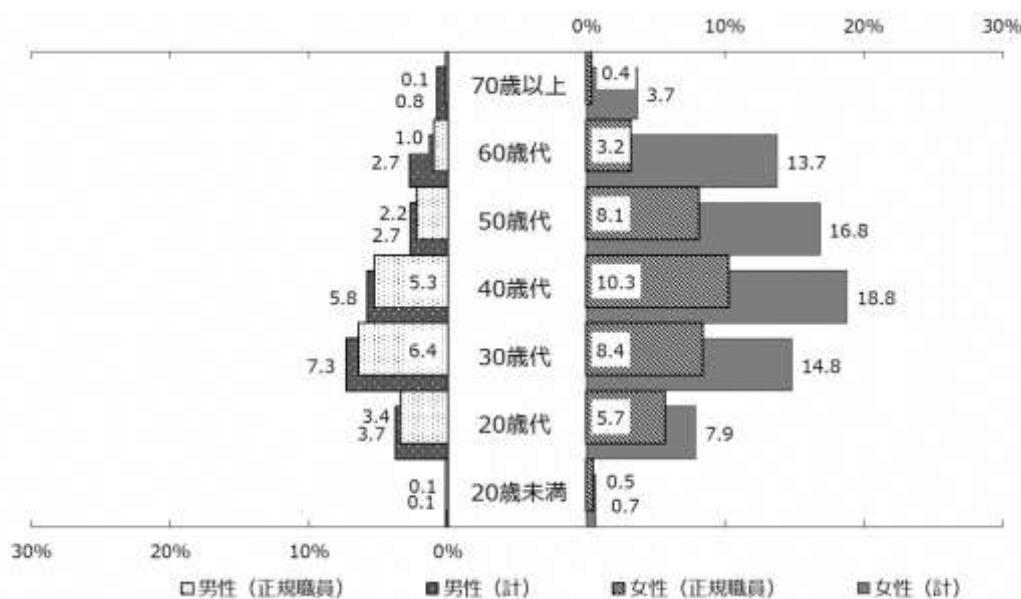
介護サービス事業所における、介護職員の雇用形態については、全体では正規職員の割合が 55.2%，非正規職員の割合が 44.4% となっています。

また、サービス系統ごとの性別・年代別についてみると、訪問系サービスでは年代の高い女性を中心に非正規職員の割合が高く、施設・居住系サービスでは年代の低い男性を中心に正規職員の割合が高くなっています。

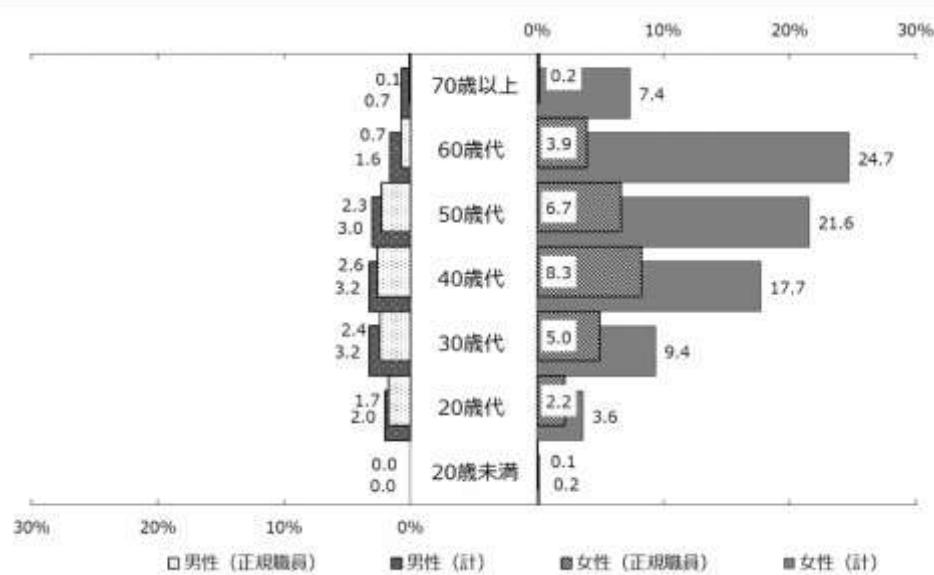
■ 介護職員の雇用形態別配置状況 [⑤介護サービス事業所調査]



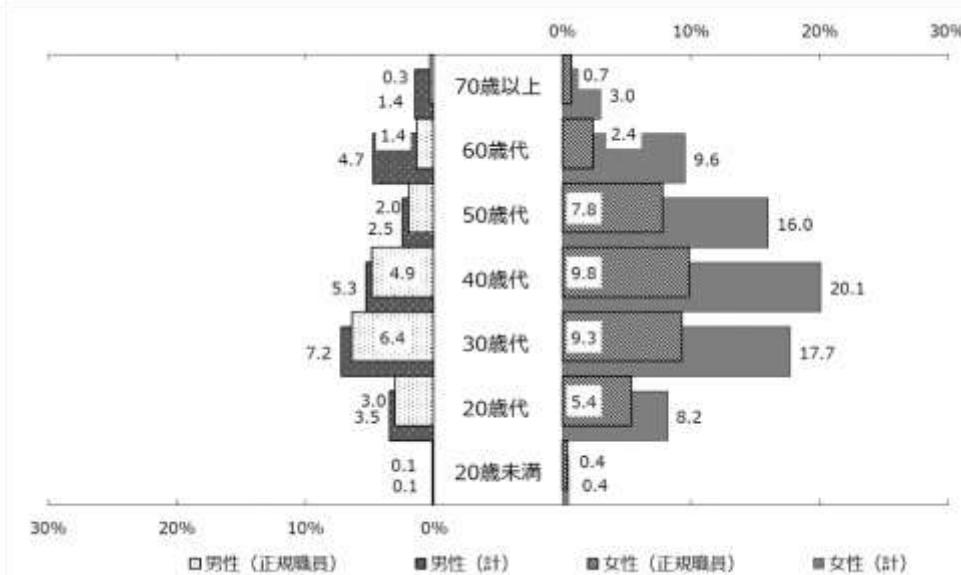
[全体]



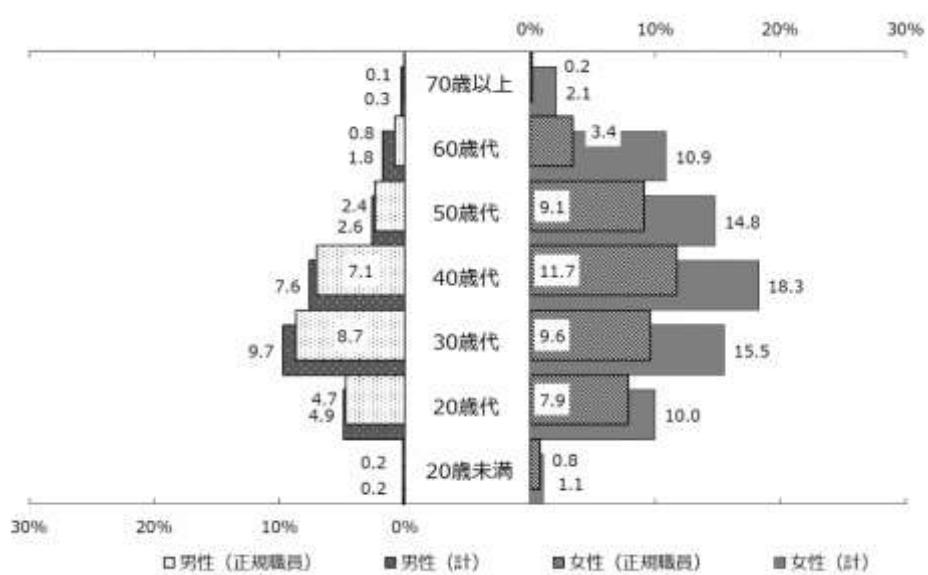
[訪問系サービス]



[通所系サービス]



[施設・居住系サービス]





「地域別データ分析」

本計画の策定に係る基礎調査（13ページを参照）のデータも用いながら、本市の健康寿命の延伸に向けて、データなどの科学的な根拠に基づく施策・事業の展開（EBPMの推進）に活用するとともに、市民一人ひとりの主体的な介護予防や健康づくりの取組につなげるため、市域全体や地区連合自治会圏域（39地区）ごとの特性・課題を明らかにする「地域別データ分析」を行いました。

○ 分析の特徴

- ・ 保健福祉分野のほか、交通や都市整備など、分野横断的にデータを収集・分析
- ・ 本市独自の「健康度」の指標を設定し、地区連合自治会圏域（39地区）ごとの健康状態を数値化
- ・ 相関係数を用いて「健康度」と関連する事項を広く解析
- ・ 市域全体や地区連合自治会圏域（39地区）ごとの特徴について、図やグラフを用いて「見える化」した分析ブックを作成

○ 分析に用いたデータ

① 市民アンケート調査

- ・ 調査項目：生活習慣、運動習慣、地域活動への参加状況など
- ・ 年代別に11,700票ずつ（1地区あたり900票）合計35,100票を配付
⇒ 回収率：高齢期60.0%，壮年期42.2%，青年期28.8%

※ 高齢期と壮年期の市民調査は、本計画の基礎調査を兼ねて実施

② 庁内保有データ

- ・ 人口動態、公共交通、生活利便施設等

③ 国保データベース（KDB）

- ・ 国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の健診、医療、介護のレセプトデータ（約18万人分）

○ 健康度について

KDB等から得られるデータを基に数値化し、全市における各地区の相対的な立ち位置を示す本市独自の指標により算出（全市を「3」としたときの相対値）

【介護健康度（高齢期（65歳以上）の健康度）】

「要介護認定率」、「要介護者の平均年齢」、「平均自立期間（※）」、「要介護3以上の割合」の4項目から算出

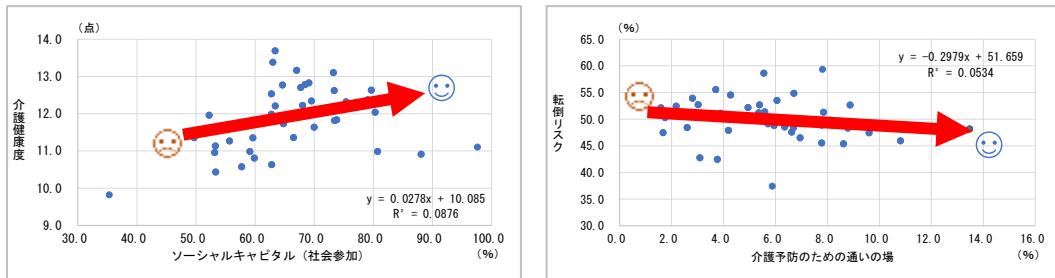
※ 平均自立期間：日常生活に介護を要しない期間の平均（要介護2以上の認定者の平均年齢－65歳）から算出

全市及び各地区の介護健康度

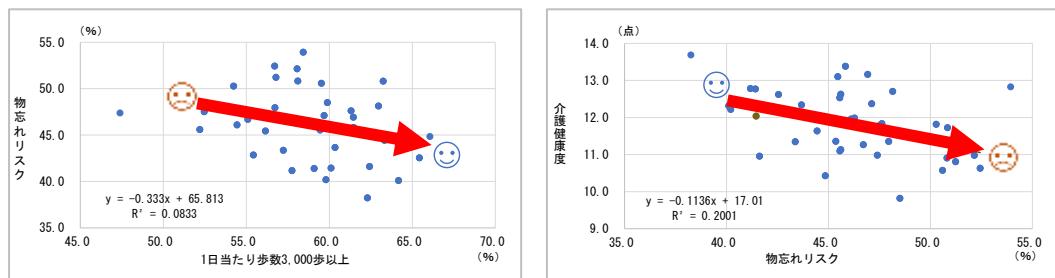
健康度順	地区名称	介護健康度	①要介護認定率 ()は実数	②平均年齢 ()は実数	③平均自立期間 ()は実数	④要介護度 ()は実数
1	泉が丘地区	13.69	2.84 (14.0%)	3.34 (84.9歳)	3.26 (20.5年)	4.24 (31.3%)
2	富士見地区	13.38	2.72 (14.3%)	3.51 (85.3歳)	3.55 (21.2年)	3.61 (35.2%)
3	戸祭地区	13.17	1.88 (16.0%)	3.86 (86.0歳)	3.68 (21.5年)	3.75 (34.3%)
4	城東地区	13.10	3.81 (11.9%)	3.07 (84.4歳)	3.03 (19.9年)	3.19 (37.8%)
5	上河内地区	12.83	2.81 (14.0%)	4.10 (86.5歳)	3.97 (22.2年)	1.94 (45.6%)
6	宮の原地区	12.78	2.75 (14.2%)	3.44 (85.1歳)	3.51 (21.1年)	3.08 (38.5%)
7	陽南地区	12.77	3.09 (13.5%)	3.40 (85.0歳)	3.36 (20.7年)	2.92 (39.5%)
8	御幸地区	12.71	3.45 (12.7%)	2.64 (83.5歳)	2.59 (18.8年)	4.02 (32.6%)
9	河内地区	12.63	3.75 (12.1%)	2.74 (83.7歳)	2.83 (19.4年)	3.32 (37.0%)
10	昭和地区	12.62	2.22 (15.3%)	3.51 (85.3歳)	3.60 (21.3年)	3.30 (37.1%)
11	平石地区	12.53	3.23 (13.2%)	3.42 (85.1歳)	3.38 (20.7年)	2.50 (42.1%)
12	雀宮地区	12.37	3.70 (12.2%)	2.71 (83.6歳)	2.70 (19.1年)	3.26 (37.4%)
13	姿川地区	12.34	3.61 (12.4%)	2.95 (84.1歳)	2.90 (19.6年)	2.88 (39.8%)
14	今泉地区	12.32	2.40 (14.9%)	3.14 (84.5歳)	2.89 (19.5年)	3.88 (33.5%)
15	豊郷地区	12.22	3.33 (13.0%)	2.82 (83.9歳)	3.04 (19.9年)	3.03 (38.8%)
16	五代若松原地区	12.21	4.18 (11.1%)	2.27 (82.7歳)	2.17 (17.8年)	3.59 (35.3%)
17	石井地区	12.04	2.90 (13.9%)	2.97 (84.2歳)	2.99 (19.8年)	3.18 (37.8%)
—	全市	12.00	3.00 (13.6%)	3.00 (84.2歳)	3.00 (19.8年)	3.00 (39.0%)
18	清原地区	11.99	3.43 (12.7%)	2.86 (83.9歳)	2.86 (19.5年)	2.84 (40.0%)
19	篠井地区	11.96	1.99 (15.8%)	3.48 (85.2歳)	3.39 (20.8年)	3.10 (38.4%)
20	西地区	11.84	1.00 (17.7%)	3.74 (85.7歳)	3.77 (21.7年)	3.33 (36.9%)
21	緑が丘地区	11.82	3.38 (12.8%)	2.83 (83.9歳)	2.87 (19.5年)	2.74 (40.6%)
22	西原地区	11.80	1.58 (16.7%)	3.70 (85.7歳)	3.55 (21.2年)	2.96 (39.2%)
23	桜地区	11.73	1.27 (17.3%)	3.82 (85.9歳)	3.85 (21.9年)	2.80 (40.3%)
24	細谷・上戸祭地区	11.64	2.92 (13.8%)	2.70 (83.6歳)	2.88 (19.5年)	3.13 (38.2%)
25	陽光地区	11.36	4.22 (11.1%)	2.47 (83.1歳)	2.56 (18.7年)	2.12 (44.5%)
26	富屋地区	11.36	2.34 (15.0%)	2.82 (83.9歳)	2.94 (19.7年)	3.25 (37.4%)
27	御幸ヶ原地区	11.35	4.30 (10.9%)	1.79 (81.8歳)	2.09 (17.6年)	3.17 (37.9%)
28	築瀬地区	11.27	2.48 (14.7%)	3.46 (85.2歳)	3.41 (20.8年)	1.92 (45.7%)
29	宝木地区	11.14	3.01 (13.6%)	2.42 (83.0歳)	2.52 (18.6年)	3.19 (37.8%)
30	明保地区	11.10	4.10 (11.3%)	1.00 (80.2歳)	1.00 (14.9年)	5.00 (26.5%)
31	峰地区	10.98	2.21 (15.3%)	2.76 (83.7歳)	2.75 (19.2年)	3.25 (37.4%)
32	横川地区	10.98	3.66 (12.3%)	2.59 (83.4歳)	2.54 (18.7年)	2.20 (44.0%)
33	錦地区	10.96	2.46 (14.8%)	3.20 (84.6歳)	3.31 (20.6年)	1.99 (45.3%)
34	陽東地区	10.91	2.49 (14.7%)	2.54 (83.3歳)	2.44 (18.4年)	3.44 (36.2%)
35	中央地区	10.81	2.05 (15.7%)	3.21 (84.7歳)	3.08 (20.0年)	2.46 (42.3%)
36	東地区	10.63	1.46 (16.9%)	3.29 (84.8歳)	3.16 (20.2年)	2.73 (40.7%)
37	城山地区	10.57	2.15 (15.5%)	3.02 (84.3歳)	2.92 (19.6年)	2.48 (42.2%)
38	国本地区	10.43	1.83 (16.1%)	2.80 (83.8歳)	2.75 (19.2年)	3.04 (38.7%)
39	瑞穂野地区	9.82	2.56 (14.6%)	3.01 (84.2歳)	2.71 (19.1年)	1.55 (48.1%)

○ 主な分析結果

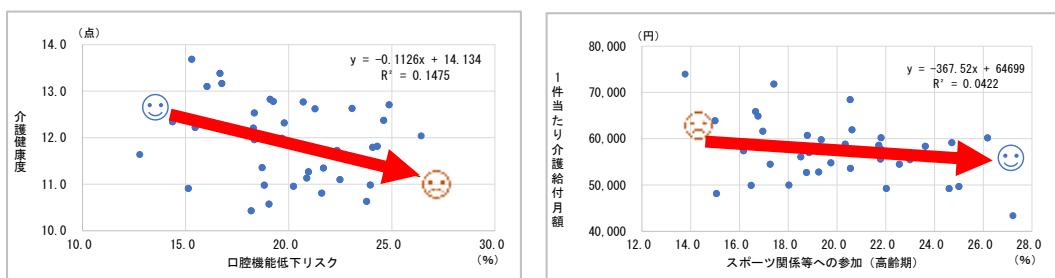
- 「ソーシャルキャピタル（社会参加）」の割合が高い地区ほど、介護健康度（高齢期（65歳以上）の健康度）が高い傾向があり、介護予防のための「通いの場」への参加割合が高い地区ほど、介護認定につながるおそれのある「転倒リスク」が低い傾向にある。



- 「1日当たり歩数3,000歩以上」歩いている高齢者の割合が高い地区ほど、物忘れリスクが低い傾向があり、「物忘れリスク」は、介護健康度との相関あり。



- 「口腔機能低下リスク」が低い地区ほど、介護健康度が低い傾向があり、「スポーツ関係のグループへの参加割合」は、介護給付費との相関あり。



○ 地域別データ分析ブック

市域全体や地区連合自治会圏域（39地区）ごとの特徴について、図やグラフを用いて「見える化」したブックを作成しています。

本市ホームページをご覧いただき、ご自身の介護予防や健康づくりなどにお役立てください。



3 前計画の評価と課題の整理

(1) 前計画の評価にあたっての基本的な考え方

前計画の評価は、「主要事業」や「施策の方向性の単位ごとの達成状況」、「計画全体を進行管理するための目標」について、本市の「行政評価」の考え方を踏まえ、次の基準により実施しました。

ア 施策・事業等の評価基準

評価	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度の評価：指標の達成率が90%以上 ・ 総合評価：各年度の評価において、すべてA（※）
B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度の評価：指標の達成率が70～90% ・ 総合評価：各年度の評価において、Bが1つ以上かつCがない（※）
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度の評価：指標の達成率が70%未満 ・ 総合評価：各年度の評価において、Cが1つ以上（※）

※ 累積の目標値を設定している施策・事業は、後年度の評価を総合評価とする。

※ 「計画全体を進行管理するための目標」は、評価時点における達成率を評価とする。

イ 「基本目標ごとの施策・事業の達成状況」及び「計画全体を進行管理するための目標の達成状況」の評価基準

評価	評価基準
順調	AとBの合計が全体の90%以上
おおむね順調	AとBの合計が全体の70～90%
やや遅れている	AとBの合計が全体の70%未満

(2) 基本目標ごとの評価

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性		事業の評価 (%)			
施 策		A	B	C	計
1	健康づくりの推進	40.0	50.0	10.0	100.0
(1)	主体的な健康づくりの推進	40.0	40.0	20.0	100.0
(2)	高齢期の健康を支えるための情報提供の推進	40.0	60.0	—	100.0
2	生きがいづくりの促進	64.7	35.3	—	100.0
(1)	社会参加活動の促進	60.0	40.0	—	100.0
(2)	豊かな高齢期を支える学習機会の提供	75.0	25.0	—	100.0
(3)	多様な活動の場の提供	50.0	50.0	—	100.0
全体平均		55.6	40.7	3.7	100.0

[主要事業の評価]

施策の方向性								総合評価	
No.	事業名 指標名	平成30年度		令和元年度		令和2年度			
		目標値	実績値 (達成率)	評価	目標値	実績値 (達成率)	評価		
1 健康づくりの推進									
1	健康ポイント事業の実施 参加者数	5,000 8,869 (177.4%)	A	10,000 16,874 (168.7%)	A	14,000 — —	A		
2 生きがいづくりの促進									
11	高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進 事業参加者数	14,500 12,978 (89.5%)	B	16,200 14,090 (87.0%)	B	18,000 — —	B		
12 高齢者外出支援事業の推進								A	
12	高齢者専用バス乗車券等利用者数	27,900 28,193 (101.1%)	A	29,600 29,480 (99.6%)	A	31,200 — —			
	地域内交通の運行地区数（郊外部）	13 13 (100.0%)	A	13 13 (100.0%)	A	13 — —		A	
14 老人クラブ活動の育成・支援									
14	単位老人クラブ数	317 308 (97.2%)	A	322 301 (93.5%)	A	327 — —		B	
	老人クラブ会員数	18,300 17,378 (95.0%)	A	18,800 16,824 (89.5%)	B	19,300 — —			
23 シルバー人材センター事業の支援								A	
23	シルバー人材センター就業延べ人数	138,200 135,544 (98.1%)	A	142,300 131,755 (92.6%)	A	146,600 — —			
	シルバー人材センター会員数	1,645 1,626 (98.8%)	A	1,660 1,621 (97.7%)	A	1,675 — —		A	

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性	事業の評価 (%)			
	A	B	C	計
1 地域での支え合い体制の確保	25.0	50.0	25.0	100.0
(1) 地域での支え合い体制の確保に向けた地域包括支援センターの機能強化	-	100.0	-	100.0
(2) 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア会議の充実	-	-	100.0	100.0
(3) 地域での支え合い体制の充実に向けた生活支援体制の構築	-	100.0	-	100.0
(4) 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援	100.0	-	-	100.0
2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	80.0	20.0	-	100.0
(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進	60.0	40.0	-	100.0
(2) 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備	100.0	-	-	100.0
3 安全で安心な暮らしの支援	50.0	33.3	16.7	100.0
(1) 地域での相談・見守り体制の充実	33.3	66.7	-	100.0
(2) 安全で安心な暮らしを支える情報提供	66.7	33.3	-	100.0
全体平均	60.0	30.0	10.0	100.0

[主要事業の評価]

施策の方向性								
No.	事業名 指標名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		総合評価
		目標値	実績値 (達成率)	評価	目標値	実績値 (達成率)	評価	
1 地域での支え合い体制の確保								
27	地域ケア会議の推進 地域ケア会議開催回数	397 274 (69.0%)	C	405 244 (60.2%)	C	410 — —	C	
28	生活支援体制の整備 第2層協議体の設置数（累計）	15 12 (80.0%)	B	25 19 (76.0%)	B	39 — —	B	
29	介護予防・日常生活支援総合事業の推進 生活支援サービス提供事業者・団体数（累計）	210 257 (122.4%)	A	215 259 (120.5%)	A	220 — —	A	
3 安全で安心な暮らしの支援								
39	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進 安否確認人数 ※ 低いほど良い	91 74 (123.0%)	A	82 74 (110.8%)	A	74 — —	A	

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性	事業の評価 (%)			
	A	B	C	計
1 介護保険事業の充実	28.6	42.9	28.6	100.0
(1) 介護保険サービスの安定的な提供				
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	100.0	-	-	100.0
(3) 効果的・効率的な介護予防の推進	16.7	50.0	33.3	100.0
(4) 介護保険制度の円滑な運営				
2 介護サービスの質の向上	58.3	8.3	33.3	100.0
(1) 介護給付費適正化計画に基づく介護サービスの質の確保・向上	42.9	-	57.1	100.0
(2) 関係機関・団体と連携した介護人材の育成支援	80.0	20.0	-	100.0
3 介護者への支援	55.6	22.2	22.2	100.0
(1) 介護者に対する支援	33.3	33.3	33.3	100.0
(2) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供	100.0	-	-	100.0
4 在宅医療・介護連携の推進	100.0	-	-	100.0
(1) 円滑な医療・介護連携に向けた仕組みの構築・推進	100.0	-	-	100.0
(2) 在宅療養を支える専門職の育成・確保	100.0	-	-	100.0
(3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解促進	100.0	-	-	100.0
全体平均	58.8	17.6	23.5	100.0

[主要事業の評価]

No.	事業名 指標名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		総合評価
		目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	
1 介護保険事業の充実								
47	地域介護予防活動支援事業	210 205 (97.6%)	A	230 204 (88.7%)	B	250 — —	B	
		2,860 2,933 (102.6%)	A	3,140 2,925 (93.2%)	A	3,420 — —		
2 介護サービスの質の向上								
53	ケアプランに対する助言・指導の実施	360 343 (95.3%)	A	360 366 (101.7%)	A	360 — —	A	
3 介護者への支援								
58	家族介護教室の開催	63 60 (95.2%)	A	63 52 (82.5%)	B	63 — —	B	
4 在宅・医療介護連携の推進								
66	在宅医療・介護連携に関する従事者相談支援窓口の設置	— — —	—	— — —	—	— — —	A	

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち自立した生活の実現

[基本目標全体の評価]

施策の方向性	事業の評価 (%)			
	A	B	C	計
1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供	33.3	50.0	16.7	100.0
(1) 在宅福祉サービスの提供	33.3	50.0	16.7	100.0
2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備	55.6	22.2	22.2	100.0
(1) 高齢者の住まいに関する情報提供	50.0	—	50.0	100.0
(2) 高齢者の多様な住まい方の支援	57.1	28.6	14.3	100.0
3 認知症高齢者等対策の充実	72.7	18.2	9.1	100.0
(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	100.0	—	—	100.0
(2) 認知症ケア体制の構築	75.0	25.0	—	100.0
(3) 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進	50.0	25.0	25.0	100.0
4 高齢者の権利を守る制度の利用支援	50.0	25.0	25.0	100.0
(1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や情報提供	100.0	—	—	100.0
(2) 成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度周知・利用支援	—	50.0	50.0	100.0
全体平均	56.7	26.7	16.7	100.0

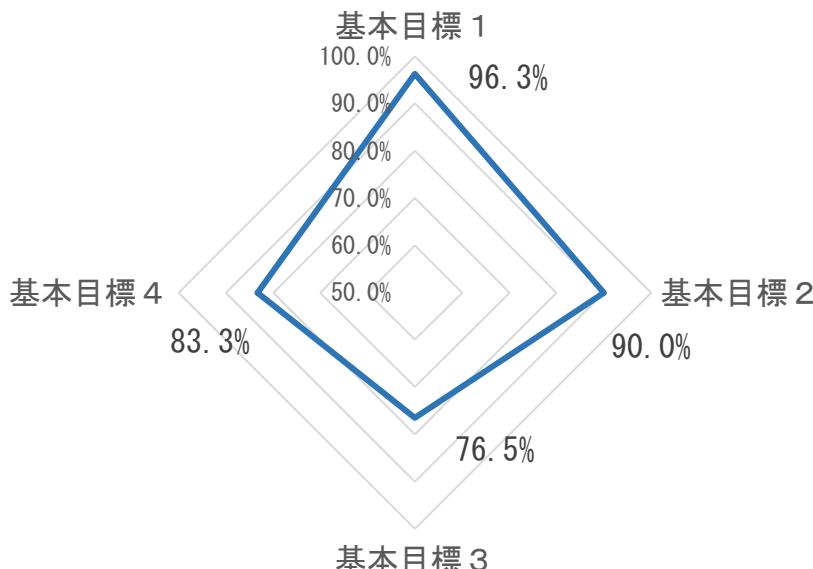
[主要事業の評価]

施策の方向性									
No.	事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		総合評価	
		目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)	評価	目標値 実績値 (達成率)			
1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供									
72	高齢者等ホームサポート事業の実施								
	事業登録者数	670 593 (88.5%)	B	680 587 (86.3%)	B	690 — —	B		
3 認知症高齢者等対策の充実									
87	認知症サポーター等の養成・支援の推進								
	認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	34,000 36,636 (107.8%)	A	37,000 39,832 (107.7%)	A	40,000 — —	A		
89	認知症初期集中支援チームの設置・稼働								
	知症初期集中支援チーム員研修受講者数 (累計)	100 169 (169.0%)	A	125 191 (152.8%)	A	150 — —	A		
93	認知症サロン(オレンジサロン)の推進								
	認知症サロン(オレンジサロン)利用者数 (累計)	4,500 4,108 (91.3%)	A	6,750 6,367 (94.3%)	A	9,000 — —	A		

(3) 計画全体の評価

- ・ 基本目標ごとの施策・事業の達成状況に対する評価は、基本目標1及び基本目標2が「順調」、基本目標3及び基本目標4が「おおむね順調」となっている。
- ・ 計画全体を進行管理するための目標の達成状況に対する評価は、「おおむね順調」となっている。

[基本目標ごとの施策・事業の達成状況]



	A	B	C	合計
基本目標1	15 (55.6%)	11 (40.7%)	1 (3.7%)	27 (100.0%)
基本目標2	12 (60.0%)	6 (30.0%)	2 (10.0%)	20 (100.0%)
基本目標3	20 (58.8%)	6 (17.6%)	8 (23.5%)	34 (100.0%)
基本目標4	17 (56.7%)	8 (26.7%)	5 (16.7%)	30 (100.0%)

[計画全体を進行管理するための目標の達成状況]

項目	現状 (2017年)	目標 (2020年)	結果 (達成率)	評価
ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (%)	37.3	40.0	42.1 (105.3%)	A
身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合 (%)	57.3	67.0	62.6 (93.4%)	A
必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合 (地域ケア率) (%)	14.6	16.0	13.8 (86.3%)	B
認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合 (%)	8.4	14.0	11.1 (79.3%)	B

(4) 前計画の評価を踏まえた課題の整理

前計画の評価を踏まえ、本市が取り組むべき課題を次のとおり整理しました。

基本目標 1	健康で生きがいのある豊かな生活の実現
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者が地域の中で役割を持っていきいきと活躍し、いつまでも元気で過ごすことができるよう、個々の興味や関心に応じ、各種ポイント事業や老人クラブ、シルバー人材センターをはじめとする幅広い活動への参加促進や活動内容の充実を図る必要があります。	

基本目標 2	地域で支え合う社会の実現
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者も含む地域住民が地域の困りごとを「我が事」と捉え、地域の様々な支え合い活動の「担い手」として積極的に参加できるよう、地域包括支援センターの機能の充実・強化を図りながら、地域が主体となった更なる地域ケア力の向上を図る必要があります。	

基本目標 3	介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現
<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者が地域の中で自主的に介護予防活動に取り組めるよう、はつらつ教室や介護予防自主グループなどの通いの場への支援の充実を図るとともに、介護が必要になった場合にも安心して在宅生活を送れるよう、適正なサービスの確保や、自立支援・重度化防止の取組の強化、医療・介護連携の更なる推進を図る必要があります。	

基本目標 4	いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現
<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人に対する正しい知識の普及に一層取り組むとともに、認知症サポーターを具体的な支援活動につなぐための仕組みづくりに取り組む必要があります。	

<ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、高齢者への必要な対策を講じながら、適切な施策・事業の展開を図っていく必要があります。	

4 国の動向や宇都宮市の状況などから導出された新たな課題

国の動向や本市の状況・市民ニーズ、前計画の評価などから導出された新たな課題を次のとおり整理します。

1 高齢者の关心や状態に応じて取り組む幅広い介護予防活動等の推進

- ・ 地域の多様な社会資源を活用し、高齢者の主体的な健康づくり・介護予防を推進することや、個々の興味や関心に応じて取り組む社会参加を通じて生きがいづくりに取り組むことが重要
 - ⇒ 高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施や老人クラブ活動の活性化、介護予防に取り組む自主活動グループへの支援などの充実、参加を促す仕組みづくりの検討
- ・ 生活習慣病の重症化を含めた予防の取組との連携も重要
 - ⇒ 通いの場等を活用した生活習慣病予防や要介護状態の発生予防の推進

2 地域での支え合い体制の充実に向けた生活支援体制の強化

- ・ 様々な社会的資源が有機的に連携した「地域での支え合い体制」を強化することが重要
 - ⇒ 地域包括ケアシステムにおける高齢者の相談窓口や、地域共生社会を築いていく上での中核的な役割を担う機関としての、地域包括支援センターの機能強化

3 2025・2040年を見据えた介護サービス基盤の整備

- ・ 人口構造の変化、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などを背景に、要介護認定率は令和7（2025）年で18.5%，令和22（2040）年には21.8%まで上昇
 - ⇒ 介護保険施設等の適正な整備や介護従事者の安定的な確保、自立支援・重度化防止の取組の強化、医療・介護連携の推進、本人・関係者間の共通理解を深める取組の推進
- ・ 近年では、相次ぐ自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行による市民生活への影響
 - ⇒ リスクの高い高齢者の安全確保に向けた災害や感染症への備え

4 認知症対策分野における「共生」と「予防」の重点化

- 本市における認知症の人の数は今後も増加、国における認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の更なる推進
⇒ 普及啓発等のこれまでの取組の強化、認知症の早期発見・対応、通いの場などの認知症予防に資する可能性のある活動の推進や、認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり

5 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

- 個人や世帯が抱える様々な課題に対し、地域や多機関が協働して包括的に支援する地域共生社会の実現
⇒ 高齢者を対象に必要な支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を基盤とする包括的支援体制の構築

第3章 計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、本市の「目指すべき高齢社会像」を示すものであり、国の動向や本市の状況・市民ニーズ、前計画の評価などから導出された新たな課題を踏まえ、引き続き、地域において、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、次のとおりとします。

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、引き続き、地域や関係団体などの協力を得ながら各種の施策・事業に取り組むことができるよう、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

第4章 施策・事業の展開

第4章 施策・事業の展開

1 施策の体系

◆ 基本理念 ◆

住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、
安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

1 健康づくり・介護予防の推進

- (1) 主体的な健康づくりの推進
- (2) 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進
- (3) 効果的・効率的な介護予防の推進

2 生きがいづくりの促進

- (1) 社会参加活動の促進
- (2) 豊かな高齢期を支える学習機会の提供
- (3) 多様な活躍の場の提供

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

1 地域での支え合い体制の推進

- (1) 地域での支え合い体制の推進に向けた地域包括支援センターの機能強化
- (2) 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア力の向上
- (3) 地域での支え合い体制の推進に向けた生活支援体制の充実
- (4) 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援

2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- (1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進
- (2) 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備

3 安全で安心な暮らしの支援

- (1) 地域での相談・見守り体制の充実
- (2) 安全で安心な暮らしを支える情報提供

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

1 介護保険事業の充実

- (1) 介護保険サービスの安定的な提供
- (2) 介護保険給付費等の見込みと介護保険料の設定
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

2 介護人材の確保

- (1) 介護現場への参入促進
- (2) 介護職の離職防止に向けた職場環境の向上

3 介護サービスの質の確保・向上

- (1) 介護給付の適正化や介護人材の育成支援
- (2) 介護サービス事業所における災害や感染症への備え

4 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 円滑な医療・介護連携に向けた体制の強化
- (2) 在宅療養を支える専門職の育成・確保
- (3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進

5 介護者等への支援

- (1) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供
- (2) 介護者に対する支援

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

- (1) 在宅福祉サービスの提供

2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

- (1) 高齢者の住環境の向上に向けた支援
- (2) 高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保

3 認知症高齢者等対策の充実

- (1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発や認知症の人にやさしい地域づくりの推進
- (2) 認知症の早期発見や相談支援の推進
- (3) 介護予防の推進
- (4) 認知症ケア体制の構築

4 高齢者の権利を守る制度の利用支援

- (1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有
- (2) 成年後見制度などの周知・利用促進

2 基本目標ごとの取組

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

施策の方向性1 健康づくり・介護予防の推進

取組方針

市民の健康づくり・介護予防の推進に向け、健康づくりや介護予防への意識を高め、積極的な参加を促進するとともに、通いの場へのリハビリ専門職の派遣などにより、効果的・効率的な介護予防の推進を図ります。

(1) 主体的な健康づくりの推進

市民が、高齢期になる前から、ライフステージのどの段階になっても継続して自ら健康づくりに取り組むことができるよう、外出機会を増やす支援や、身近な場所での健康づくり活動の機会の充実などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
1	健康ポイント事業	市民が楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、歩くことや、健診の受診などの健康づくりに取り組むことで、ポイントが貯まり、貯めたポイントに応じて特典が受けられる事業を推進します。
2	健康づくり実践活動の促進	市民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、地域の核となる人材として「健康づくり推進員・食生活改善推進員」の養成講座を開催し、地区連合自治会圏域（39地区）ごとに健康づくり組織の設置を進め、地域住民が主体となった健康づくり実践活動を促進します。
3	特定健康診査の実施	生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の改善や早期治療を促すため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。
4	歯科検診（歯周病検診）の実施	むし歯や歯周病などの早期発見、早期治療を図るため、歯科検診を実施することで、歯と口腔の健康づくりを支援します。

No.	事業名	概要
5	日ごろからの健康管理を支える仕組みづくりの促進	「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」など、日ごろから健康に関する相談先を持つことにより、いざというときもスムーズな治療等につなげることができるよう、宇都宮市医師会をはじめとする関係団体と連携しながら、日ごろからの健康管理を支えます。



(2) 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進

高齢者が、ロコモティブシンドロームやフレイルを予防しながら、健康を維持し続けることができるよう、運動や口腔ケア、栄養改善など、様々なライフスタイルに合わせた健康づくりに関する情報提供に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
6	食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施	<p>高齢になっても、いつまでも元気で過ごすことができるよう、大切な食事のポイントについて、自治会や老人クラブなどの地域団体等に出向いて「食育出前講座」を実施することで、健全な食生活の実践につなげます。</p> <p>また、口腔ケアは、様々な病気の予防にもつながることから、よく噛んでおいしく食べることの大切さや歯周病との関係などについて、「歯と口腔の健康づくり出前講座」の開催を通して、歯と口腔の健康づくりを支援します。</p>
7	健康教育・健康相談の実施	生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、正しい知識を普及し、健康の保持増進を図るために、医師や管理栄養士などによる各種講演会の開催や、保健師等が地域団体等に出向き、講話と実技を組み合わせた健康教育を実施するほか、電話や面接による健康相談を通して、主体的な健康づくりを支援します。
8	歯科健康相談の実施	歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上のため、歯科医師による専門的な相談や、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施し、歯科保健に対する関心と理解を深めます。
9	健康管理に関する情報提供の推進	健康に関する市民意識の向上を図るとともに、市民の相談に応じることができるよう、広報紙やパンフレットなどを活用しながら、日ごろからの健康管理の必要性や相談窓口などに関する情報提供に取り組みます。
10	糖尿病重症化予防の推進	糖尿病の早期治療や重症化予防に向け、特定健康診査の結果や医療情報を活用しながら、未治療者に対する受診勧奨や看護師等による保健指導に取り組みます。



コラム

「健康寿命を延ばして、ココロもカラダも元気に長生き」

人は加齢に伴って衰弱や転倒・骨折、背骨・関節の病気などのトラブルが増加し、活動がおっくうになってしまいます。こういった症状・状態を放っておくと、「フレイル（※1）」状態となり、やがては要介護状態に陥ってしまう可能性が高くなります。

また、加齢により身体のトラブルが増加すると、「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）（※2）」に陥りやすくなります。これまで、「年をとるので仕方がない」と思われてきましたが、最近ではこの状態を改善できると言われています。

いつまでも健康で元気に暮らすことができるよう、高齢期のトラブルを予防することが重要です。（106ページの在宅療養パンフレットも参考にしましょう。）

フレイルチェック

～3つ以上あれば要注意～

<input type="checkbox"/> 1年間で4～5kg体重が減った
<input type="checkbox"/> 疲れやすくなった
<input type="checkbox"/> 筋力（握力）が低下した
<input type="checkbox"/> 歩くのが遅くなった
<input type="checkbox"/> 身体の活動量が減った

ロコチェック

～1つあれば要注意～

<input type="checkbox"/> 家の中でつまずいたり滑ったりする
<input type="checkbox"/> 階段を上がるのに手すりが必要
<input type="checkbox"/> 15分くらい続けて歩くことができない
<input type="checkbox"/> 横断歩道を青信号で渡りきれない
<input type="checkbox"/> 片脚立ちで靴下が履けなくなった
<input type="checkbox"/> 2kg程度（1Lの牛乳パック2個程度）の買い物をして持ち帰るのが困難
<input type="checkbox"/> 家のやや重い仕事（掃除機の使用や布団の上げ下ろしなど）が困難

※1 「フレイル」とは？

高齢者の「健康状態と要介護状態との間にある“虚弱状態”」を指し、まだ介護は必要ないけれど、なんとなく体調が優れない、足腰や口周りに不安がある、人付き合いがおっくうになるなど、年齢とともに生じる心身の衰えのこと。ある程度の衰えは自然のことですが、運動不足や栄養不足などによる急激な衰えは、ふだんの心がけ次第で予防・改善することができます。

※2 「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」とは？

年齢を重ねることによって、筋肉や骨、関節などの運動器の動きが衰え、立ったり歩いたりといった移動機能が低下した状態のこと。ロコモティブシンドローム自体は病気でありませんが、できるかぎり早い段階で発見し、適切なりハビリテーションや治療を行うことで、“健康寿命”的延伸につながると考えられています。

(3) 効果的・効率的な介護予防の推進

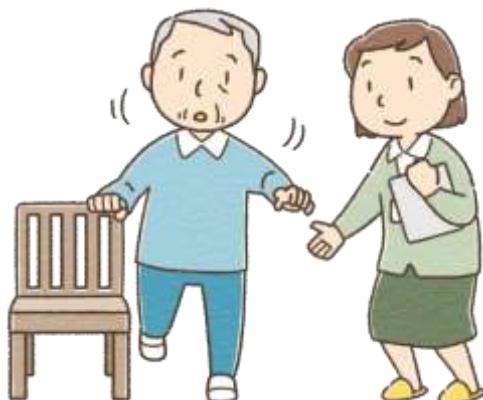
高齢者が、主体的に介護予防に取り組み、心身の状態等を維持・改善することができるよう、介護予防に関する知識の普及啓発や、支援が必要な高齢者の把握を行うとともに、通いの場における介護予防活動の推進に取り組みます。

また、通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣など、より効果的な介護予防の推進に取り組むとともに、保健事業と連携したアプローチなど、要介護状態の発生予防や生活習慣病予防の一体的な推進に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
11	運動推進事業	個人のライフスタイルや体力に合った運動習慣の定着を図るため、高齢期を迎えて也要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活が送れるよう、「しっかり貯筋教室」を開催し、ロコモティブシンドロームやフレイル予防などの健康づくりに関する講話や運動の実技を実施します。
12	介護予防参加促進事業	庁内関係部署や医療機関、民生委員・児童委員などと連携しながら、介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、必要な支援につなげます。 また、特定の年代に対する介護予防活動への参加を促すための啓発事業を実施します。
13	介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識や技術の普及を図るため、介護予防の基本的な知識を掲載したパンフレット等を配布するとともに、地域ごとに実施する「介護予防教室（はつらつ教室）」や、プロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」などの運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する教室・講演会を開催します。 なお、教室の開催に際しては、地域別データ分析の結果を活用し、地域ごとの特性や課題に応じた内容を盛り込むなど、きめ細かな事業を展開します。
14	地域介護予防活動支援事業	地域で自主的に介護予防のための活動を行うグループ（自主グループ）を育成・支援するため、地域包括支援センターによるグループの活動支援や、栄養士・歯科衛生士によるフレイル予防のための講話や実技を実施します。
15	訪問型・通所型サービスC	要支援者等の生活機能の向上を図るため、短期集中的におよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とする効果的な介護予防プログラムを実施します。

No.	事業名	概要
16	地域リハビリテーション活動支援事業	<p>住民主体の通いの場をより一層創出し、活性化させるために、地域包括支援センターと連携してリハビリテーションに関する専門職を地域の自主グループ等の活動の場へ派遣し、高齢者の年齢や身体機能に応じた安全な身体の動かし方や、効果的な運動等に対する助言を行います。</p> <p>また、リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプラン等に対し、自立支援や重度化防止の視点や工夫点・改善点について助言・指導を行います。</p>
17	保健事業と介護予防との一体的実施	栃木県後期高齢者医療広域連合等と連携し、フレイルリスクの高い高齢者を医療・介護サービスにつなげるなど、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施に取り組みます。





「はつらつ教室」 ～地域の仲間とともに楽しく介護予防～

「はつらつ教室」は、地区市民センターや地域コミュニティセンターなどの皆さんの身近な場所で、運動や低栄養予防、口腔ケアの方法、認知症予防の脳トレしなど、介護予防に役立つ内容について、約半年から1年かけて楽しく学ぶ教室です。また、地域別データ分析（41ページを参照）の結果を活用し、地域ごとの特色に応じた内容も取り入れながら教室を実施します。

介護予防のきっかけ作りのために、「はつらつ教室」に参加してみませんか？

《参加者の声》

- ・ 介護予防の知識が身に付き、運動もできたのでとても良かった。家でも継続して取り組みたい。
- ・ 一人での生活でしたが、教室に通うことで変化がありました。
- ・ 皆さんにお会いするのが樂しみでした。



「自主グループ」 ～通いの場の主体は住民の皆さん～

「はつらつ教室」の終了後は、教室に参加した仲間と一緒に住民主体の「自主グループ」を立ち上げ、介護予防のための活動を継続しています。本市では約200グループが活動しており、活動内容は、簡単な運動、認知症予防、会食、茶話会、趣味活動など様々です。

自主グループの活動が楽しく継続できるよう、地域包括支援センターが活動内容についてアドバイス等を行うほか、運動、栄養、口腔ケアなどに関する専門的な知識が得られるよう、リハビリテーション専門職や、歯科衛生士、栄養士などの専門職が講話や実技指導を行います。また、他のグループの活動を知り、それぞれの自主グループの活動がもっと充実するよう、グループの代表者同士が交流を持てる教室なども開催します。

皆さんも一緒に自主グループの活動に参加してみませんか？





「いきいき健康教室」 ～プロスポーツ選手とともにいい汗かきませんか？～

本市には3つのプロスポーツチーム「栃木SC（サッカー）」「宇都宮ブレックス（バスケットボール）」「宇都宮ブリッツェン（自転車）」があります。

「いきいき健康教室」は、日本のトップレベルで活躍しているこれらのチームの選手とともに、ストレッチやそれぞれのスポーツの特色に合わせた簡単な運動を行い、介護予防について楽しく学ぶことができる教室です。

「スポーツはちょっとハードかな？」と思う方もいらっしゃるかもしれません、教室では、選手のほかにも、トレーナーや看護師が皆さんの状態に合わせたサポートをしてくれます。安心してご参加ください。

《参加者の声》

- 若いプロスポーツ選手と一緒に触れ合って元気をもらいました。
- 教室で学んだトレーニングは自宅でも積極的に取り入れています。



「いきいき健康教室 VTR編」 ～自宅でプロスポーツ選手の運動動画を見ながら運動しませんか？～

「栃木SC（サッカー）」「宇都宮ブレックス（バスケットボール）」「宇都宮ブリッツェン（自転車）」が、コロナ禍で外出を控える高齢者のために、自宅でできる運動の動画を制作しました。動画は本市ホームページで見ることができます。





コラム

リハビリテーション専門職からの支援

リハビリテーション専門職とは、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士のことを言います。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、リハビリテーション専門職が、身近な活動の場において、高齢者の身体機能に応じた生活活動向上に向けたプログラムの提案や安全な動き方などについて助言・指導をするほか、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランについて、利用者の自立を促す視点についてアドバイスを行っています。

● 自主グループへのアドバイス

地域で活動する「自主グループ」に対し、グループの活動の場にリハビリテーション専門職が出向き、年齢や心身の状況などに応じた安全な身体の動かし方や、体組成計などを用いたセルフマネジメントについて助言を行います。



● 包括職員へのアドバイス

地域包括支援センター職員等に対し、高齢者の自立を促す視点から、「介護予防ケアプラン」について、地域や生活の中に生きがいや役割を持ちながら生活できるよう、生活の環境も考慮した助言を行います。



● ケアマネジャーへのアドバイス

介護支援専門員に対し、高齢者の自立を促す視点や、重度化防止の視点から、「ケアプラン」について工夫点や改善点について助言を行います。



施策の方向性2 生きがいづくりの促進

取組方針

高齢者の生きがいづくりの促進に向け、老人クラブやふれあい・いきいきサロンなどの社会参加活動の促進に取り組むとともに、シニア世代を対象とした学習機会の提供や、多様な活躍の場の提供を図ります。

(1) 社会参加活動の促進

高齢者が地域の中でいきいきと活動することができるよう、外出の促進や地域の社会資源に関する情報提供などを通じ、個々の興味や関心に応じて取り組む幅広い社会参加活動の促進に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
18	高齢者等地域活動支援ポイント事業	高齢者等の社会参加や健康づくり、生きがいづくりを促進するため、「地域貢献活動」（60歳以上対象）や「健康づくり活動」（65歳以上対象）に対してポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や市の施設利用券や図書カードなどの活動奨励物品等に交換できる事業を推進します。
19	高齢者外出支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の更なる外出を促進することにより、健康づくりの推進や社会参加の促進、生きがいづくりの推進を図るため、年度末時点で70歳以上の方を対象に、1年度に1回、バス等の乗車に使用できる10,000円相当のポイントを地域連携ＩＣカード内に付与する事業を推進します。 ・ 郊外部において導入されている地域内交通の利便性向上や導入自治会の拡大を促すとともに、市街地部においても地域の実情に応じた生活交通の導入に向け、地域組織の取組に対する支援を行い、日常生活における身近な移動手段の確保を図ります。
20	みやシニア活動センター事業	シニア世代が持つ豊かな知識や経験を地域活動やボランティア活動などの社会参加活動に活かしながら、健康の維持や生きがいづくりにつながるよう、「地域デビュー講座」や「シニア交流会」などを開催するとともに、就労、まちづくり、ボランティア、生涯学習などの様々な関係機関と連携し多様な情報の提供に取り組みます。

No.	事業名	概要
21	老人クラブ活動の育成・支援	高齢者が仲間とともに、豊富な経験や組織力を活かしながら、ペタンクなどの軽スポーツやウォーキングなどの健康づくり活動、子どもの見守り活動、ひとり暮らしの高齢者に対する支援活動などに取り組めるよう、地域を基盤とする高齢者の自主組織である「老人クラブ」の育成・支援に取り組みます。
22	ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供するため、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図ります。



(2) 豊かな高齢期を支える学習機会の提供

高齢者が心身ともに健康で、充実した高齢期を過ごせるよう、スポーツ活動や文化活動などの幅広い活動を推進するとともに、シニア世代を対象とした講座やイベントなどの学習機会の提供に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
23	高齢者向けスポーツ活動の推進	子どもから高齢者まで、世代を問わず気軽に楽しめるグラウンドゴルフや輪投げ、ペタンクなどのニュースポーツの普及促進を目的として、ニュースポーツ大会の開催や用具の貸出しを行います。
24	地域スポーツクラブの育成・活動支援	市民の健康づくりや生きがいづくりに寄与するため、地域スポーツクラブの設立・運営に対する各種補助金やクラブマネージャーの育成支援など、既存クラブの運営や新規クラブの立ち上げ支援に取り組みます。
25	茂原健康交流センター事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、茂原健康交流センターにおいて、アクアビクスや筋力向上体操などの教室を開催します。
20 (再掲)	みやシニア活動センター事業	シニア世代が持つ豊かな知識や経験を地域活動やボランティア活動などの社会参加活動に活かしながら、健康の維持や生きがいづくりにつながるよう支援するため、「地域デビュー講座」や「シニア講演会」、「ライフプラン支援講座」などの学習機会を提供します。
26	人材かがやきセンター・生涯学習センター等による学習機会の提供	高齢者をはじめとする地域住民の多様な学習機会の提供に向け、「人材かがやきセンター」や市内18か所の「生涯学習センター」等において、子どもから高齢者まで参加できる各種講座の実施や、学習に関する情報提供を行います。
27	老人福祉センター事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援するため、市内5か所の老人福祉センターにおいて、健康づくりや趣味の講座の開催や、看護師による血圧測定などの健康相談などを行います。
28	シルバー大学校の運営支援	積極的に地域活動を実践する高齢者を育成することを目的とするシルバー大学校の運営を支援するため、入学願書の配布や受付などを行います。
29	保健と福祉の出前講座の実施	保健福祉サービスを適切に利用することができるよう、保健福祉分野のサービスや知って役に立つ情報などを周知するため、市職員が直接地域に出向いて、内容をわかりやすく説明する「保健と福祉の出前講座」を行います。

(3) 多様な活躍の場の提供

元気な高齢者等が社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながります。高齢者が地域の中で役割を持ち、充実した高齢期を過ごせるよう、高齢者が持つ豊富な知識や経験を活かすことができる多様な活躍の場の提供に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
30	シルバー人材センター事業の支援	高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センターが実施する、除草や屋外雑役などに代表される請負事業や介護・保育の分野などへの労働者派遣事業を円滑に行えるよう、センターに対し、運営費の貸付及び補助を行います。
31	雇用や就労に関する各種支援制度の周知	高齢者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子をそれぞれ作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。
35 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域のボランティアやNPO、自治会等の多様な主体が、介護予防や生活支援に参画できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。
34 (再掲)	生活支援体制整備事業	地域における居場所づくりや支え合い活動の充実に向け、各地区連合自治会においては、地域における関係者間の情報共有、課題・ニーズの把握、生活支援サービス等の企画・立案などを行う第2層協議体を設置しており、地域別データ分析で明らかになった地域の特性などについて情報提供するなど、地域の活動を支援するとともに、地域内の活動の調整役を担う生活支援コーディネーターの育成にも取り組みます。
98 (再掲)	認知症パートナーの養成・支援	認知症サポートーが認知症の人をより身近でサポートできるよう、認知症パートナー（具体的な支援活動を行う人）になるためのステップアップ講座を開催するとともに、認知症パートナーを介護保険施設や地域の通いの場へつなぐための支援（マッチング）を実施します。

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

施策の方向性1 地域での支え合い体制の推進

取組方針

「地域での支え合い体制」の推進に向け、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域ケア会議や第2層協議体などにおいて、様々な社会的資源が有機的に連携した支援体制の充実を図ります。

(1) 地域での支え合い体制の推進に向けた地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センター（担当地区は85ページを参照）は、地域包括ケアの中核機関として、高齢者の地域における総合相談支援や権利擁護支援、地域のネットワーク構築、介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援、介護予防の推進などの役割を担っています。

今後、高齢化の進展に伴って増加・多様化する高齢者やその家族からのニーズに対応できるよう、地域包括支援センターが担う業務の効率化やサービスの質の向上などの機能強化に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
32	地域包括支援センターの運営及び機能強化	地域包括支援センターが、今後も市民に身近な総合相談窓口として円滑に機能することができるよう、ICTを活用した業務の効率化を図りながら、体制を強化していくとともに、地域別データ分析の活用による地域の特性に応じた事業の実施や、高齢福祉課に設置している「基幹相談支援センター」による各地域包括支援センターが抱える困難事例への支援、好事例を用いた研修などの人材育成、地域包括支援センターの事業評価など、サービスの質の向上にも努め、地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。



(2) 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア力の向上

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、保健・医療及び福祉に関する専門職、民生委員・児童委員や自治会などの地域の関係者・団体など、地域の様々な人や多職種の参画・協働により、地域課題等を話し合う場である「地域ケア会議」を開催し、「地域ケア力」の向上を図ります。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
33	地域ケア会議の推進	<p>地域ケア力の向上が図れるよう、地域の関係者・団体や、保健・医療及び福祉に関する専門職などの多職種が参加する「地域ケア会議」を開催します。</p> <p>《個別課題検討会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者本人やその世帯が抱える医療や介護などの課題の解決を図ります。 ・ 介護支援専門員におけるケアマネジメントの実践力を高めます。 ・ 支援を必要とする高齢者に対する見守り体制の検討や見守りの取組を地域内で共有します。 <p>《地域課題検討会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別課題の解決を積み重ねることで、その地域に共通した課題を明確にし、地域内で共有していきます。また、共有された地域課題を解決するために必要な資源開発や地域づくりを行い、その地域全体における高齢者の支援を充実させていきます。



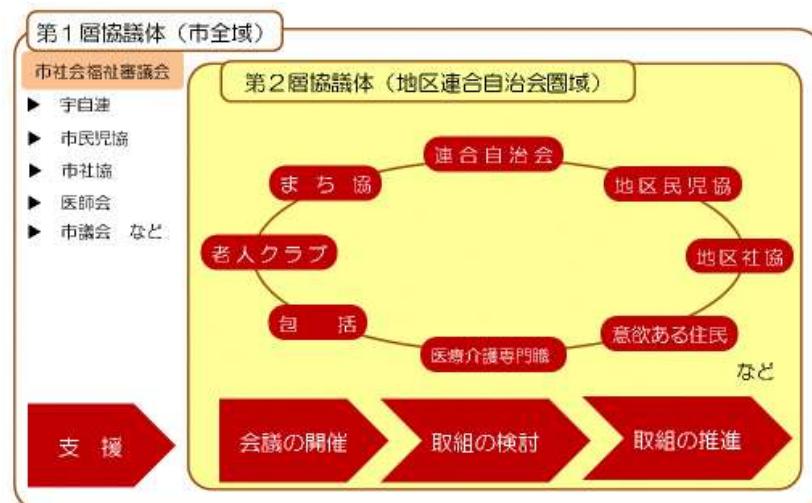
(3) 地域での支え合い体制の推進に向けた生活支援体制の充実

ひとり暮らし高齢者などの高齢世帯が増加していく中、高齢者が生きがいを持ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護などの公的サービスはもちろん、生活上の困りごとに対する多様な支援や、介護予防、社会参加が必要となります。こうしたニーズに対応できるよう、ボランティア団体・NPO法人・民間企業や地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手や生活支援サービスの開発を行い、高齢者の生活支援・介護予防の充実や社会参加を推進するための体制を整備します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
34	生活支援体制整備事業	<p>地域における見守りや支え合い、居場所づくりなどの活動がより一層活性化するよう、各地区連合自治会においては、地域における関係者間の情報共有、課題・ニーズの把握、生活支援サービス等の企画・立案などを行う第2層協議体を設置しており、地域別データ分析で明らかになった地域の特性などについて情報提供するなど、地域の活動を支援するとともに、地域内の活動の調整役を担う生活支援コーディネーターの育成にも取り組みます。</p> <p>また、全市域を対象とする第1層協議体（宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会）においては、市内の第2層協議体を対象とした情報交換会を企画・開催するなど、地域間の情報共有やネットワークづくりを促進するとともに、第2層協議体では解決困難な市域全体にまたがるような課題について、対応策の検討を行います。</p>

協議体の概要



※ 地区連合自治機関域に設置された第2層協議体では、地域のまちづくりや福祉の団体などが参画し、居場所づくりや見守り活動など、高齢者を支えるために「地域ができること」について検討しています。



広がりをみせる支え合いの取組

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、第2層協議体では、地域の高齢者の方々のためにできることを話し合っており、その結果、各地域において支え合い活動が広がっています。

● 地域の居場所づくり

誰もが気軽に参加できる居場所を作り、地域の方々の交流の場として役立てています。

閉じこもりがちな高齢者の方々にも声掛けし、外出が難しい方は、ボランティアの方が送迎するなどしています。



● ちょっとした家事のお手伝い

高齢者の方が難しいと感じている、庭の草むしりなど、ちょっとしたお手伝いを地域の方が提供する仕組みを作っています。

地域ごとに、高齢者の方がどんなことで困っているかを調査し、手伝える内容を検討しています。



● 日ごろからの見守り

近所に住む方が、高齢者の方の異変に気付けるよう、日ごろからの見守りを行う仕組みを作っています。

心配な方については、定期的な声掛けや適切な機関への連絡のほか、第2層協議体で情報共有し、地域全体で対策を検討しています。



(4) 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守りや声掛け、居場所づくりなど、地域住民が身近な地域における支え合い活動の担い手として参加することも大切です。そのため、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業において、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティアなどのサービスの担い手となる人材を育成・支援します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
35	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域の住民が、ちょっとした支え合いや生活支援の担い手として社会参加することができるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。
98 (再掲)	認知症パートナーの養成・支援	認知症サポートーが認知症の人をより身近でサポートできるよう、認知症パートナー（具体的な支援活動を行う人）になるためのステップアップ講座を開催するとともに、認知症パートナーを介護保険施設や地域の通いの場へつなぐための支援（マッチング）を実施します。





「介護予防・日常生活支援総合事業」

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025）年に向け、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。このような中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの能力を最大限に活用しながら、介護予防に取り組むことが大切です。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活における支援を行うことを目的としています。

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援の認定を受けている方（要支援者）や、基本チェックリストにより要支援者に相当すると判断された方などを対象とし、訪問型サービスや通所型サービス等を提供します。総合事業では、ホームヘルパーなどによる専門的なサービスに加え、ボランティア団体や地域住民など、様々な担い手による多様なサービスが提供されます。

訪問型サービス

サービス相当	サービスA	サービスB	サービスC
ホームヘルパーが定期的に居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。	宇都宮市が実施する研修の修了者などが定期的に居宅を訪問し、生活援助を行います。	宇都宮市の登録を受けた団体の会員が定期的に居宅を訪問し、安否確認を兼ねた簡単な家事援助等を行います。	看護師等の専門職が居宅を訪問し、生活機能を改善するための指導を短期間（約3か月間）で集中的に行います。

通所型サービス

サービス相当	サービスA	サービスB	サービスC
通所介護（デイサービス）施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援などを日帰りで行います。	身近な通所介護（デイサービス）施設で、介護予防に向けた運動やレクリエーションなどを行います。	自治会館等の身近な施設な交流施設などで、介護予防に向けた簡単な運動やレクリエーションなどを行います。	地区市民センターやスポーツジムなどで、生活機能を改善するための運動等を短期間（約3か月間）で集中的に行います。

その他生活支援サービス

配食サービス
栄養改善や見守りを目的とした配食を行います。

② 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方を対象とし、健康づくりや介護予防を目的とした講座や体操教室などを行います。

施策の方向性2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

取組方針

高齢者にやさしいまちづくりの推進に向け、福祉のこころの醸成や教育などの「福祉のこころを育む人づくり」に継続して取り組むとともに、「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成など、安全・安心・快適に暮らせる福祉の基盤づくりを推進します。

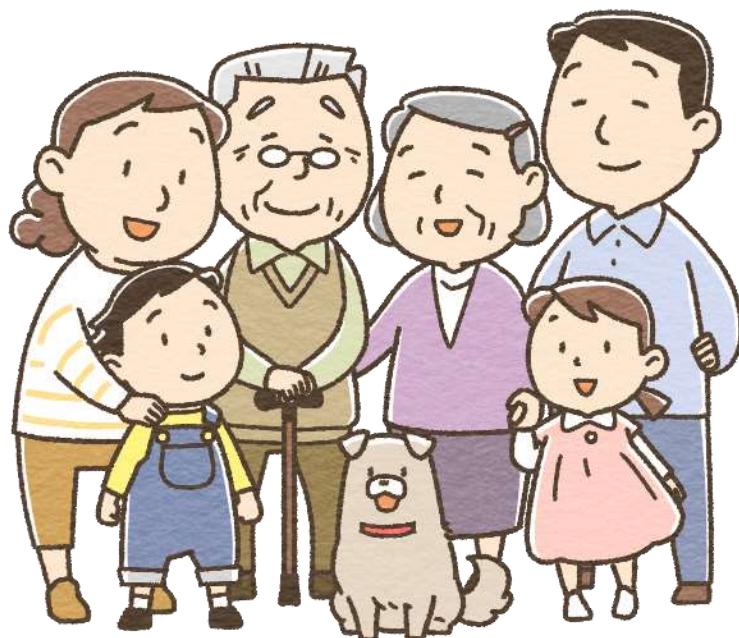
(1) 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

高齢者をはじめとするすべての市民が個人として尊重され、様々な社会活動に主体的に参加できるよう、ボランティアの精神を持って高齢者等への支援に取り組む人材の養成や、世代間交流の促進などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
36	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営	<ul style="list-style-type: none"> 市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアセンターにおいて、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行います。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進します。 地域活動団体やNPO、企業等がそれぞれの特性や能力を発揮し合い、公共的課題の解決に自主的に取り組む社会をつくるため、まちづくりセンター（まちぴあ）において、各活動主体の連携体制構築やNPO等の組織基盤の強化など多様な支援を行います。
37	ボランティア養成講座等の充実	ボランティア活動の推進と実践者の養成を図るため、ボランティア活動への興味や関心から始まるきっかけづくりを目的としたボランティア入門講座や、スキル習得のための養成講座を実施します。
38	敬老会の開催支援を通じた敬老のこころを育む取組の推進	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛するとともに、市民が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるよう、各地区（39地区）の社会福祉協議会が運営主体となり、宇都宮市社会福祉協議会、本市と共に開催します。

No.	事業名	概要
25 (再掲)	茂原健康交流センター事業	世代間・地域間交流を促進するため、茂原健康交流センターにおいて、水泳教室や健康づくり教室など、子どもから高齢者までの幅広い年代を対象とした教室を開催します。
39	学校における福祉教育の充実	児童生徒を対象に、思いやりなどの豊かな心を育むため、高齢者や福祉施設との交流活動や学校行事への招待などを実施し、「宮っ子心の教育」を推進します。また、中学校の「宇都宮学」において、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための本市の取組を学習することで、高齢社会への理解を促進します。
97 (再掲)	認知症サポーター等の養成・支援	学校や職場、地域団体などに、本市が養成するキャラバン・メイト（認知症サポーターの講師）を派遣し、市民が認知症サポーター（認知症を正しく理解して認知症の人を温かく見守る応援者）になるための講座を開催します。



(2) 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備

高齢期になっても日常的な社会生活を安全・安心・快適に送ることができるよう、本市が目指す都市空間の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成やユニバーサルデザインの推進など、生活基盤の計画的な整備に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
40	ベンチのあるまちづくりの推進	高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、歩いて気軽に外出し様々な社会活動に主体的に参加できるよう、生活環境を整備するためのひとつとして、ベンチのあるまちづくりに取り組みます。
41	市有施設等のバリアフリーの推進	<p>《市有施設》</p> <p>高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、市有施設を安全かつ円滑に利用できるよう、エレベーターの設置などの施設整備に取り組みます。</p> <p>《道路・公園》</p> <p>高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が安全・安心に通行できる歩行空間創出のため、点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行うほか、公園の出入口の段差解消や、車いすの方でも利用しやすい水飲み器を設置するなど、高齢者をはじめ市民の誰もが利用しやすい公園の整備に取り組みます。</p>
42	公共的施設等のバリアフリーの推進	<p>《公共的施設等》</p> <p>高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が利用する、民間の公共的施設のバリアフリー化を図るため、傾斜路や手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助します。</p> <p>《バス車両等》</p> <p>高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るために、交通事業者によるノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行い、バス車両等のバリアフリーを推進します。</p>
43	広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進	高齢者や障がい者にわかりやすい行政情報を提供できるよう、ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版の作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成などに取り組みます。

No.	事業名	概要
44	拠点への生活利便施設等の充実と便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境の形成	「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の具体化に向け、「立地適正化計画」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針」等と連携を図りながら、高齢者をはじめとする市民に身近な拠点等に、住まいや日常生活に必要な食料品・日用品を買う店舗、医療・介護施設などを誘導・集積することにより生活利便性を高めるとともに、拠点間を結ぶ公共交通（鉄道・LRT・路線バス）を基本に地域内の身近な移動を支える交通網を構築し、便利で快適に移動ができる、外出しやすい移動環境の形成に向けた取組を進めます。

「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成イメージ



施策の方向性3 安全で安心な暮らしの支援

取組方針

高齢者が安全で安心な暮らしを続けられるよう、地域における相談・見守り体制の充実を図るとともに、感染症予防や防災・防犯などに関する意識の高揚を図ります。

(1) 地域での相談・見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、行政のみならず、地域住民が互いに助け合い、支えあうまちづくりを推進する必要があります。

このため、地域住民同士の支え合いを促進し、市や地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者をはじめとする支援が必要な高齢者に対する見守りや、災害時における高齢者や障がい者などの支援に向けた体制整備に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
45	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	民生委員・児童委員、地域包括支援センターが見守りを必要とする高齢者等を把握した上で、見守り対象者に対する見守り方法等を「地域ケア会議」（70ページを参照）で検討し、地域住民、介護・福祉サービス等による見守りを実施します。
46	災害時要援護者支援事業	高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し、日ごろからの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域における支援体制の整備を推進します。
47	地域における自主防災組織の育成・強化	災害発生時に地域の自主的な活動が効果的に行えるよう、地域主体の防災訓練の開催や防災資機材の整備を支援します。
85 (再掲)	緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置の設置を支援し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。



(2) 安全で安心な暮らしを支える情報提供

高齢者が安全で安心な暮らしを送ることができるよう、地域団体や福祉関係者などと連携しながら、交通事故や消費者被害の防止、感染症対策などに関する情報提供等に取り組みます。

[主な取組・事業]

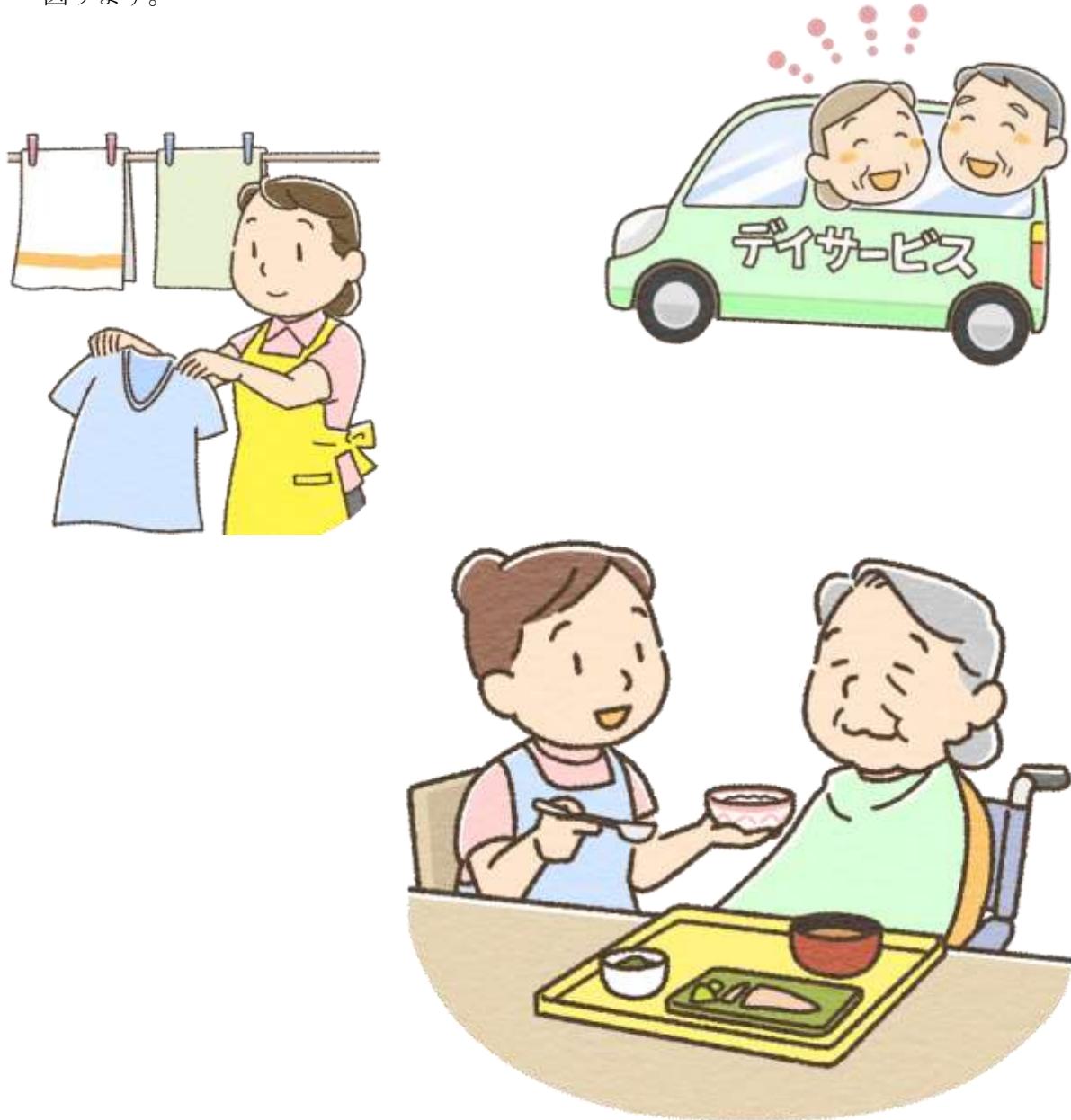
No.	事業名	概要
48	防犯教育の推進	高齢者の犯罪被害未然防止のため、防犯活動指導員が、高齢者の特性に応じた防犯講習会を実施するほか、講習会に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、防犯に関する情報提供を実施します。
49	交通安全教育の推進	近年、高齢者の交通事故の割合が高くなっているため、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、教室に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、交通安全に関する情報提供を実施します。
50	消費者教育・啓発の推進	高齢者が被害者となる消費生活に関するトラブルを防止するため、消費生活出前講座開催や各種広告媒体を活用した消費生活情報の提供のほか、教室に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、消費生活に関する情報提供を実施します。
51	特殊詐欺対策の推進	高齢者の特殊詐欺被害の多くが電話によるものであることから、不審な電話を未然に防止する「特殊詐欺撃退機器」の普及、促進を図るため、「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」を実施します。
52	感染症への対策に関する意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の流行時において、感染症の拡大を防止するため、重症化するリスクの高い高齢者を含むすべての市民に対し、広報紙やホームページなどにより、予防対策等に関する意識啓発を行います。 ・ コロナ禍においても地域団体が安心して活動を再開していただけるよう、「3密」の回避、「新しい生活様式」の徹底など留意すべき感染防止対策や、活動種別ごとの実施判断の目安などを具体的に示した「宇都宮市地域活動ガイドライン」の周知を行います。

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現**施策の方向性1 介護保険事業の充実****取組方針**

介護保険事業の充実に向け、計画的に施設・居住系サービスや地域密着型サービスの整備を進め、介護サービス提供基盤を確保するとともに、多様な生活支援サービスの充実を図ります。

(1) 介護保険サービスの安定的な提供

本市における将来の需要増に確実に対応できるよう、介護サービス利用者等のニーズに応じた介護サービス基盤の整備に取り組み、介護保険サービスの安定的な提供を図ります。



ア 施設・居住系サービスの整備

施設・居住系サービスは、引き続き、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への入所を必要としている待機者数や栃木県保健医療計画で見込む医療療養病床から介護保険施設への移行などに伴う将来需要に対応できるよう、重度の介護ニーズに対応できるサービスである「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」や、慢性期の医療ニーズに対応できるサービスである「介護医療院」など、高齢者的心身等の状況に応じた幅広いサービスの整備を進めます。

施設・居住系サービスの整備目標（量）

サービスの種類	前計画期末 の実績値	本計画期末 の目標値	本計画期間の整備 における特記事項
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) [本計画期間の整備量]	(※) 2,276 床	2,516 床 [240 床]	広域型の新設・増床のみ
介護老人保健施設 [本計画期間の整備量]	1,038 床	1,038 床 [—]	
介護療養型医療施設 [本計画期間の整備量]	(※) 152 床	0 床 [—]	
介護医療院 [本計画期間の整備量]	0 床	194 床 [194 床]	・ 転換：142 床 ・ 新設： 52 床
特定施設入居者生活介護 [本計画期間の整備量]	760 床	850 床 [90 床]	有料老人ホーム（広域型）の 新設のみ

※ 「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」は地域密着型を含む

※ 「介護療養型医療施設」は制度廃止に伴って令和5年度末までに「介護医療院」へ転換予定



イ 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で24時間安心して生活を継続できるよう、24時間365日、定額で何回でも利用でき、訪問・通所・宿泊のいずれを利用しても馴染みの職員による支援が受けられるサービスである「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」や、認知症の人が家庭的な環境と地域住民の交流のもとで共同生活を送ることができるサービスである「認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」の整備を進めます。

また、地域密着型サービスの整備にあたっては、市民が日常生活を営んでいる地域を単位とした整備を行うため、これまで同様、本市をおおむね中学校区で分割した25の区域を「日常生活圏域」（圏域図は84ページを参照）に設定し、市域バランスのとれた整備を進めます。なお、この日常生活圏域は、地域包括支援センターの担当地区（85ページを参照）でもあります。

地域密着型サービスの整備目標（量）

サービスの種類	前計画期末 の実績値	本計画期末 の目標値	本計画期間の整備 における特記事項
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 [本計画期間の整備量]	5事業所	5事業所 [－]	
小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護 [本計画期間の整備量]	19事業所 (19圏域)	21事業所 (21圏域) [2事業所]	未整備圏域のみ(※)
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護) [本計画期間の整備量]	450床 (21圏域)	522床 (25圏域) [72床]	未整備圏域のみ

※ 「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」は、未整備圏域に隣接する整備済圏域の事業者が当該未整備圏域の利用者を対象とする場合、当該整備済圏域の整備でも可



日常生活圏域図



地域包括支援センターの担当地区

担当地区（地区連合自治会）		地域包括支援センター
1	中央, 築瀬, 城東	地域包括支援センター 御本丸
2	陽南, 宮の原, 西原	地域包括支援センター ようなん
3	昭和, 戸祭	地域包括支援センター きよすみ
4	今泉, 錦, 東	地域包括支援センター 今泉・陽北
5	西, 桜	地域包括支援センター さくら西
6	御幸, 御幸ヶ原, 平石	鬼怒 地域包括支援センター
7	清原	地域包括支援センター 清原
8	瑞穂野	地域包括支援センター 瑞穂野
9	峰, 泉が丘	地域包括支援センター 峰・泉が丘
10	石井, 陽東	地域包括支援センター 石井・陽東
11	横川	よこかわ 地域包括支援センター
12	雀宮（東部）	地域包括支援センター 雀宮
13	雀宮（西部）, 五代若松原	地域包括支援センター 雀宮・五代若松原
14	緑が丘, 陽光	緑が丘・陽光 地域包括支援センター
15	姿川（北部）, 富士見, 明保	地域包括支援センター 砥上
16	姿川（南部）	姿川南部 地域包括支援センター
17	国本	くにもと 地域包括支援センター
18	細谷・上戸祭, 宝木	地域包括支援センター 細谷・宝木
19	富屋, 篠井	富屋・篠井 地域包括支援センター
20	城山	城山 地域包括支援センター
21	豊郷	地域包括支援センター 豊郷
22	河内（古里中学校区）	地域包括支援センター かわち
23	河内（田原中学校区）	田原 地域包括支援センター
24	河内（河内中学校区）	地域包括支援センター 奈坪
25	上河内	上河内 地域包括支援センター



地域密着型サービス等の日常生活圏域ごとの整備状況

(上段：事業所数 下段：利用定員数)

地区（地区連合自治会）		定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	小規模多機能型 居宅介護	看護 小規模多機能型 居宅介護	認知症高齢者 グループホーム
1	中央, 築瀬, 城東	1 事業所	1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	0 施設 (0床)
2	陽南, 宮の原, 西原		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
3	昭和, 戸祭		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
4	今泉, 錦, 東		0 事業所 (0人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
5	西, 桜		0 事業所 (0人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (27床)
6	御幸, 御幸ヶ原, 平石	1 事業所	1 事業所 (24人)	0 事業所 (0人)	2 施設 (27床)
7	清原		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
8	瑞穂野		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	2 施設 (36床)
9	峰, 泉が丘		1 事業所 (25人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
10	石井, 陽東		0 事業所 (0人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
11	横川	1 事業所	1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	2 施設 (36床)
12	雀宮（東部）		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
13	雀宮（西部）, 五代若松原		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (27床)
14	緑が丘, 陽光		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
15	姿川（北部）, 富士見, 明保		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	2 施設 (18床)
16	姿川（南部）		1 事業所 (25人)	0 事業所 (0人)	0 施設 (0床)
17	国本	1 事業所	1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
18	細谷・上戸祭, 宝木		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
19	富屋, 篠井		0 事業所 (0人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (27床)
20	城山		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	0 施設 (0床)
21	豊郷	1 事業所	1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
22	河内（古里中学校区）		0 事業所 (0人)	1 事業所 (29人)	1 施設 (18床)
23	河内（田原中学校区）		0 事業所 (0人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
24	河内（河内中学校区）		0 事業所 (0人)	0 事業所 (0人)	0 施設 (0床)
25	上河内		1 事業所 (29人)	0 事業所 (0人)	1 施設 (18床)
合計		5 事業所	18 事業所 (509人)	1 事業所 (29人)	25 施設 (450床)

※ 令和3年3月末現在

※ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の利用定員は登録定員

(上段：事業所数 下段：利用定員数)

地区（地区連合自治会）		地域密着型 特別養護 老人ホーム	認知症対応型 通所介護	【参考】 有料老人ホーム	【参考】 サービス付き 高齢者向け住宅
1	中央、築瀬、城東	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	2棟 (121戸)
2	陽南、宮の原、西原	0施設 (0床)	1事業所 (24人)	3棟 (105戸)	3棟 (75戸)
3	昭和、戸祭	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	2棟 (81戸)	1棟 (10戸)
4	今泉、錦、東	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	2棟 (148戸)	2棟 (109戸)
5	西、桜	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	1棟 (51戸)	3棟 (74戸)
6	御幸、御幸ヶ原、平石	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	1棟 (23戸)
7	清原	1事業所 (29人)	1事業所 (12人)	1棟 (45戸)	4棟 (145戸)
8	瑞穂野	1事業所 (29人)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	1棟 (40戸)
9	峰、泉が丘	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	3棟 (87戸)
10	石井、陽東	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	2棟 (155戸)
11	横川	0施設 (0床)	1事業所 (12人)	0棟 (0戸)	3棟 (99戸)
12	雀宮（東部）	0施設 (0床)	1事業所 (10人)	0棟 (0戸)	1棟 (39戸)
13	雀宮（西部）、五代若松原	1事業所 (29人)	1事業所 (12人)	0棟 (0戸)	1棟 (35戸)
14	緑が丘、陽光	1事業所 (29人)	1事業所 (12人)	0棟 (0戸)	0棟 (0戸)
15	姿川（北部）、富士見、明保	1事業所 (29人)	1事業所 (12人)	2棟 (57戸)	4棟 (157戸)
16	姿川（南部）	1事業所 (10人)	0事業所 (0人)	1棟 (27戸)	0棟 (0戸)
17	国本	1事業所 (29人)	0事業所 (0人)	1棟 (45戸)	1棟 (36戸)
18	細谷・上戸祭、宝木	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	2棟 (88戸)	3棟 (116戸)
19	富屋、篠井	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	0棟 (0戸)
20	城山	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	0棟 (0戸)
21	豊郷	1事業所 (29人)	1事業所 (12人)	0棟 (0戸)	1棟 (40戸)
22	河内（古里中学校区）	0施設 (0床)	1事業所 (12人)	1棟 (9戸)	1棟 (21戸)
23	河内（田原中学校区）	1事業所 (29人)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	0棟 (0戸)
24	河内（河内中学校区）	1事業所 (29人)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	2棟 (52戸)
25	上河内	0施設 (0床)	0事業所 (0人)	0棟 (0戸)	0棟 (0戸)
合 計		10施設 (271床)	9事業所 (118人)	16棟 (656戸)	39棟 (1434戸)

※ 令和3年3月末現在

※ 認知症対応型通所介護の利用定員はサービス1回あたりの利用定員

(2) 介護保険給付費等の見込みと介護保険料の設定

社会全体で高齢者の介護の問題を支える仕組みである介護保険制度は、国や県、市の負担金と40歳以上の市民が納める介護保険料を財源として運営されます。このため、保険者である市は、計画期間に要する費用を見込むとともに、第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の所得等に応じた最適な保険料を設定・収納することになります。

ア 介護保険給付費・地域支援事業費の見込み

① 介護保険給付費

「介護保険給付」は、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの介護サービスであり、要介護1～5の方に対する「介護給付」や要支援1・2の方に対する「予防給付」などからなる「標準給付」と、本市が独自に実施する要介護1～5の方の紙おむつ購入費の一部を助成する「市町村特別給付」によって構成されています。

これらの費用は、サービス利用状況の変化や施設・居住系サービス等の整備目標などを踏まえて算定します。

介護保険給付費の見込み

(単位 千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費	32,231,353	33,304,154	34,496,010	100,031,517
介護給付費	29,737,249	30,797,685	31,914,008	92,448,942
予防給付費	914,193	962,633	993,179	2,870,005
その他	1,579,911	1,543,836	1,588,823	4,712,570
市町村特別給付費	180,334	185,923	191,538	557,795
介護保険給付費	32,411,687	33,490,077	34,687,548	100,589,312

② 地域支援事業費

「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業であり、「介護予防・日常生活支援総合事業」(92ページを参照)や、「地域包括支援センター」(69ページ)の運営など、本市の実情に応じて実施します。

地域支援事業費の見込み

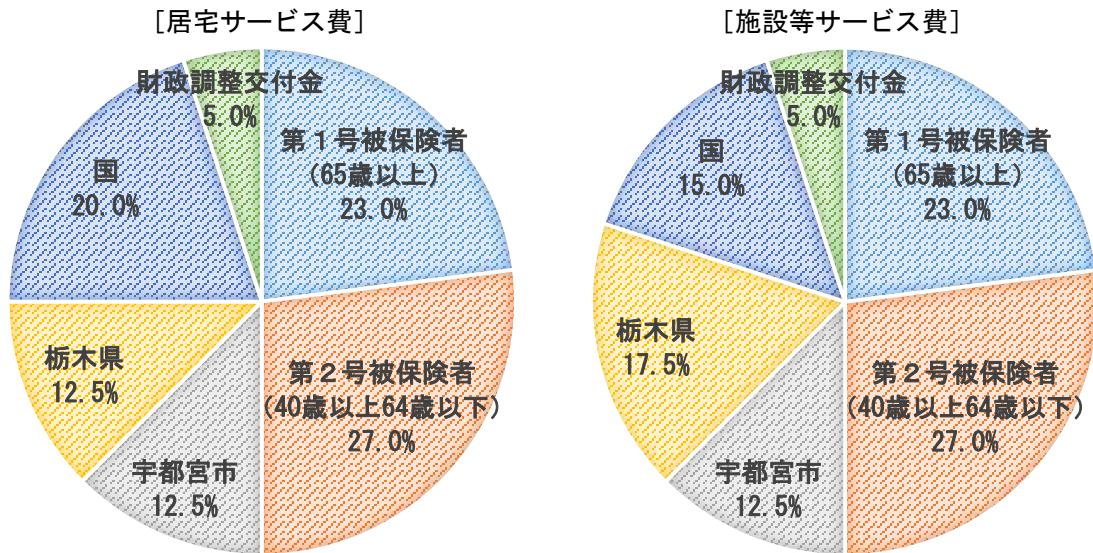
(単位 千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,574,187	1,647,925	1,725,795	4,947,907
包括的支援事業費	741,505	779,914	781,394	2,302,813
任意事業費	39,274	48,523	47,844	135,641
地域支援事業費	2,354,966	2,476,362	2,555,033	7,386,361

イ 介護保険給付費・地域支援事業費の費用負担

介護保険給付費等の費用負担者や負担割合は、次のとおり定められています。

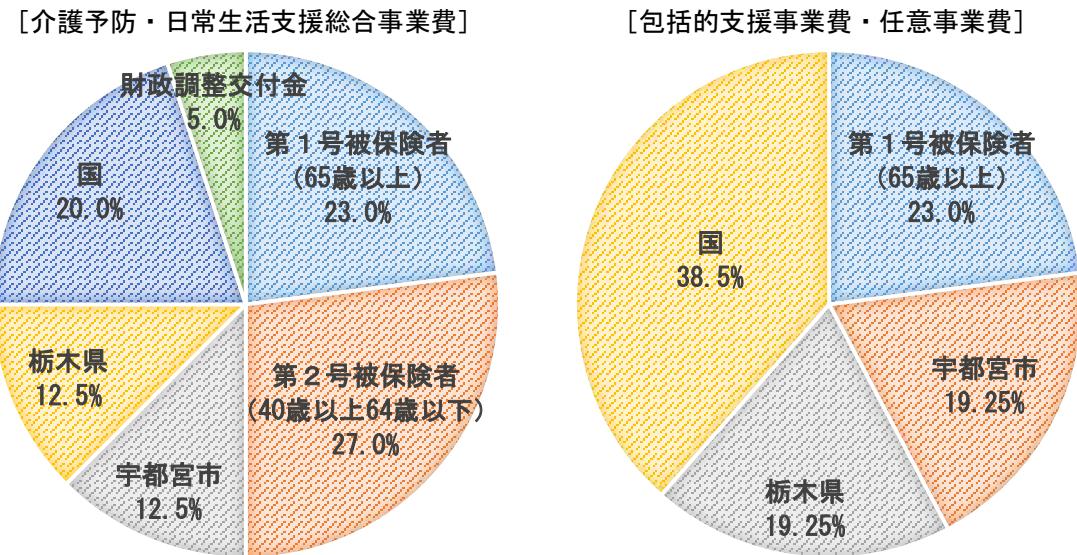
介護保険給付費の費用負担



[市町村特別給付費]

第1号被保険者（65歳以上）のみ

地域支援事業費の費用負担



※ 「財政調整交付金」は、市町村の努力では対応できない第1号被保険者の介護保険料の格差是正を目的として分配される国の交付金であり、高齢者数に占める後期高齢者数の割合などに応じ、毎年、市町村ごとに算定（計画値：2.68～2.91%）

ウ 第1号被保険者の介護保険料の設定

① 保険料率

前計画からの介護保険料の負担増がすべての所得段階区分において公平なものとなるよう、本計画期間における所得段階区分や所得段階区分ごとの保険料率は前計画と同様とします。

② 介護保険料必要額

介護保険給付費・地域支援事業費の見込みや第1号被保険者の負担割合などに基づいて算出した、本計画期間に必要となる介護保険料の総額は次のとおりです。

介護保険料必要額

(保険給付費のうち) 標準給付費・地域支援事業費【ア】	107,417,878千円
第1号被保険者負担割合【イ】	23.0%
(保険給付費のうち) 市町村特別給付費【ウ】	557,795千円
財政調整交付金相当額【エ】 ※ 交付率5.00%	5,248,971千円
財政調整交付金交付見込額【オ】 ※ 交付率2.68～2.91%	2,952,682千円
介護保険料必要額【ア×イ+ウ+（エ-オ）】	27,560,196千円

③ 介護保険料基準額（月額）

上記の介護保険料必要額から求めた、本計画期間における第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料基準額（月額）は次のとおりです。

介護保険料基準額（月額）

介護保険料必要額【上記②】	27,560,196千円
第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）【カ】	412,120人
介護保険料基準額（月額）【(2)÷収納率÷カ÷12か月】	5,641円

※ 「第1号被保険者数」は、所得段階別の加入割合を補正するため、所得段階区分ごとの見込人数と保険料率を乗じた数を合計



④ 所得段階区分ごとの介護保険料

本計画期間における所得段階区分ごとの第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料を次のとおりとします。

本計画（第8期介護保険事業計画）における第1号被保険者の介護保険料

所得段階区分		保険料率	介護保険料年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受けている方 ・ 世帯全体が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	0.30 (※)	20,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.50 (※)	33,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階以外の方（上記以外の方）	0.70 (※)	47,300円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税者であり、前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.90	60,800円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の方（上記以外の方）	1.00	67,600円 (月額5,641円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	81,100円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	87,800円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	101,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.70	114,900円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上10,000万円未満の方	1.80	121,600円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	1.90	128,400円

※ 算定した介護保険料基準額（月額）や所得段階区分ごとの保険料率に基づき、所得段階区分ごとの介護保険料（年額）を設定（千円未満の端数を切捨）

※ 第1段階から第3段階までの保険料率については、公費負担制度の活用による軽減措置を適用

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が身近な地域で暮らし続けるためには、介護保険で提供される身体介護や、買い物・調理といった家事援助に加え、庭の手入れや大掃除、家屋の修理などの介護保険の対象とはならない多様な支援も必要です。高齢化が進展し、今後一層多様化することが予想されるこうしたニーズに対応するため、生活機能の低下がみられる高齢者を対象に、専門的なサービスや、より柔軟で提供範囲が広い生活支援サービスを提供します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
35 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（介護予防・生活支援サービス事業）	地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスが充実することで、要支援者等の方に対して、効果的かつ効率的な支援が提供できるよう、介護サービス事業者による専門的な訪問サービスや通所サービスに加え、NPO・自治会などの各種団体による幅広い生活支援ニーズに対応した柔軟なサービスを提供します。



施策の方向性2 介護人材の確保

取組方針

介護人材の確保に向け、介護事業所における新規就労者の育成・確保や、介護職の離職防止に資する職場環境の向上を図ります。

(1) 介護現場への参入促進

介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護を担う人材の確保が重要な課題であることから、県や介護関係団体と連携しながら、学生や中高年齢層、他業種など多様な人材層に対する介護職への理解促進や事業所等の人材確保に資する取組への支援など、介護現場への参入促進に取り組みます。

[主な取組・事業]

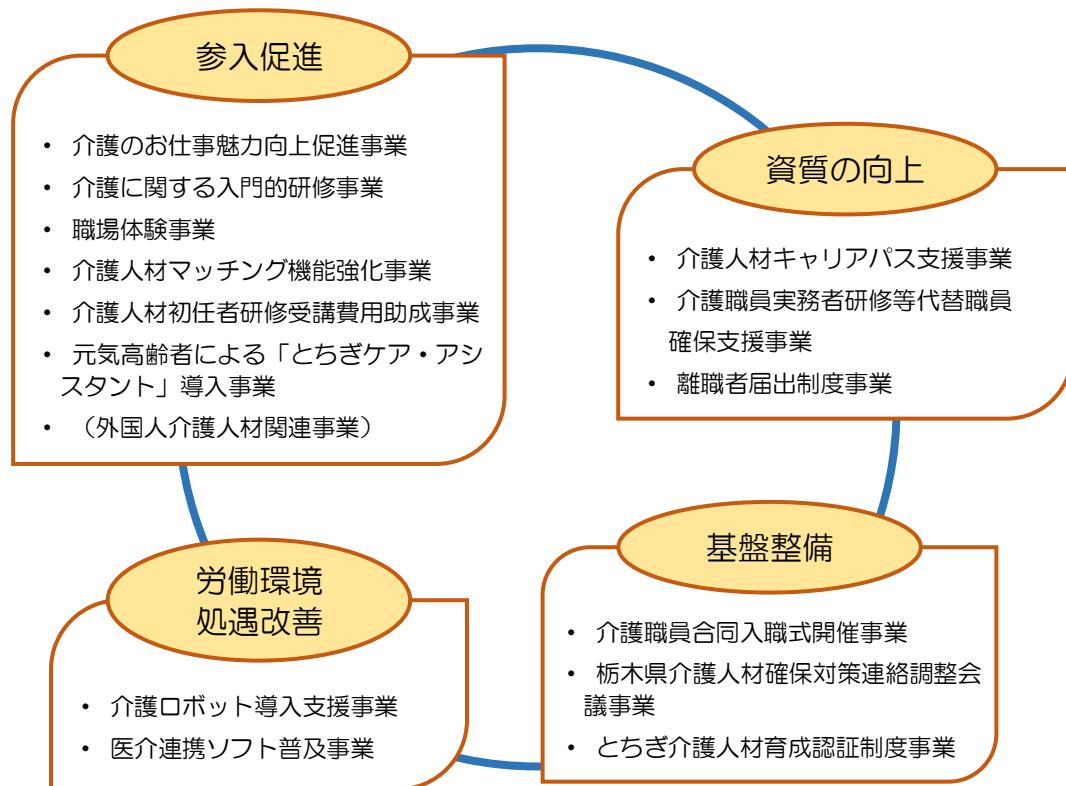
No.	事業名	概要
53	新規就労者の確保	不足している介護人材を将来に渡って安定的に確保していくため、学生を対象に、介護の仕事の魅力ややりがいをPRする県の出前講座や介護体験事業を広く周知するなど、若年層に対する介護職への理解促進に取り組みます。
54	県が実施する参入促進や資質の向上に向けた取組の周知	行政や介護関係団体等が一体となり介護人材の確保に関する具体的な取組や推進方策を全県的に検討するための「栃木県介護人材確保対策連絡調整会議」と連携し、県が実施する職場体験事業や再就業支援事業などの取組を、介護職への転職・再就業を希望する市民に広く周知するほか、介護人材キャリアパス支援事業など、介護職の資質向上に向けた取組の市内の事業者への周知に取り組みます。
35 (再掲)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進（担い手の育成・確保）	地域の住民が、ちょっとした支え合いや生活支援の担い手として社会参加ができるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。



介護サービスの担い手を確保するために

団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、介護サービスの需要増に伴う介護人材の不足が懸念されており、国や県では、介護人材を確保していくために、様々な取組を行っています。

栃木県が実施する介護人材確保対策事業（令和2年度）



このほか、若年層の介護人材を安定的に確保していくために、『介護福祉士等養成事業』として、「介護福祉士等養成施設運営費補助金」や「介護福祉士等修学資金貸付事業」などを実施しています。

本市では、こうした県の取組を市内の事業者や市民に広く周知し、有効に活用して介護人材の確保に取り組みます。

(2) 介護職の離職防止に向けた職場環境の向上

介護従事者が職場に定着し、安心して働き続けるようにするために、働きやすい環境の整備など、離職防止のための取組が必要となります。このため、ICT等の活用による効果的・効率的なサービス提供の促進や勤務条件など労働環境の改善支援、専門職に見合った待遇改善の促進などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
55	介護ロボットやICTの活用促進	介護従事者の働きやすい職場環境を整備するため、従事者の負担軽減に寄与する介護ロボットの導入促進を図るほか、ICTを活用したペーパーレス化や業務プロセスの見直しによる業務効率化の促進に取り組みます。
31 (再掲)	雇用や就労に関する各種支援制度の周知	介護者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子をそれぞれ作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。
56	介護現場における待遇改善等の促進	介護従事者のモチベーションを維持し、質の高い介護サービスの安定的な提供を図るため、事業者に対し、経験・技能のある人材を重点的に支援する待遇改善加算の積極的な取得を働きかけ、介護現場における待遇改善の促進に取り組みます。



施策の方向性3 介護サービスの質の確保・向上

- **取組方針**
- 介護サービスの質の確保・向上に向け、介護給付の適正化を図るとともに、介護人材の育成支援などに取り組みます。

(1) 介護給付の適正化や介護人材の育成支援

高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれる中、介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者の自立支援・重度化防止に向けた質の高い介護サービスが提供されるよう取り組む必要があります。このため、国が定める「『介護給付適正化計画』に関する指針」に基づき、「第5期宇都宮市介護給付適正化計画」（令和3～5年度）を策定し、提供サービスの整合性確認等の各種点検、介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修及びAIを活用した支援等の介護給付適正化事業に取り組むほか、医療・介護従事者が連携した研修会や総合事業従事者的人材育成研修等に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
57	認定調査内容の点検等の実施	適正な認定調査を確保するため、認定調査員同士の相互チェックによる全調査案件の内容点検に取り組みます。
58	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施	適切かつ公平な要介護認定を確保するため、審査会委員研修会及び調査員研修会の定期的な開催により、認定調査員等の資質向上や要介護認定の平準化に取り組みます。
59	ケアプランに対する助言・指導の実施	受給者が自立支援・重度化防止に向けた適切な介護サービスを過不足なく利用できるよう、ケアプランが適切に作成されているか点検を実施します。
60	介護給付費通知の送付	受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するため、介護保険サービスを利用する受給者やその家族に対して、サービスの利用状況や費用額を記載した「介護給付費通知」を送付します。
61	住宅改修・福祉用具の点検	不適切または不要な住宅改修や福祉用具の利用を防ぐため、サービスを利用しようとする要介護者等宅の実態や改修後の施工状況、福祉用具の利用状況等を確認します。

No.	事業名	概要
62	縦覧点検・医療情報との 突合	事業者からの介護給付費請求内容の誤り等を是正するため、提供されたサービスの整合性や医療と介護の重複請求等の点検を実施します。
63	介護従事者等の資質の向 上	介護従事者等のスキルアップを図るため、介護支援専門員を対象とした研修や、AIを活用したケアプラン作成支援等に取り組みます。
16 (再掲)	地域リハビリテーション 活動支援事業	リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプラン等に対し、自立支援や重度化防止の視点や工夫点・改善点について助言・指導を行います。
35 (再掲)	介護予防・日常生活支援 総合事業の推進（担い手 の育成・確保）	多様なサービスの充実により、要支援者等の方に対して、効果的かつ効率的な支援が提供できるよう、介護予防・生活支援サービス事業における基準緩和型サービス（サービスA）に携わる人材を育成する研修を開催するとともに、住民主体型サービス（サービスB）の実施に係る助成を行います。
73 (再掲)	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。 なお、研修の実施にあたっては、Web等を活用したリモート形式の開催方法を検討するなど、感染症拡大の防止に配慮します。





コラム

高齢者の自立を支援する介護保険制度

○ 介護保険の目的

介護保険制度は、その方の能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう支援する制度です。

加齢等による病気などが原因で、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要になった人が、介護保険サービスを利用します。

○ 介護保険の加入者とその役割

介護保険は、市が主体となって運営しており、40歳以上の皆さんには加入者（被保険者）となって保険料を納めていただきます。そして、介護が必要になったときには、介護サービス費用の一部が介護保険から給付されます。

また、加入者の皆さんには、次のことに取り組みましょう。

- ① 要介護状態になることの予防のため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持に努める。
- ② 要介護状態になった場合でも、進んでリハビリテーション等の適切な保健医療サービスや福祉サービスを利用して、その有する能力の維持向上に努める。

介護保険制度は、介護が必要となった高齢者が、

- ・ 地域で安心して暮らし続けることを目指します。
- ・ 自立した生活を送れるよう支援（自立支援）します。

○ 「自立した生活」とは？

自立した生活とは、自分が有する身体機能を活かしながら、自分らしい生活を送ることです。

「できることは自分でする。」

「できないことは介護サービスなどを利用する。」
と捉えましょう。

※ 自立した生活を目指して介護保険を利用する際の重要なポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」を作成していますので、是非ご活用ください。



(2) 介護サービス事業所における災害や感染症への備え

介護サービスを利用する高齢者が、自然災害や感染症などの発生時においても、心身の安全が確保され、必要なサービスを受け続けられるよう、介護サービス事業者に対し、有事の対応方法や必要物資の備蓄状況を事前に把握・共有するための助言や指導、情報提供などを行います。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
新 64	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保に関する助言・指導	災害の発生時において、利用者を安全かつ円滑に避難誘導することができるよう、介護サービス事業所が行う避難訓練の実施状況を毎年度確認します。また、実地指導や集団指導などの機会を活用し、避難確保計画の確認等を促します。
新 65	感染症発生時の適切な対応に関する助言・指導	感染症の発生時において、介護サービス事業所が感染者や入居者などに対して適切な対応や措置を行うことできるよう、国からの通知等を事業所に周知するとともに、実地指導や集団指導などの機会を活用し、県が作成する「新型コロナウイルス感染者発生施設に対する対応（標準例）」の普及を図るなど、日ごろからの備えを促します。
新 66	新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時における助言・指導	介護保険施設等において新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した場合、当該介護施設等に対し、県が設置する「発生施設支援チーム」と連携しながら、感染対策等への助言や指導を行います。
新 67	罹災や感染症拡大予防のための施設改修等への支援	介護サービス事業所が、罹災からの復旧や感染症拡大予防を目的として施設改修等を行う場合における補助制度等について、適宜、情報提供を行います。



施策の方向性4 在宅医療・介護連携の推進

取組方針

医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進するため、円滑な連携に向けた体制の強化や専門職の育成・確保に取り組むとともに、在宅での療養について、市民の理解促進を図ります。

(1) 円滑な医療・介護連携に向けた体制の強化

市民が身近な場所で安心して在宅療養生活（※）を送ることができるよう、地域における医療・介護の関係機関の連携を進めるとともに、在宅医療や認知症対策などに医療従事者のより一層の参画を促しながら、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を整備・推進していきます。

※ ここでいう「在宅」とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他市民が療養生活を営むことができる場所であって、病院・診療所以外の場所を指します。

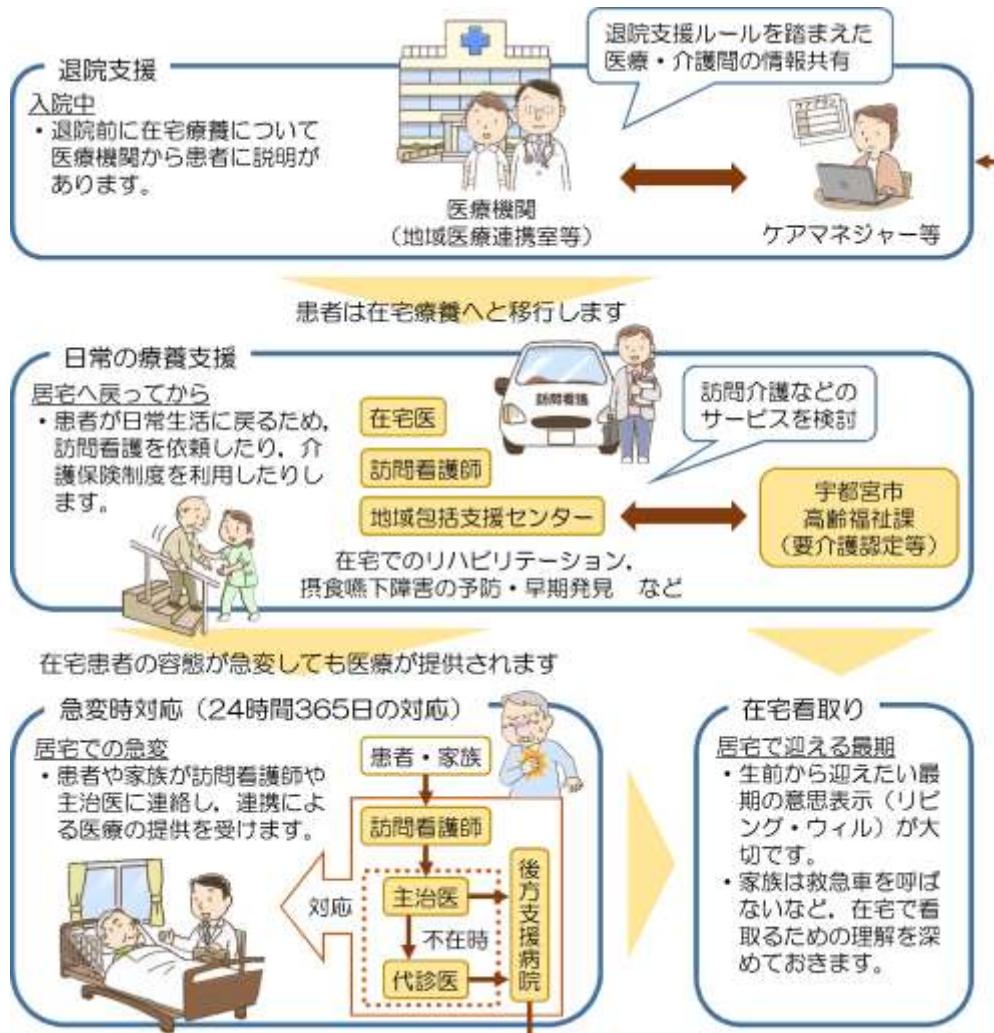
[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
68	地域における医療・介護の資源の把握	<p>医療・介護連携を支援する施策の立案や評価を行うため、地域包括ケア「見える化」システムや医療機能情報提供制度などを活用して、地域における医療機関・介護事業所の機能や、在宅医療・介護サービスの利用状況等の情報を把握します。</p> <p>把握した情報については、医療・介護従事者の連携に際して、照会先や協力依頼先を適切に選択・連絡できるよう、また、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援できるよう、市内の医療機関や介護事業所などの情報をリスト化・マップ化した「宇都宮市地域包括資源検索サイト」等において情報提供します。</p>
69	在宅医療・介護連携の課題の抽出	<p>在宅医療・介護の連携強化を図るため、地域の医療・介護関係者等が参画する宇都宮市地域包括ケア推進会議「地域療養支援部会」において、地域包括ケア「見える化」システムや医療機能情報提供制度などのデータなどを活用しながら、医療・介護連携に関する地域課題の抽出を行うとともに、地域で目指す理想像（目標）を共有しながら、対応策を検討します。</p>

No.	事業名	概要
70	切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制（地域療養支援体制）の構築推進	在宅において、患者・利用者個々の身体状況に合わせた医療・介護サービスを適切に提供することができるよう、入退院時に医療・介護従事者間において共有すべき情報や情報提供時期等をルール化した「入退院支援手順書」などを活用しながら、入院医療機関からの円滑な在宅療養移行を促進するとともに、主治医・代診医・後方支援病院等の連携による24時間の医療体制を推進し、緊急時や看取りに対応します。
71	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養中の患者・利用者の状態の変化等について、医療・介護従事者間で速やかに情報共有を行うことができるよう、「入退院共通連携シート」や、ICTツール「どこでも連絡帳」などの利用促進を図ります。

地域療養支援体制

～退院してから在宅の生活に戻っても安心して暮らせるしくみ～



「宇都宮市地域包括資源検索サイト」

宇都宮市地域包括資源検索サイト

Page 1 of 1

宇都宮市地域包括資源検索サイト HOME フォントサイズ 小 中 大 ログイン

より住みやすい街づくり
より豊かな生活を実現する

在宅・介護 基本情報 在宅医療・介護 地域資源マップ お知らせ 研修会・研修会 イベントカレンダー ダウンロード 会員サイト

最新のお知らせ 最後に登録された情報・情報登録の最新情報です。

19.01.20 お知らせ こちらには宇都宮医師会からのお知らせを掲出いたします。文書はダニーステム NEW

19.01.20 イベント こちらには宇都宮医師会からのお知らせを掲出いたします。文書はダニーステム

19.01.20 研修会 こちらには宇都宮医師会からのお知らせを掲出いたします。文書はダニーステム

※ 市内の医療機関や介護事業所の施設情報、介護予防のための地域の自主活動グループなどを検索できるほか、医療や介護に関する市民公開講座の開催案内なども掲載しています。

「どこでも連絡帳」

患者タイムライン



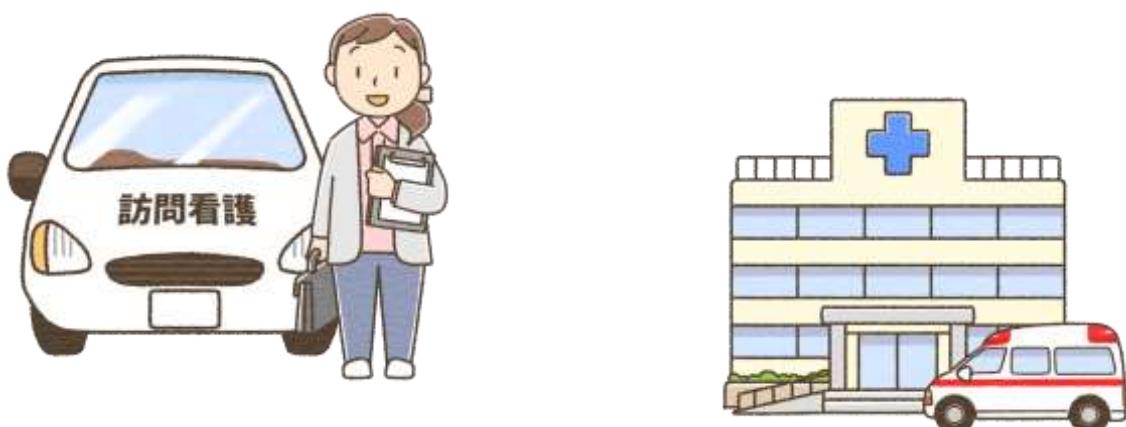
※ パソコンやタブレット端末、スマートフォンを使用して、医療や介護などの関係者が、簡単かつ安全に情報を共有できる「医療・介護連携専用のネットワークツール」であり、栃木県医師会が運用しています。

(2) 在宅療養を支える専門職の育成・確保

在宅療養の推進には、医療と介護の連携を強化し、切れ目のないサービスを提供することが必要です。そのため、地域において在宅医療・介護に関わる医師や訪問看護師の確保に努めるとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）やホームヘルパーなど、多職種の人材の育成に取り組んでいきます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
72	在宅医療・介護関係者に関する相談支援	在宅医療・介護従事者の円滑な連携を推進するため、「医療・介護連携支援センター」や、市内5ブロックに設置した「医療・介護連携支援ステーション」において、地域の診療所や地域包括支援センターなどの専門職向けに、患者・利用者または家族の要望や状況に応じた医療機関・介護事業所を相互に紹介するなど、在宅医療・介護の連携に関する相談支援を行います。
73	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。 なお、研修の実施にあたっては、Web等を活用したリモート形式の開催方法を検討するなど、感染症拡大の防止に配慮します。
74	訪問看護ステーションの設置促進	在宅患者の療養生活と在宅医のサポートを担う訪問看護師の確保に向け、新規に開設した訪問看護ステーションの運営費の一部を助成します。



(3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進

在宅療養を推進していくためには、市民にも日ごろから在宅療養に関する知識や理解を深めてもらうことが必要です。そのため、在宅医療・介護に関する講演会の開催や、パンフレットの配布などによる普及啓発を継続して行っています。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
75	地域住民への普及啓発	市民が、在宅での療養を必要とした時に医療・介護サービスを適切に選択することができるよう、また、人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りについて理解が深まるよう、ホームページや広報紙への掲載、公開講座や出前講座の開催、パンフレットの配布など、あらゆる機会を活用しながら、在宅医療や介護等について、理解促進を図ります。





コラム

最期まで自分らしく生きるために（在宅での看取り）

○ 住み慣れた場所で療養生活を送る

昭和30年代までは、自宅で最期を迎えることは一般的でしたが、現在は、7割以上の人人が病院で最期を迎えており、病院で亡くなることが当たり前と思われるような時代となりました。しかし、市の調査（20ページを参照）では、約半数の人が人生の最期の時間は自宅で過ごしたいと考えていることがわかります。

「在宅療養」とは、住み慣れた自宅やグループホームなどで、在宅医や訪問看護師、ホームヘルパーなどに訪問してもらい、医療や介護サービスを受けながら療養生活を送ることです。

「病気やけが、高齢のために歩けなくなってしまい、医療機関に通院できなくなつた」、「がんなどの重い病気で治らないことがわかったので、痛みを和げてもらいながら家で過ごしたい」などの状況になった時は、かかりつけ医等に相談し、在宅療養を検討してみてはいかがでしょうか。

○ 重要なのは、自分の意思を伝えること

～元気なうちから、家族や周囲の人と話し合っておきましょう～

がんの末期など、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどういった医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示することを「リビング・ウィル（生前の意思表明）」といいます。また、どのような医療やケアを希望するのかについて、前もって考え、信頼する人たちと話し合っておくことが大切であり、このような取組を「人生会議」（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

本市では、「宇都宮市在宅療養パンフレット」にリビング・ウィルの文例を掲載しているほか、カード型（右図を参照）の配付を行っています。パンフレットやリビング・ウィルカードを参考に、「人生会議」のきっかけとしてみませんか。



○ 在宅での看取り

人生の最期の時間を自宅や施設などの病院以外の場所で迎えることが在宅看取りです。在宅看取りには事前に準備しておくなければならないことがたくさんあります。在宅医や訪問看護師などと十分相談しながら、人生の過ごし方を決めていきます。





在宅での療養生活において いつまでも自分らしく過ごすための3つのポイント

POINT① 口の中をきれいにしましょう

口は、「食べること」や「コミュニケーション」といった働きのほか、しっかり噛むことで全身の健康につなげるなど、日常生活に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

POINT② 日ごろから運動しましょう

加齢により、身体のトラブルが増加すると、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）に陥りやすくなります。ロコモティブシンドロームとは、筋肉、骨、関節などの運動器の働きが衰え、「立つ」、「歩く」といった移動機能が低下した状態です。この症状が進むと、日常生活で介護が必要になるリスクが高くなります。買い物や散歩など積極的に体を動かすことが大切です。

POINT③ 低栄養を予防しましょう

「食べる」ことは私たちが生きて活動していく上で、基本となることです。しかし、高齢になると気付かないうちに食べる量が減ったり、食事の内容が偏ったりするため、栄養が不足した状態である「低栄養」になりやすくなります。このような状態が続くと、筋肉が減り、体力や免疫力も低下して、身体はどんどん弱ってしまいます。食事の内容をきちんと把握し、低栄養となることを予防することが大切です。

※ 3つのポイントをそれぞれまとめた「在宅療養パンフレット」（摂食嚥下編、リハビリテーション編、栄養改善編）のほか、介護保険制度の趣旨や適切なサービス利用をテーマとした自立支援パンフレットも作成していますので、是非ご活用ください。



摂食嚥下編



リハビリテーション編



栄養改善編



自立支援編

施策の方向性5 介護者等への支援

取組方針

介護サービスの利用者が自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護保険制度に関する情報提供を行うとともに、介護者の負担が軽減されるよう、介護者を対象とした相談支援などを行います。

(1) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供

介護サービスを必要とする高齢者が、介護保険制度を正しく理解した上で適切なサービスを利用できるよう、高齢者やその家族、介護者に対し、介護保険制度に関する周知啓発や、介護サービスに関する不満・不安の解消に向けた相談支援などに取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概 要
76	「介護保険相談窓口」の充実	介護保険に関する多様な相談に対応できるよう、介護保険窓口専任職員の配置や、地域の身近な相談先であり、各種手続きの支援も可能な機関である「地域包括支援センター」や、基幹相談支援センターを通して、利用者やその家族が抱いている不安等の解消に取り組みます。
77	介護保険制度に関する周知啓発	介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」や「介護サービス事業者・団体名簿」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組みます。
78	介護保険サービス利用者の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県国民健康保険団体連合会などと連携しながら、要介護認定や介護保険サービス利用に関する相談・苦情に応じます。 ・ 「介護サービス相談員」が特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの介護保険施設等を訪問し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図ります。

(2) 介護者に対する支援

介護を行う家族の多くは、何らかの心身的な負担を感じており、地域において高齢者の在宅生活を支えるにあたっては、高齢者本人への支援のみならず、介護を行う家族等の介護者への支援が重要です。このため、介護に関する相談・支援や知識・技術の情報提供、介護者同士の交流の場の確保などに取り組みます。



[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
79	家族介護教室等の開催	家族介護者が安心して介護を続けられるよう、介護知識・技術の習得や、介護・福祉サービスの情報提供などを行う教室を開催します。
80	介護者交流会の開催	家族介護者の身体的・精神的負担の軽減が図られるよう、介護経験者を交えて介護に関する情報交換等を行う介護者同士の交流会を開催します。
81	在宅高齢者家族介護慰労金の支給	介護を必要とする在宅の高齢者を、一定の期間、介護サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）を受けずに介護している方を対象に、家族介護慰労金を支給します。
82	はいかい高齢者等家族支援事業の充実	はいかい行動のある方の早期発見及び安全確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減するため、位置情報を検索するサービスの利用料等の一部を助成します。 また、地域住民等によるはいかい者の見守りや早期発見を支援するための仕組みづくりを充実します。
99 (再掲)	認知症サロン（オレンジサロン）の推進	認知症の人を介護する家族等の精神的な負担を軽減するため、認知症の人やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である市内3か所の「認知症サロン（オレンジサロン）」において、専門的な相談に対応します。
31 (再掲)	雇用や就労に関する各種支援制度の周知	介護者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子を作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

施策の方向性1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供

- ・ 取組方針
- 支援やサービスを必要とする高齢者が、心身等の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、引き続き、在宅福祉サービスの周知を図りながら、適切な支援を行います。

(1) 在宅福祉サービスの提供

支援やサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた自宅で生活し続けられるよう、心身等の状況に応じた適切な在宅福祉サービスを提供します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
83	高齢者等ホームサポート事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助（寝具類等大物の洗濯・日干しや家周りの手入れなど）を行います。
84	在宅高齢者等日常生活用具給付事業	一定の基準を満たすおおむね65歳以上の方に対し、シルバーカー等の日常生活用具を給付、または貸与します。
85	緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置の設置を支援し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
86	食の自立支援事業（配食サービス）	要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難であるなど、食に関する支援を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、配食サービスを提供します。
87	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業	原則70歳以上の方や、身体障がい者1～2級の方に対し、市の指定する施術所において、保険の適用外で、はり、きゅう、マッサージの施術を受けるときの料金の一部を助成します。
88	高齢者短期宿泊事業	生活習慣の改善や体調の調整などが必要な高齢者に対し、養護老人ホーム等への一時的な宿泊の提供や適切な指導等を行います。

施策の方向性2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備

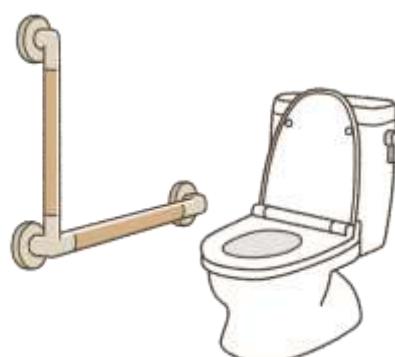
- 取組方針
- 高齢者の自立した生活を支えるための住環境を整備できるよう、既存住宅の改修支援や多様な住宅の確保を図ります。

(1) 高齢者の住環境の向上に向けた支援

高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた自宅で生活し続けられるよう、既存住宅の改修等に向けた支援に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
89	高齢者にやさしい住環境整備補助事業	住宅改修を必要とする要介護者等が、住み慣れた自宅での日常生活を容易に過ごすことができるよう、介護サービスで提供される住宅改修とは別に、既存住宅の改修に要する経費の一部を補助します。
90	住宅改修に関する情報提供	住宅改修を必要とする要介護者等が、心身の状況や住環境に応じて、高齢者にやさしい住環境整備補助事業や介護サービスで提供される住宅改修などの支援・サービスを適切に選択しながら利用できるよう、これらの支援・サービスの相違点や組み合わせ方などについてわかりやすく周知します。
91	住宅改修支援事業	介護サービスを利用していない要介護者等が、円滑に介護サービスで提供される住宅改修を利用できるよう、介護支援専門員等による申請書類の作成への支援を行います。
92	生活援助員派遣事業	高齢者が地域の中で自立して安全な在宅生活を送れるよう、「高齢者用住宅（シルバーハウジング）」に居住するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、安否確認や生活指導・相談などを行います。



(2) 高齢者の希望や状況に応じた住宅の確保

高齢者が、心身の状況や生活状況に応じて選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や軽費老人ホームなどの多様な「住まい」を確保します。



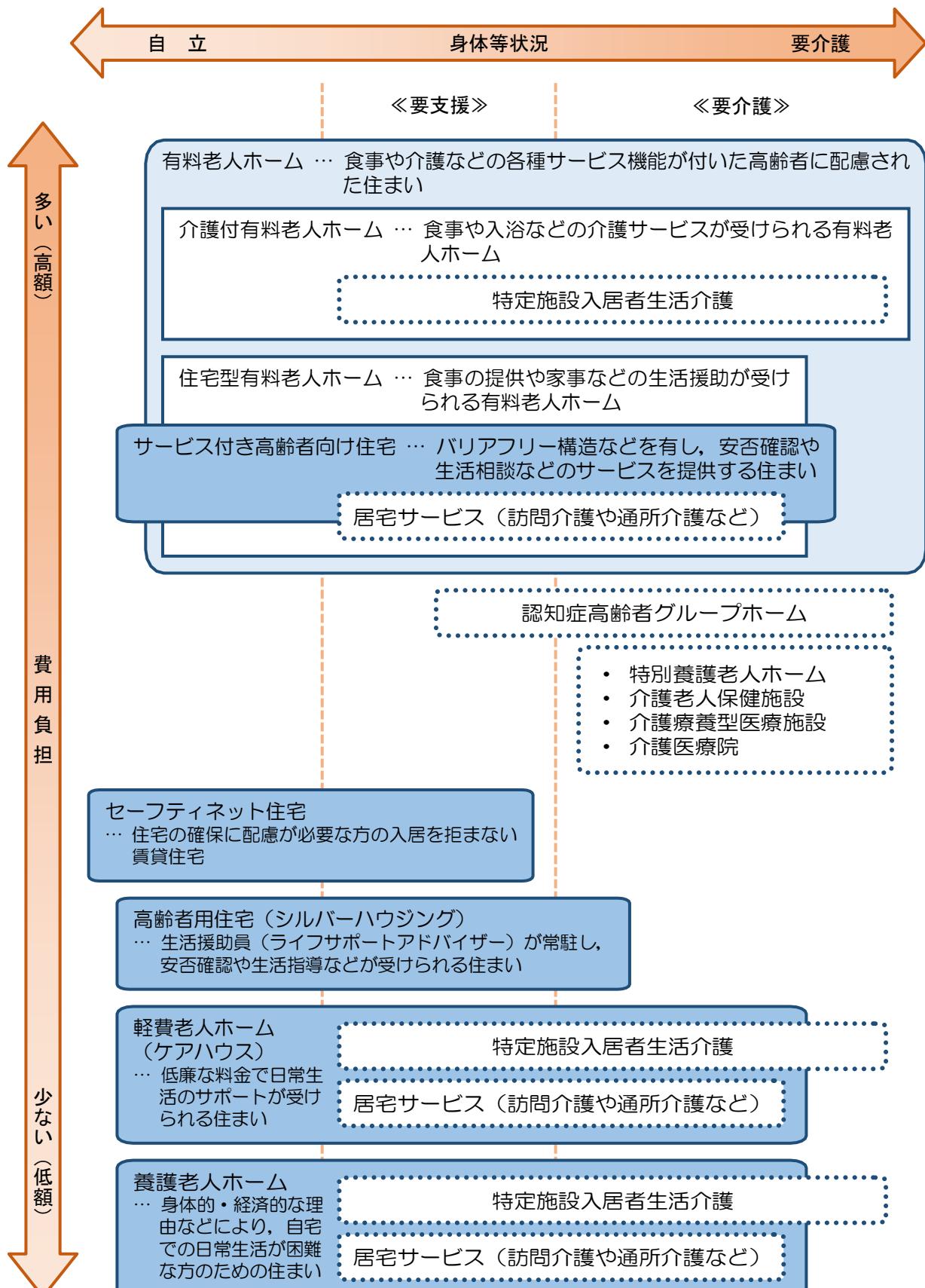
[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
93	高齢者向け住宅の普及促進	<p>高齢者の心身の状況や生活状況に応じて選択できる多様な高齢者向け住宅の提供や、適正管理に向けた指導等を行います。</p> <p>① サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>主に安否確認や生活相談などのサービスが必要な高齢者が、本人の希望や心身の状況に応じて最適なサービスを選択しながら、安心して生活できるよう、サービス付き高齢者向け住宅の整備の促進や適正管理に向けた指導・監査を行います。</p> <p>また、サービス付き高齢者向け住宅の整備にあたっては、本市の「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」に即したまちづくりとの整合を図るため、支援制度の創設や整備基準の規制緩和等により、居住誘導区域等への誘導をに取り組みます。</p> <p>② 有料老人ホーム</p> <p>主に介護を必要とする高齢者が、心身の状況に応じて必要な介護サービスを組み合わせながら、安心して生活できるよう、有料老人ホームの登録や適正管理に向けた指導・監査を行います。</p> <p>③ セーフティネット住宅</p> <p>賃貸住宅の入居に際して保証人がいないひとり暮らし高齢者などが、安心して入居できるよう、空き家となっている民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅の登録や家主への支援を行います。</p> <p>④ 軽費老人ホーム（ケアハウス）</p> <p>主に低所得の高齢者が、安心して生活できるよう、社会福祉法人が提供する軽費老人ホーム（ケアハウス）に対し、入居者の入居費用を補助します。</p>

No.	事業名	概要
94	公営住宅の確保	低所得者を対象として市が提供する「市営住宅」や、市営住宅においてひとり暮らし高齢者等に対して生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による生活指導・相談や声掛け、緊急時の対応を行う「高齢者用住宅（シルバーハウジング）」を提供します。
95	老人措置事業	高齢者の心身の安全や生活の安定を確保するため、届出や通報などによって高齢者虐待を把握した場合は、必要に応じて養護老人ホームへの入所などの措置を行います。



高齢者向けの施設及び住まいの位置付け（イメージ図）



※ この図は、費用負担と身体的状況の視点から、高齢者向けの施設や住まいの位置付けの大まかな目安をイメージ図として表したものであり、厳密にはこれに当てはまらない場合もあります。

※  (点線の囲み) は、施設や住まいで提供される介護サービスです。

施策の方向性3 認知症高齢者等対策の充実

取組方針

認知症になっても希望を持ち、安心して日常生活を過ごせるよう、認知症に関する市民の理解促進や相談支援、医療・介護等の切れ目ないケア体制の充実など、認知症高齢者等対策の充実を図ります。

(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発や認知症の人ややさしい地域づくりの推進

認知症があってもなくても同じ地域でともに暮らし続ける「共生」の社会を目指し、認知症に関する正しい知識の普及啓発や、認知症の人やその家族を手助けできる人材の育成などの地域づくりに取り組みます。



[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
96	認知症に関する市民への普及啓発	<p>関係機関・団体等を通じ、認知症に関する正しい知識や認知症の早期発見に役立つチェックリストなどを掲載したリーフレットを配布します。</p> <p>また、毎年9月の「宇都宮市みんなで考える認知症月間」において、市民が認知症への理解を深めるための「世界アルツハイマー記念講演会」や「パネル展」などを実施します。</p>
97	認知症サポーター等の養成・支援	<p>学校や職場、地域団体などに、本市が養成するキャラバン・メイト（認知症サポーターの講師）を派遣し、市民が認知症サポーター（認知症を正しく理解して認知症の人を温かく見守る応援者）になるための講座を開催します。</p>
98	認知症パートナーの養成・支援	<p>認知症サポーターが認知症の人をより身近でサポートできるよう、認知症パートナー（具体的な支援活動を行う人）になるためのステップアップ講座を開催するとともに、認知症パートナーを介護保険施設や地域の通いの場へつなぐための支援（マッチング）を実施します。</p>
99	認知症サロン（オレンジサロン）の推進	<p>認知症の人やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である「認知症サロン（オレンジサロン）」を市内3か所に設置し、専門的な相談にも対応します。</p>



「認知症カフェ」に行ってみよう！

○ 認知症カフェとは

認知症の人やその家族が、地域住民や専門家などと相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的とした交流の場です。平成9年にオランダのアルツハイマー協会が始めたアルツハイマーカフェが発祥と言われており、日本でも増えてきています。

○ 本市での認知症カフェの広がり

本市が市内3か所に設置する「認知症サロン（オレンジサロン）」に加え、社会福祉法人や医療法人なども認知症カフェを開設しており、認知症の人やその家族を中心とした交流の場が広がっています。

例えは「オレンジサロン石蔵」では・・・

市が設置・運営する「認知症サロン（オレンジサロン）」の1つである「オレンジサロン石蔵」では、認知症の人やその家族だけでなく、地域のボランティアが協力し合って、カフェを運営したり、音楽会を開催したりしています。

カフェのスタッフとして参加している、ある若年性認知症の方は、認知症と診断されたときはショックを受けていた様子でしたが、オレンジサロンに通い、仲間ができるからは、進んで盛り付けや配膳をお手伝いしてくださるようになり、今ではみんなで和気あいあいと過ごしています。

認知症に関する相談にも応じていますので、お気軽にお越しください。



〔運営責任者〕
公益社団法人認知症の人と家族の会
栃木県支部 世話人代表 金澤 林子さん

本市が設置・運営する「認知症サロン（オレンジサロン）」

名 称	オレンジサロン石蔵	オレンジサロンあん	オレンジサロンえん
住 所	道場宿町 1131 番地	田下町 846 番地 2	宝木町 1 丁目 2580 番地
開設時間	第2木曜日 午前11時～午後3時 毎月第3日曜日 午後1時～午後4時 祝日・年末年始を除く	毎月第1・3・4金曜日 午前10時～午後2時 祝日・年末年始を除く	月～金曜日 午前10時～正午 祝日・年末年始を除く

(2) 認知症の早期発見や相談支援の推進

認知症の人が尊厳と希望を持ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症を早期段階で発見して適切な対応につなげるための周知啓発を行うとともに、認知症の人やその家族の不安を軽減するための相談支援に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
100	認知症早期発見チェックリスト等の配布	関係機関・団体等を通じ、認知症の早期発見に役立つチェックリストや認知症に関する正しい知識などを掲載したリーフレットを配布します。
101	もの忘れ相談会の開催	最近もの忘れが増えてきたと感じている方や、家族や知り合いが認知症かもしれないと感じている方などを対象として、市立図書館や、地域別データ分析での忘れリスクの高い傾向にあった地域の公共施設などにおいて、定期的にもの忘れ相談会を開催します。
102	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布	窓口や地域包括支援センター、医療機関などにおいて、認知症の進行状況に応じて利用できる医療・介護サービス等をまとめた「認知症ガイドブック（ケアパス）」を配布します。
99 (再掲)	認知症サロン（オレンジサロン）の推進	認知症の人やその家族をはじめとする誰もが気軽に集まれ、交流できる場である「認知症サロン（オレンジサロン）」を市内3か所に設置し、専門的な相談にも対応します。
79 (再掲)	家族介護教室等の開催	家族介護者が安心して介護を続けられるよう、介護知識・技術の習得や、介護・福祉サービスの情報提供などを行う教室を開催します。
80 (再掲)	介護者交流会の開催	家族介護者の身体的・精神的負担の軽減が図られるよう、介護経験者を交えて介護に関する情報交換等を行う介護者同士の交流会を開催します。
82 (再掲)	はいかい高齢者等家族支援事業の充実	はいかい行動のある方の早期発見及び安全確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減するため、位置情報を検索するサービスの利用料等の一部を助成します。 また、地域住民等によるはいかい者の見守りや早期発見を支援するための仕組みづくりを充実します。
105 (再掲)	成年後見制度の周知・利用促進	成年後見制度の周知を図るため、出前講座の開催や、地域包括支援センターと連携したパンフレットの配布を行います。 また、成年後見制度の円滑な利用を図るため、親族等の申立者がいない場合に、市長による成年後見等開始の申立を行うほか、低所得の高齢者が申立を行う場合に、申立に要する経費や成年後見人等の報酬への助成を行います。



認知症早期発見の目安（チェックリスト）

このチェックリストは、「公益社団法人認知症の人と家族の会」が会員の経験からまとめた認知症早期発見の目安です。日常の暮らしの中でいくつかに思いあたることがありましたら、かかりつけ医やお住まいの地区を担当する「地域包括支援センター」（担当地区は85ページを参照）などにご相談ください。

認知症のチェックリスト

✓	もの忘れがひどい
	電話を今切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる
	同じことを何度も言う・問う・する
	しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探しものをしている
	財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う
✓	判断・理解力が衰える
	料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった
	新しいことが覚えられない
	話のつじつまが合わない
	テレビ番組の内容を理解できなくなった
✓	時間・場所がわからない
	約束した日時や場所を間違えるようになった
	慣れた道でも迷うことがある
✓	人柄が変わる
	些細なことで怒りっぽくなった
	周りへの気遣いがなくなり頑固になった
	自分の失敗を人のせいにする
	「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われた
✓	不安感が強い
	ひとりになると怖がったり寂しがったりする
	外出時、持ちものを何度も確かめる
	「頭が変になった」と本人が訴える
✓	意欲がなくなる
	下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
	趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
	ふさぎ込んで何をするのもおっくうがり、いやがる

(3) 介護予防の推進

運動不足の解消や生活習慣病の予防、社会参加の維持は、認知症予防に資する可能性があると言われています。このため、認知症になるのを遅らせたり、認知症になっても進行を穏やかにしたりすることにつなげる観点からも、高齢者の介護予防を推進します。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
12 (再掲)	介護予防参加促進事業	<p>府内関係部署や医療機関、民生委員・児童委員などと連携しながら、介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、必要な支援につなげます。</p> <p>また、特定の年代に対する介護予防活動への参加を促すための啓発事業を実施します。</p>
13 (再掲)	介護予防普及啓発事業	<p>介護予防の基本的な知識や技術の普及を図るため、介護予防の基本的な知識を掲載したパンフレット等を配布するとともに、地域ごとに実施する「介護予防教室（はつらつ教室）」や、プロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」などの運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する教室・講演会を開催します。</p> <p>なお、教室の開催に際しては、地域別データ分析の結果を活用し、地域ごとの特性や課題に応じた内容を盛り込むなど、きめ細かな事業を展開します。</p>
14 (再掲)	地域介護予防活動支援事業	<p>地域で自主的に介護予防のための活動を行うグループ（自主グループ）を育成・支援するため、地域包括支援センターによるグループの活動支援や、栄養士・歯科衛生士によるフレイル予防のための講話や実技を実施します。</p>
16 (再掲)	地域リハビリテーション活動支援事業	<p>住民主体の通いの場をより一層創出し、活性化させるために、地域包括支援センターと連携してリハビリテーションに関する専門職を地域の自主グループ等の活動の場へ派遣し、高齢者の年齢や身体機能に応じた安全な身体の動かし方や、効果的な運動等に対する助言を行います。</p> <p>また、リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域包括支援センターや介護支援専門員が作成するケアプラン等に対し、自立支援や重度化防止の視点や工夫点・改善点について助言・指導を行います。</p>
22 (再掲)	ふれあい・いきいきサロン事業	高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供するため、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図ります。

(4) 認知症ケア体制の構築

認知症の状態に応じた適切なケアが提供されるよう、医療・介護関係者の資質向上を図りながら、地域包括支援センターを中心として、より一層、医療や介護などが緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
103	認知症初期集中支援チームの運営	医療や介護などの公的サービスを受けていない認知症の人やその疑いのある人に対し、チーム（医師や看護師、社会福祉士などの専門職により構成）を編成し、医療機関への受診や介護サービスの利用などにつなげるための相談や支援を行います。
71 (再掲)	医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅療養中の患者・利用者の状態の変化等について、医療・介護従事者間で速やかに情報共有を行うことができるよう、「入退院共通連携シート」や、ICTツール「どこでも連絡帳」などの利用促進を図ります。
73 (再掲)	医療・介護関係者の研修	医療・介護従事者の連携により、より質の高い在宅医療・介護サービスを提供することができるよう、「医療・介護連携支援ステーション」と連携しながら、多職種の顔の見える関係づくりに向けたグループワーク等による研修や、認知症・看取りなどの最近の動向を踏まえた専門的・実践的な知識を習得するための研修を実施します。 なお、研修の実施にあたっては、Web等を活用したりモート形式の開催方法を検討するなど、感染症拡大の防止に配慮します。
102 (再掲)	認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布	窓口や地域包括支援センター、医療機関などにおいて、認知症の進行状況に応じて利用できる医療・介護サービス等をまとめた「認知症ガイドブック（ケアパス）」を配布します。



認知症初期集中支援チーム

施策の方向性4 高齢者の権利を守る制度の利用支援

- **取組方針**
- 高齢者の権利が守られるよう、引き続き、高齢者虐待を防ぐための意識啓発に取り組むとともに、成年後見制度等の周知や利用支援などを行います。

(1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や関係機関との情報共有

ネグレクトや暴力など、介護者等による身体的・心理的な高齢者への虐待を未然に防ぐため、市民の理解促進や相談窓口の周知啓発を行うとともに、早期発見・早期対応に向け、地域包括支援センターやケアマネジャー、介護サービス事業所などの関係機関との情報共有に取り組みます。また、必要に応じて一時保護等の措置を行います。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
104	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待の防止・解消を図るため、リーフレットの配布や研修の開催、マニュアルの普及による周知啓発に取り組むほか、「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」や「地域ケア会議」（70ページを参照）などを通じた関係機関相互の連携・協力による情報共有に取り組みます。
95 (再掲)	老人措置事業	高齢者的心身の安全や生活の安定を確保するため、届出や通報などによって高齢者虐待を把握した場合は、必要に応じて養護老人ホームへの入所などの措置を行います。

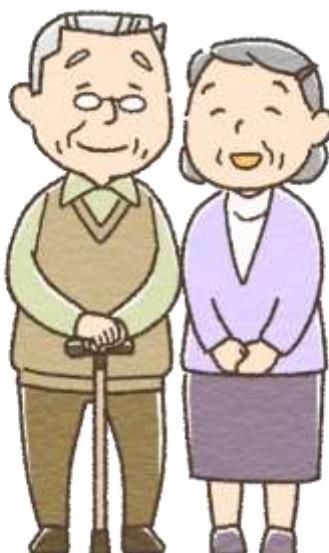


(2) 成年後見制度などの周知・利用促進

認知症により判断能力が低下した方など、成年後見制度の利用を必要とする高齢者等が円滑に当該制度を利用できるよう、普及啓発や利用支援を行い、認知症高齢者等の権利擁護に取り組みます。

[主な取組・事業]

No.	事業名	概要
105	成年後見制度の周知・利用促進	<p>成年後見制度の周知を図るため、出前講座の開催や、地域包括支援センターと連携したパンフレットの配布を行います。</p> <p>また、成年後見制度の円滑な利用を図るため、親族等の申立者がいない場合に、市長による成年後見等開始の申立を行うほか、低所得の高齢者が申立を行う場合に、申立に要する経費や成年後見人等の報酬への助成を行います。</p>
106	日常生活自立支援事業の利用促進	認知症や知的障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続き、日常的な金銭支払いなど、日常生活の支援を行います。
107	関係機関・団体等が連携した支援体制の充実	成年後見制度等を必要とする高齢者等がより円滑に当該制度を利用することができるよう、「地域ケア会議」(70ページを参照)において、関係機関・団体等が連携して本人への支援を行うほか、これらの地域連携ネットワークにおける中核機関の設置について検討を進めます。



第5章 地域共生社会の実現を見据えた 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

第5章 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿

全国的に少子高齢化が進む中、本市でも高齢化率が25%を超え、既に超高齢社会に突入しています。このまま少子高齢化が進むと、医療や介護などの公的なサービスを必要とする人が多くなるだけでなく、それを支える働き世代の人の負担が大きくなってしまいます。また、高齢単身者世帯の増加や、新型コロナウイルスの感染拡大などに伴い、高齢者の社会・他者との繋がりや介護予防の推進がますます重要視されているなど、高齢者をとりまく社会環境は、更に大きく変化しています。

このような中、高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護などの公的サービスを充実することはもちろんのこと、高齢者一人ひとりが元気なうちから介護予防に取り組んだり、高齢者の暮らしやすい地域づくりに向け、身近な地域の支え合い活動に参加したりすることが大切です。

そこで、本市では、地域に住む高齢者を地域全体で役割分担しながら包括的に支えていくための仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めています。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に係る7つの取組

本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組は、国が示す「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つの分野に、在宅での療養生活を支える上で重要な「医療・介護連携」と、後期高齢者の増加に伴い更に取組の重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施しており、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、医療・介護・地域などの関係団体、行政が連携して、この7つの取組を支援しています。(124~125ページを参照)

また、本市では、日常生活に密着した都市機能の誘導・集積や、公共交通ネットワークの充実などを図る「ネットワーク型コンパクトシティ(NCC)」の形成に取り組んでいるところであり、外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。

●：公的サービス・支援
○：市民の主体的な取組

公的サービス・支援と市民の主体的な取組の効果的な組み



医 療

在宅医療を含む必要な医療資源が確保され、質の高い医療を提供する。

- 地域のかかりつけ医と専門病院の連携の促進
- 在宅医療や在宅での看取りが行える体制の充実
- 患者急変時に対応できる医療機関の確保
- かかりつけ医、歯科医、薬局を持つ
- 医療に対する正しい理解に基づく自分らしく自立した生活の実現に向けたサービス利用
- 終末期に受けたいケアを考え共有する人生会議（ACP）の実施など

医療・

医療の機能分化や医療・介護の連携を図る。

- 入院と在宅医療における連携
- 在宅における医療・介護
- 医療・介護連携を支えるする後方支援体制の充実
- 入院から在宅医療・介護支援が受けられることを生活を送るなど



生活支援（地域支え合い）

地域の支え合い体制を推進し、生活上のニーズに対応した多様なサービスの提供や支援を行う。

- 地域の支え合い活動に対する援助・支援
- 地域の支え合い活動への参加・協力など



市



介護予防（健康づくり）

外出しやすい環境を整備するとともに、身近な地域で健康づくりや生きがいづくりが行える体制を整備する。

- 地域連携ICカードを活用した外出支援の推進
- 地域別データ分析を活用した介護予防活動の支援
- 自主グループへのリハビリテーションに関する専門職の派遣
- 積極的な外出や様々な活動を通じた生きがいのある活動的な生活
- 介護予防活動等への積極的な参加など



関係機関等

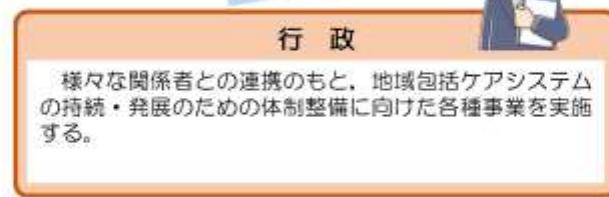
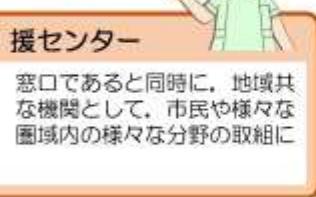
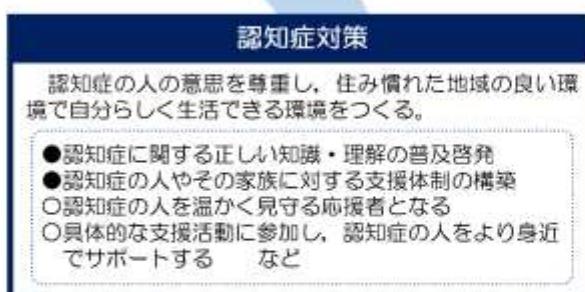
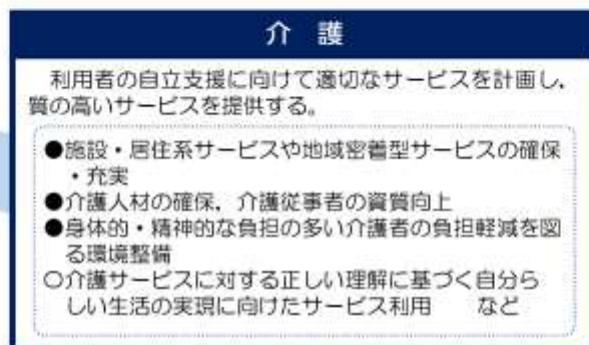
地域包括ケアシステムの考え方について理解するとともに、行政等と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けた様々な取組に参加・協力する。

地域包括支

市民にとっての身近な相談生社会の実現に向けた中心的関係機関等との連携のもと、対する支援を行う。

- ・「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の取組により、公共交通の利便性の確保・充実により外出しやすい環境を整備
- ・あわせて、高齢者が利用しやすいNCCの拠点などで地域包括

合わせにより、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る



日常生活に密着した都市機能の誘導・集積が図られるとともに、
支援センターや行政が中心となり、相談に応じる体制を構築

各分野における主な施策・事業

分 野	主な施策・事業
医 療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療等に関する体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護関係者への研修（参入促進、スキルアップ） ・ 在宅医や訪問看護ステーション、病院などの連携体制の強化
介 護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービスの安定的な確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・居住系サービスや地域密着型サービスの計画的な整備 ・ 多様な主体によるサービス（基準緩和型、住民主体型）の確保 ・ 県と連携した介護現場の参入促進や介護ロボット等の活用による離職防止などの介護人材の安定的な確保（★） ・ A I を活用したケアプラン作成への支援（★）
医療・介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療・介護連携体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護従事者向け相談窓口の運営（市内5ブロック） ・ 医療・介護資源の情報を集約した検索サイトの運営
認知症対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症の人や家族が暮らしやすい地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サロン（オレンジサロン）の運営 ・ 認知症サポートーや認知症パートナーの養成・支援（★） ○ 認知症ケア体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症初期集中支援チームの運営 ・ 定期的なもの忘れ相談会の開催（★）
生活支援 (地域支え合い)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における支え合い体制の基盤づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T を活用した地域包括支援センターの機能強化（★） ・ 市内39地区での第2層協議体の運営 ・ 生活支援コーディネーターの配置 ・ 地域におけるはいかい高齢者等の見守りや早期発見を支援するための仕組みづくり（★）
介護予防 (健康づくり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域で介護予防・健康づくりが行える環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等地域活動支援ポイント事業 ・ 地域連携 I C カードを活用した高齢者外出支援事業（★） ・ 地域別データ分析の活用やリハビリテーション専門職との連携による自主グループの育成・支援（★） ・ 保健事業と介護予防との一体的実施（★）
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者にやさしい住環境整備補助事業 ・ 高齢者の状況に応じた高齢者向け住宅の普及促進（★）

※ 「★」は新規・拡充事業

(2) 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築

地域包括ケアシステムの深化・推進は、身近な地域から市域全体までの重層的な体制により、様々な取組が行われています。（128～129ページを参照）

ア 地区連合自治会圏域（39地区）

高齢者にとってより身近な地区連合自治会圏域では、介護予防教室やサロンなどの「介護予防（健康づくり）」や、見守りをはじめとする「生活支援（地域支え合い）」など、日常生活に必要な支援や地域資源を確保することが大切です。

特に、地区連合自治会圏域ごとに設置している第2層協議体では、第2層生活支援コーディネーターなどを中心に、地域における居場所づくりや、支え合い活動の更なる充実に取り組んでいるところであり、こうした活動は、地域の元気な高齢者の活躍の場の創出にもつながっています。

また、高齢者が安心して暮らせる「住まい方」や「住まい」の選択が可能となるよう、手すりや段差の解消などの住宅改修を支援するとともに、軽費老人ホームや有料老人ホームなど、高齢者の希望や状況に応じた多様な住宅の確保にも取り組んでいます。

イ 日常生活圏域（25 地区）

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、必要なサービスを身近な地域で受けることができる体制を整備する必要があります。

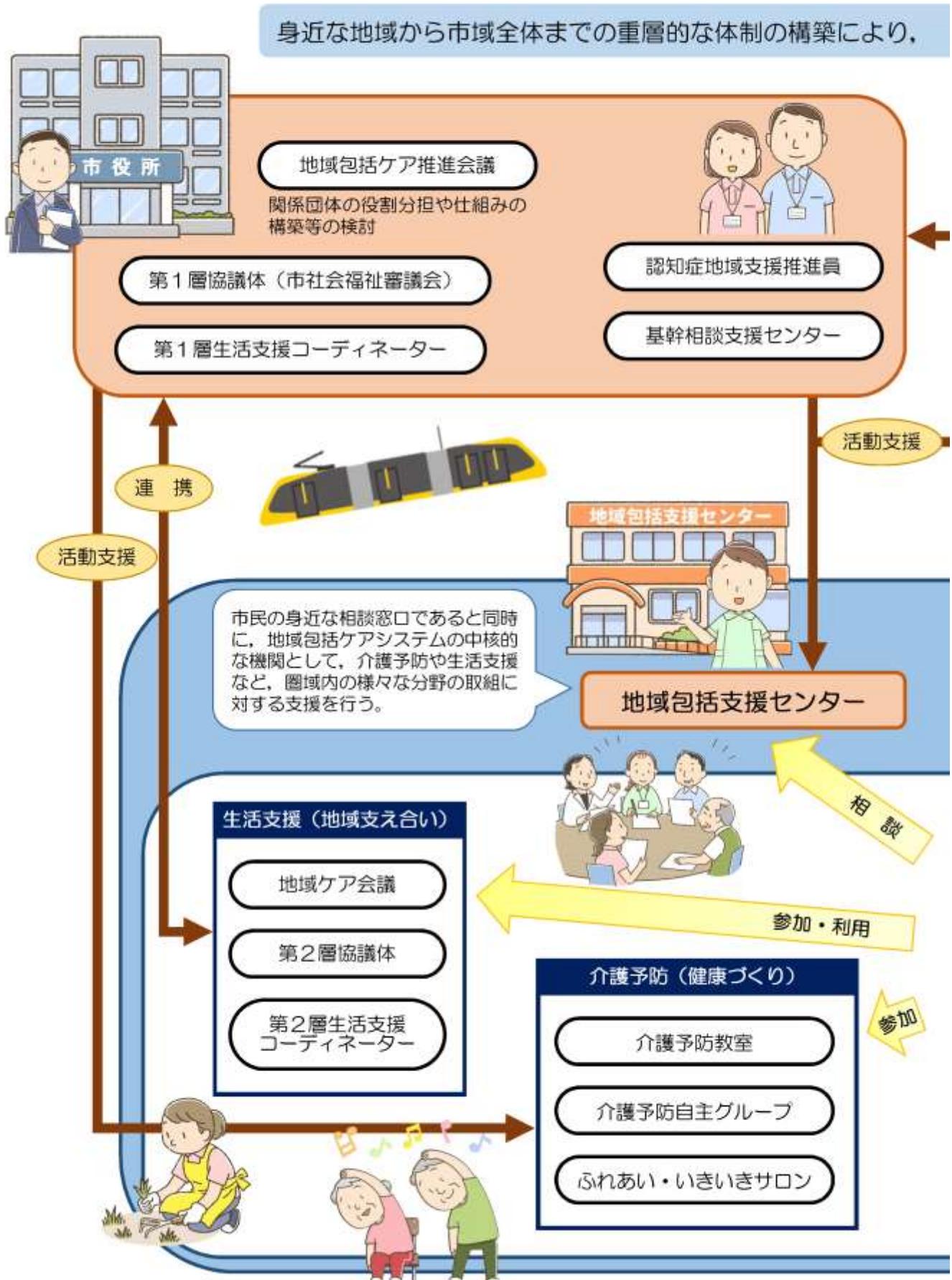
そのため本市では、市内を25の圏域に分割した日常生活圏域（圏域図は84ページを参照）ごとに、高齢者の様々な相談に応じる地域包括支援センターを配置するとともに、小規模できめ細かな対応が可能な施設や24時間何回でも対応できる訪問サービスなど、利用者のニーズに応じた柔軟な介護サービス（地域密着型サービス）を計画的に整備しています。

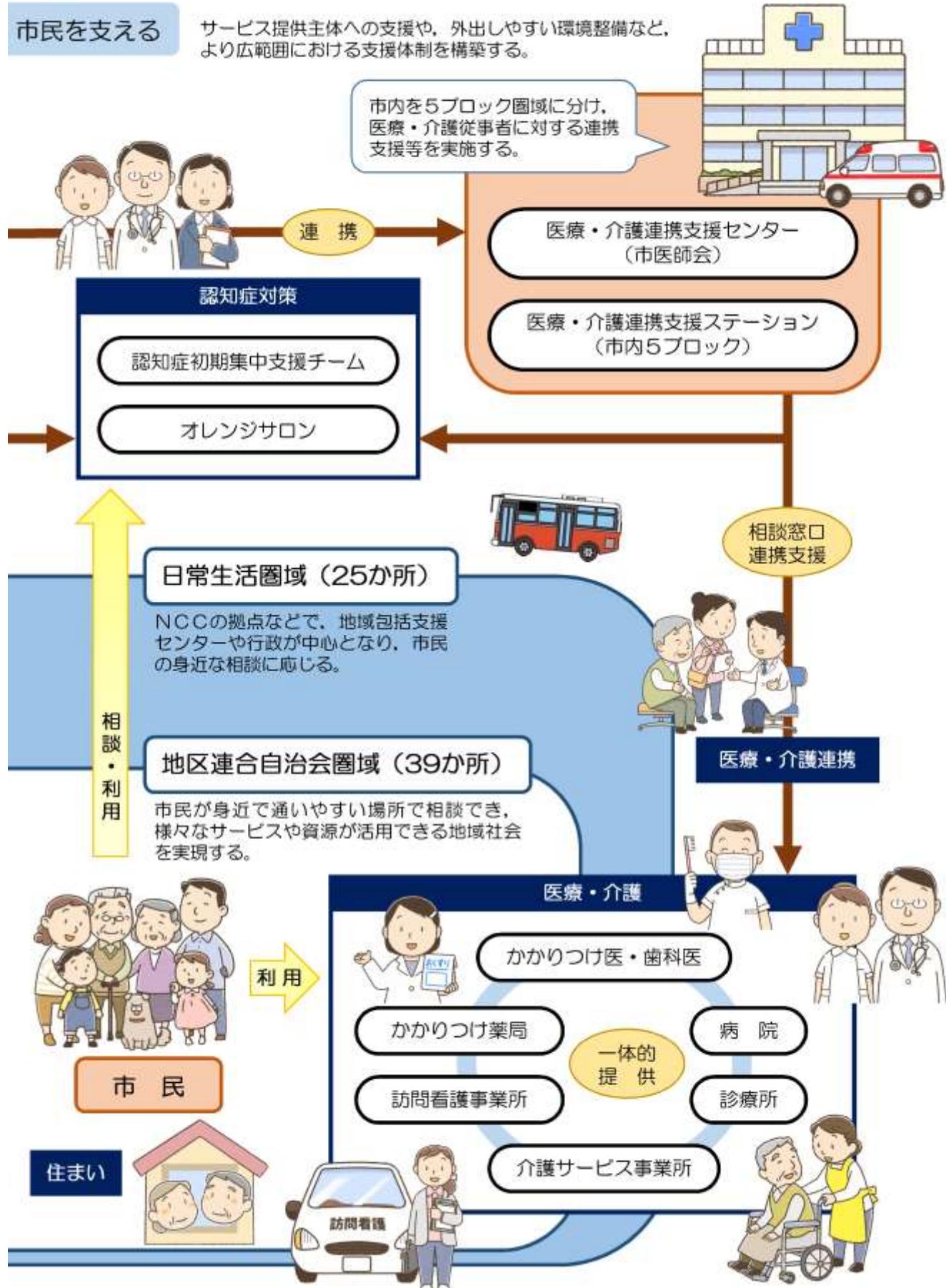
そのほか、医療・介護については、身近な地域において確保が求められるサービス（訪問看護、訪問介護など）から、市域全体で必要量の確保が求められるサービス（介護老人福祉施設など）まで様々であり、それぞれのサービスの性質に応じ、必要とされる地域において、必要なサービスの確保を進めています。

ウ 市域全体

市民に身近な地区連合自治会圏域や日常生活圏域において、介護予防（健康づくり）や生活支援（支え合い活動）、医療・介護が連携したサービス提供などを更に充実させるためには、地域や地域包括支援センター等に対する専門的な支援や、連携強化に向けた検討や働きかけなど、より広範囲における支援が求められます。

そのため、行政が医療・介護連携支援センターを担う宇都宮市医師会等の関係機関や、第1層協議体（宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会）と連携しながら、市域全体における支援体制を構築するとともに、市内を一定のブロックに分けた取組など、各事業の趣旨に応じた取組を実施しています。





(3) 関係団体との連携

地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、医療や介護、福祉などの関係団体で構成する「宇都宮市地域包括ケア推進会議」を設置し、各分野の連携強化を進めるとともに、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者福祉施策の検討・実施・評価を行っています。

特に、「医療・介護連携」や「認知症対策」、「生活支援」などの重要な施策については、課題解決に向けた部会を設置して、課題の抽出を行うとともに、より具体的な対応策を検討・実施しています。

「宇都宮市地域包括ケア推進会議」の検討組織と主な検討内容

検討組織	主な検討内容
地域包括ケア推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた課題の抽出と対応策の検討 ・ 地域包括ケアシステムに係る周知啓発など
生活支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援体制整備事業に係る検討 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る検討など
地域療養支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅での療養や看取りに係る市民への普及啓発 ・ 退院支援や相談支援等の連携体制に係る検証など
認知症対策部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症に係る市民への普及啓発 ・ 認知症初期集中支援チームの検証など
研修部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者向け研修の企画・実施など

「宇都宮市地域包括ケア推進会議」の様子



2 地域共生社会と地域包括ケアシステム（今後の方向性）

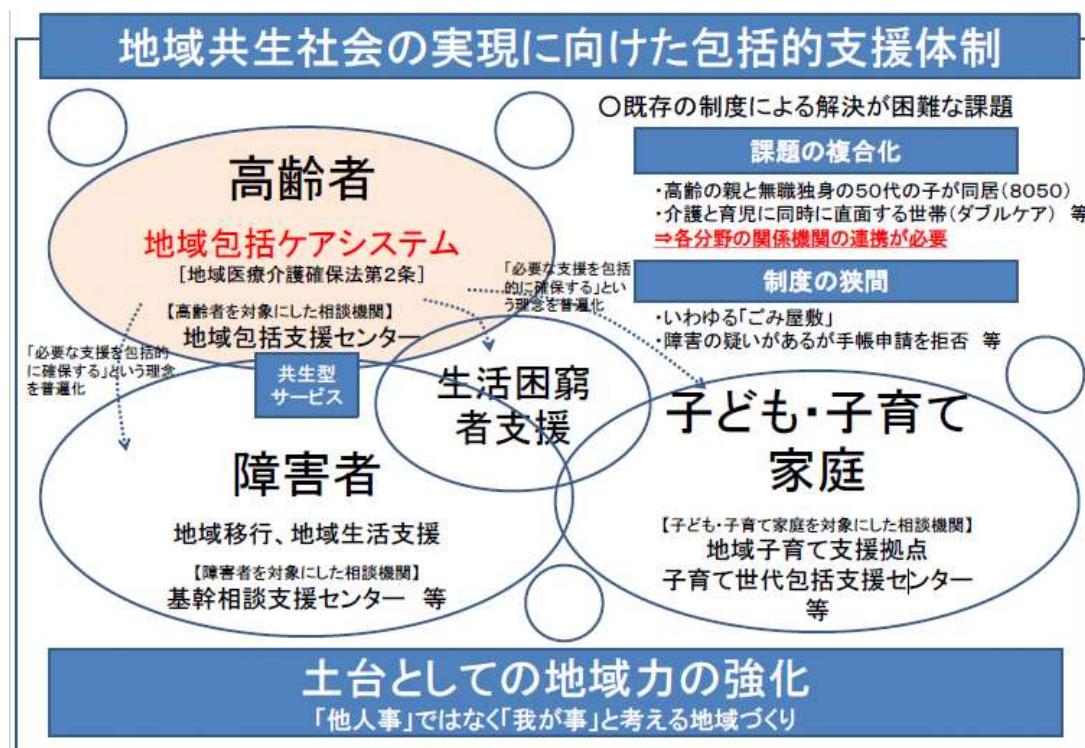
(1) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、国において、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義されており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる社会のことです。

(2) 地域共生社会と地域包括ケアシステムの関係

地域共生社会は、高齢者のみならず、障がい者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域包括ケアの理念を普遍化し、地域住民による支え合いと公的支援が連動して地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築することで、切れ目のない支援を実現することを目指しています。

そのため、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、今後、高齢化が一層進む中で、地域共生社会の実現に向けた「中核的な基盤」となり得るものです。



出展：厚生労働省

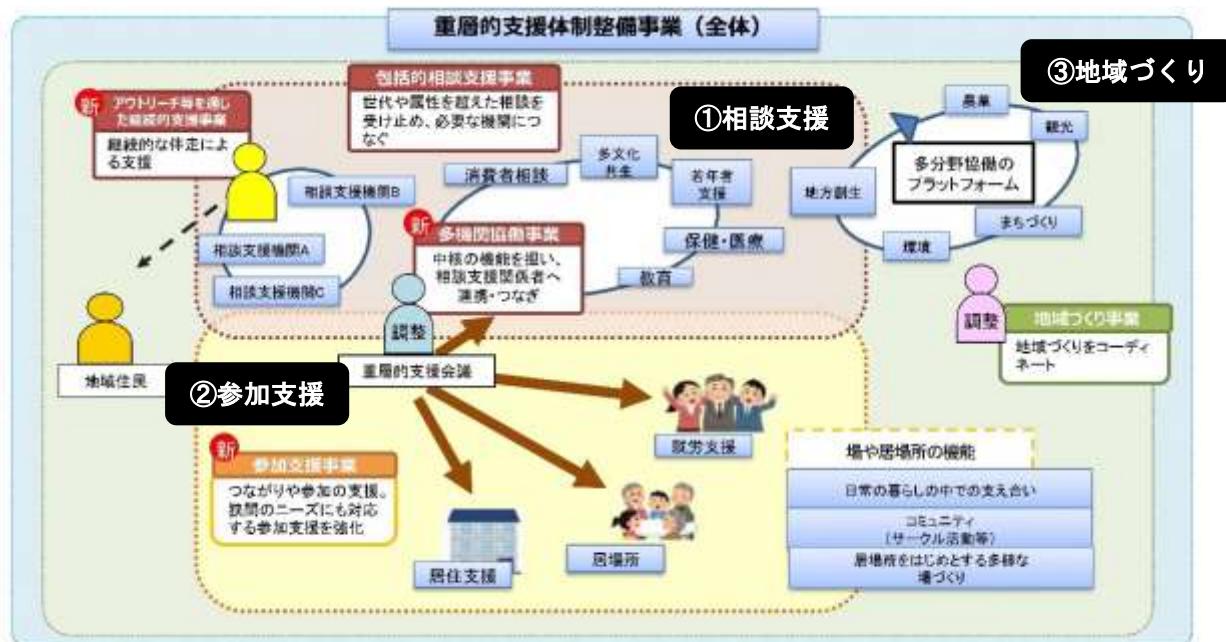
また、地域共生社会の実現に向けては、平成29年の改正社会福祉法により、包括的な支援体制を整備することが、市町村の努力義務とされたところであり、さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律52号）においては、令和22（2040）年を見据えて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制として「重層的支援体制整備事業」の創設が位置付けられました。

この重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

- ① 相談支援（高齢者・障がい者・子どもなど、分野を超えた課題を丸ごと受け止める相談支援）
- ② 参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援）
- ③ 地域づくり（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）

を一体的に実施するものです。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）



出展：厚生労働省（一部加工）

このような中、本市におきましても、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進めることとしており、今後は、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」等の社会福祉基盤の整備と合わせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や、地域が一体となったまちづくり、「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による都市整備などを一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

(3) 地域共生社会を見据えた今後の取組

これまでの地域包括ケアシステムの構築に係る様々な取組については、より一層の強化・充実を図るとともに、将来の地域共生社会を見据え、社会福祉法に基づく「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり計画（地域福祉計画）」との整合を図りながら、障がい者や子どもなどの分野を超えた連携強化に向け検討を進めるなど、以下のような取組により、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

[主な取組]

- ・ 高齢者をはじめ、障がい者や子どもなどの分野を超えた相談を受け止める「（仮称）共生型地域包括支援センター」の設置に向け、その中心となる地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

また、市民が抱える複雑化・複合化した課題に対しては、多分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し、円滑に対応する必要があることから、包括的な相談支援体制の構築に向け、地域包括支援センターや医療・介護連携支援ステーションなどを中心に、これまでに地域包括ケアシステムにおいて構築してきた医療・介護の連携体制について更なる充実を図るとともに、地域包括支援センターと障がい、子ども、生活困窮等の各相談支援機関との連携強化に向けた仕組みづくりやＩＣＴなどを活用した多機関における情報共有についても検討を進めます。

- ・ 高齢者の「生活支援」の充実に向けた第2層協議体における活動は、地域づくりにおいて重要な役割を果たすことから、本市においては、地域の調整役となる地域包括支援センターや第2層生活支援コーディネーター等との緊密な連携のもと、先進地事例など、その地域の状況に合わせた情報提供などを適宜行いながら、各地域における見守りや、支え合い、居場所づくりなどの活動がより一層活性化するよう支援していきます。

あわせて、子どもから高齢者まで世代を超えて交流できる居場所の整備や、地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営など、高齢者はもとより、障がい者や子どもなどの分野を超えた連携や多分野の参画などについて、地域の活動を支援していきます。

3 市民理解の促進

(1) 市民の主体的な行動に向けた理解促進

地域包括ケアシステムの構築は、地域で暮らす市民が、これまで以上に安心で安全な充実した生活を人生の最期まで送ることができる社会の実現を目指すものです。地域における人と人との支え合いや医療・介護などの公的サービスが複合化した、まさに“まちづくり”そのものです。そして、その“まちづくり”的主役は市民です。

特に、市民の身近な地域において必要とされる、ご近所同士のさりげない見守りや、ちょっとした困りごとへの助け合い、サロン活動などの居場所づくり、介護予防の自主活動など、それぞれの地域の住民主体の取組を充実させることが重要です。

また、在宅における医療や介護を推進していくためには、公的サービスを整備するだけでなく、市民一人ひとりが、在宅療養について正しく理解し、必要な時に必要なサービスを選択できるようにすることも大切です。

こうしたことから、市民一人ひとりが、本市を取り巻く状況を把握するとともに、地域包括ケアシステムを推進することの重要性について理解し、市民自らが積極的に行動に移すことができるよう、本市では、広報紙や在宅療養パンフレット、ホームページなどの媒体や市民公開講座の開催、地区連合自治会圏域に設置している第2層協議体、保健・医療・福祉の関係機関・団体等の会合への参加など、あらゆる機会を通じて積極的に情報発信し、市民理解の促進を図ります。

(2) 新しい生活様式を踏まえた市民啓発

市民啓発の実施にあたっては、市民公開講座や身近な地域における出前講座などの開催に加え、オンラインによる講座の開催など、より多くの市民に発信できる実施形態や、新型コロナウイルス感染症などの拡大防止のための新しい生活様式を踏まえた市民啓発も併せて実施していきます。

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進に向け、地域や関係団体などの協力を得ながら、総合的・計画的に各種の施策・事業に取り組むことができるよう、推進体制を整えます。

(1) 計画の周知

保健・医療・福祉の関係機関・団体等をはじめとした、より多くの市民への周知を図ることができるよう、広報紙やホームページなどの媒体のほか、あらゆる機会を通じ、本計画を積極的に周知します。

(2) 地域・関係団体との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種の保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。

このため、「宇都宮市地域包括ケア推進会議」(130 ページを参照)において、医療や介護、福祉などの関係団体の連携強化や、地域の特性や高齢者の実情に即した高齢者福祉施策の検討などに取り組みます。

また、本市の「第1層協議体」(71 ページを参照)である「宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」(社会福祉事業従事者や学識経験者、市議会議員により構成)においても、地域間の情報共有やネットワークづくりの促進など、地域での支え合い体制の推進に取り組みます。

(3) 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、介護・福祉サービスの提供者として、様々な民間事業者・団体が参入されたことにより、効果的・弹力的なサービス提供が可能になりました。引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、民間事業者の参入を促進することで、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応したサービス提供体制の確立を支援します。

2 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するため、取組や目標達成に向けた活動を継続的に改善する手法であるP D C A（P l a n：計画→D o：実行→C h e c k：評価→A c t：改善）サイクルで本計画の進行管理を行い、各種の施策・事業を推進します。

また、市民への十分な周知や理解を図ることができるよう、ホームページ等を活用し、本計画の進捗状況や評価・検証結果の公表を行います。

(1) 進行管理の方法

本計画の施策・事業は、指標や目標値を設定し、そのうち、「高齢者の自立支援・重度化防止に資する事業」や「主要事業」について、年度ごとに、「宇都宮市社会福祉審議会」において進捗状況を評価するとともに、必要に応じ、その結果を踏まえて見直しを行います。

(2) 成果目標

本計画の施策・事業を実施することによる成果を意識した事業運営や、今後の施策・事業の見直し・改善に向けた本計画の最終評価・検証が行えるよう、次のとおり「成果目標」を設定し、計画期間全体の進行管理に取り組みます。



指 標	現 状	目 標
ほぼ毎日外出している高齢者の割合	42.1%	47.5%
身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合	62.6%	68.4%
必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合（地域ケア率）	13.8%	16.2%
認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合	11.1%	14.3%

資料編

資料編

1 第8期介護保険事業計画の見込み

(1) 被保険者数と要介護・要支援認定者数の見込み

ア 被保険者数

(単位 人)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総 数	312,418	313,962	315,227	317,009	298,637
第1号被保険者数	133,346	134,235	135,144	136,716	150,311
第2号被保険者数	179,072	179,727	180,083	180,293	148,326

※ 各年9月末現在

イ 要介護・要支援認定者数

(単位 人)

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総 数	23,081	23,774	24,467	25,848	33,184
要支援1	3,262	3,355	3,446	3,632	4,249
要支援2	3,935	4,043	4,151	4,365	5,326
要介護1	3,718	3,831	3,947	4,177	5,331
要介護2	4,201	4,324	4,449	4,695	6,088
要介護3	2,911	3,003	3,096	3,279	4,441
要介護4	3,023	3,121	3,216	3,409	4,633
要介護5	2,031	2,097	2,162	2,291	3,116
うち第1号被保険者数	22,586	23,277	23,968	25,343	32,732
要支援1	3,225	3,318	3,409	3,595	4,215
要支援2	3,831	3,938	4,046	4,259	5,231
要介護1	3,658	3,771	3,887	4,115	5,276
要介護2	4,091	4,214	4,339	4,583	5,989
要介護3	2,858	2,950	3,042	3,225	4,392
要介護4	2,957	3,054	3,149	3,342	4,572
要介護5	1,966	2,032	2,096	2,224	3,057

※ 各年9月末現在

(2) 介護保険給付の見込み

ア 介護給付

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス						
訪問介護	給付費（千円）	2,580,938	2,636,735	2,692,065	2,851,400	3,827,671
	回数（回）	78,823	80,452	82,146	87,009	116,865
	人数（人）	3,031	3,091	3,154	3,338	4,403
訪問入浴介護	給付費（千円）	98,835	101,747	100,813	106,597	145,430
	回数（回）	652	671	665	703	959
	人数（人）	138	142	141	149	203
訪問看護	給付費（千円）	1,052,640	1,077,527	1,093,841	1,157,343	1,538,350
	回数（回）	16,234	16,619	16,882	17,862	23,724
	人数（人）	2,039	2,087	2,121	2,244	2,976
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	103,704	106,613	108,501	115,110	154,100
	回数（回）	3,028	3,111	3,166	3,359	4,498
	人数（人）	219	225	229	243	325
居宅療養管理指導	給付費（千円）	275,575	286,500	292,579	309,580	413,198
	人数（人）	2,448	2,544	2,598	2,749	3,671
通所介護	給付費（千円）	5,014,920	5,172,286	5,252,566	5,557,240	7,379,506
	回数（回）	51,979	53,575	54,478	57,631	76,179
	人数（人）	4,620	4,759	4,842	5,122	6,749
通所リハビリテーション	給付費（千円）	620,464	635,132	648,767	685,016	906,597
	回数（回）	6,342	6,495	6,638	7,011	9,233
	人数（人）	833	853	872	921	1,212
短期入所生活介護	給付費（千円）	1,042,095	1,064,251	1,071,187	1,133,966	1,526,300
	日数（日）	9,704	9,912	9,993	10,577	14,204
	人数（人）	980	1,001	1,010	1,069	1,431
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	22,363	22,375	23,186	24,802	33,595
	日数（日）	169	169	176	188	253
	人数（人）	19	19	20	21	28
短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円）	815	816	816	816	1,224
	日数（日）	8	8	8	8	11
	人数（人）	2	2	2	2	3
短期入所療養介護（介護医療院）	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円）	1,221,530	1,281,682	1,316,583	1,393,433	1,859,139
	人数（人）	6,860	7,215	7,446	7,878	10,430
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	48,041	48,902	51,143	53,704	70,925
	人数（人）	127	129	135	142	187
住宅改修費	給付費（千円）	86,715	89,152	92,737	97,520	128,722
	人数（人）	72	74	77	81	107
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	1,171,053	1,247,008	1,331,816	1,410,536	1,859,122
	人数（人）	496	528	564	597	787

区分		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	208,980	215,776	223,802	239,747	315,713
	人数（人）	111	115	119	127	168
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費（千円）	1,256,965	1,279,969	1,305,068	1,381,371	1,832,068
	回数（回）	12,576	12,817	13,089	13,849	18,270
	人数（人）	1,224	1,247	1,274	1,348	1,772
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	280,821	287,107	289,604	306,511	410,420
	回数（回）	1,940	1,988	2,012	2,128	2,840
	人数（人）	201	207	210	222	295
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	898,780	953,717	1,017,709	1,073,147	1,401,085
	人数（人）	383	406	433	457	597
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	1,338,882	1,436,077	1,548,297	1,635,410	2,105,723
	人数（人）	430	461	497	525	676
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	907,974	908,478	908,478	962,980	1,306,653
	人数（人）	267	267	267	283	384
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	54,337	54,367	54,367	54,367	77,637
	人数（人）	24	24	24	24	34
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費（千円）	5,820,995	6,112,602	6,441,800	6,825,632	9,262,036
	人数（人）	1,820	1,910	2,013	2,133	2,894
介護老人保健施設	給付費（千円）	3,370,858	3,481,531	3,590,431	3,794,518	5,081,179
	人数（人）	993	1,025	1,057	1,117	1,494
介護医療院	給付費（千円）	0	0	779,048	824,863	1,085,879
	人数（人）	0	0	188	199	262
介護療養型医療施設	給付費（千円）	639,484	639,839	0	—	—
	人数（人）	152	152	0	—	—
居宅介護支援						
	給付費（千円）	1,619,485	1,657,496	1,678,804	1,776,170	2,348,750
	人数（人）	9,126	9,324	9,442	9,988	13,165

イ 予防給付

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス					
介護予防訪問 入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問 看護	給付費（千円）	103,923	110,063	112,966	118,772
	回数（回）	1,978	2,094	2,149	2,259
	人数（人）	286	302	310	326
介護予防訪問 リハビリテー ション	給付費（千円）	15,049	15,510	15,510	16,699
	回数（回）	436	449	449	483
	人数（人）	37	38	38	41
介護予防居宅 療養管理指導	給付費（千円）	17,048	17,374	17,819	18,702
	人数（人）	154	157	161	169
介護予防通所 リハビリテー ション	給付費（千円）	160,563	166,554	170,912	179,626
	人数（人）	398	415	426	448
介護予防短期 入所生活介護	給付費（千円）	11,010	11,826	11,826	12,300
	日数（日）	135	146	146	151
	人数（人）	25	27	27	28
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (病院等)	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防短期 入所療養介護 (介護医療院)	給付費（千円）	0	0	0	0
	日数（日）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防福祉 用具貸与	給付費（千円）	212,303	223,278	229,840	241,689
	人数（人）	2,325	2,445	2,519	2,649
特定介護予防 福祉用具購入 費	給付費（千円）	12,370	12,704	12,704	13,732
	人数（人）	36	37	37	40
介護予防住宅 改修	給付費（千円）	48,145	50,741	52,056	54,652
	人数（人）	37	39	40	42
介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費（千円）	118,382	125,817	133,861	141,904
	人数（人）	131	139	148	157
					208

区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	1,178	1,179	1,179	1,572
	回数（回）	11	11	11	14
	人数（人）	3	3	3	4
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	30,581	33,068	34,583	36,494
	人数（人）	37	40	42	44
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	28,677	31,563	31,563	34,432
	人数（人）	10	11	11	12
介護予防支援					
	給付費（千円）	154,964	162,956	168,360	177,102
	人数（人）	2,785	2,927	3,024	3,181

(3) 地域支援事業の見込み

ア 地域支援事業の量

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービス（第1号訪問事業）				
訪問型サービス相当	件	15,912	16,740	17,580
訪問型サービスA	件	144	156	156
訪問型サービスB	件	480	504	530
訪問型サービスC	件	408	420	432
通所型サービス（第1号通所事業）				
通所型サービス相当	件	35,436	37,272	39,144
通所型サービスA	件	3,792	3,984	4,188
通所型サービスB ※ 新規立ち上げ	団体	1	1	1
通所型サービスC	件	1,500	1,500	1,500
その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）				
配食サービス	食	25,366	26,254	27,173
	人	1,400	1,442	1,485
その他の介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防ケアマネジメント	件	32,825	34,521	36,260
一般介護予防事業				
介護予防普及啓発事業				
介護予防教室の開催	人	660	675	675
介護予防講演会の開催	人	150	150	150
いきいき健康サッカー教室の開催	人	90	90	90
いきいき健康バスケットボール教室の開催	人	90	90	90
いきいき健康自転車教室の開催	人	90	90	90
地域介護予防活動支援事業				
自主グループ活動支援事業の実施	回	73	73	73
高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施	人	14,560	14,670	14,780
地域リハビリテーション活動支援事業				
リハビリテーション専門職の派遣	回	49	49	49
包括的支援事業				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業				
医療・介護従事者向け相談窓口の運営	か所	5	5	5
医療・介護従事者向け研修の実施	人	2,800	3,100	3,400
生活支援体制整備事業				
第2層協議体の開催	回	186	199	207
介護予防・生活支援サービス従事者の養成	人	214	257	300
認知症初期集中支援推進事業				
認知症初期集中支援チームの設置	か所	25	25	25
認知症地域支援・ケア向上事業				
認知症地域支援推進員の配置	人	2	2	2
認知症サロン（オレンジサロン）の運営	か所	3	3	3
地域ケア会議推進事業				
個別課題検討会議の開催	回	138	146	154
地域課題検討会議の開催	回	78	78	78

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
地域包括支援センターの運営	か所	25	25	25
任意事業				
介護給付等費用適正化事業				
認定調査状況チェック (調査票点検の実施)	%	100	100	100
ケアプランの点検 (ケアプラン点検の実施)	件	150	150	150
住宅改修等の点検 (住宅改修・福祉用具の点検)	件	30	30	30
医療情報との突合・縦覧点検 (医療情報との突合・縦覧点検の実施)	件	17,800	18,200	18,600
介護給付費通知 (介護給付費通知の送付)	通	9,800	10,100	10,400
家族介護支援事業				
介護教室の開催 (家族介護教室等の開催)	回	63	63	63
認知症高齢者見守り事業 (位置探索サービス利用量の助成)	人	11	11	11
介護自立支援事業 (在宅高齢者家族介護慰労金の支給)	人	9	9	9
その他の事業				
成年後見制度利用支援事業 (成年後見制度の市長申立)	件	6	7	8
住宅改修等支援事業 (住宅改修の支援)	件	25	25	25
認知症サポーター等養成事業 (認知症サポーターの養成)	人	44,000	47,000	50,000
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (生活援助員の派遣)	戸	96	96	96
介護サービスの質の向上に資する事業 (介護サービス相談員の派遣)	人	12	14	14
地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 (要介護認定者への配食サービスの提供)	食	25,336	26,254	27,173

イ 地域支援事業の費用

(単位 千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,574,187	1,647,925	1,725,795
訪問型サービス（第1号訪問事業）	314,407	330,294	346,571
訪問型サービス相当	296,106	311,407	327,095
訪問型サービスA	1,307	1,375	1,444
訪問型サービスB	846	889	934
訪問型サービスC	16,148	16,623	17,098
通所型サービス（第1号通所事業）	1,011,920	1,063,311	1,163,002
通所型サービス相当	951,491	1,000,658	1,051,070
通所型サービスA	42,721	44,929	47,192
通所型サービスB	305	321	337
通所型サービスC	17,403	17,403	17,403
その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）	10,568	10,938	11,321
配食サービス	10,568	10,938	11,321
一般介護予防事業	80,506	78,619	78,961
介護予防把握事業	7,525	6,703	6,703
介護予防普及啓発事業	35,679	33,965	33,965
地域介護予防活動支援事業	36,092	36,931	37,273
地域リハビリテーション活動支援事業	1,210	1,020	1,020
上記以外の介護予防・日常生活支援総合事業	156,786	164,763	172,940
介護予防ケアマネジメント	146,667	154,247	162,017
その他の費用	10,119	10,516	10,923
包括的支援事業	741,505	779,914	781,394
包括的支援事業（社会保障充実分）	53,454	53,654	53,814
在宅医療・介護連携推進事業	24,564	24,564	24,564
生活支援体制整備事業	13,106	13,106	13,106
認知症初期集中支援推進事業	2,230	2,230	2,230
認知症地域支援・ケア向上事業	8,514	8,514	8,514
地域ケア会議推進事業	5,040	5,240	5,400
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	688,051	726,260	727,580
地域包括支援センターの運営	688,051	726,260	727,580
任意事業	39,274	48,523	47,844
介護給付等費用適正化事業	2,440	11,131	10,018
家族介護支援事業	3,338	3,343	3,343
その他の事業	33,496	34,049	34,483
成年後見制度利用支援事業	2,079	2,120	2,120
住宅改修等支援事業	54	55	57
認知症サポーター等養成事業	2,186	2,186	2,186
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業	14,849	15,088	15,190
介護サービスの質の向上に資する事業	1,458	1,408	1,408
地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業	12,870	13,192	13,522

(4) 施設・居住系サービスと地域密着型サービスの整備見込み

区分	本計画期間における整備目標（量）				計画期末累計
	総数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
施設・居住系サービス	524床	165床	217床	142床	4,598床
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	240床	120床	120床	—	2,516床
介護老人保健施設	—	—	—	—	1,038床
介護療養型医療施設	—	—	—	—	R5末に制度廃止
介護医療院	194床	—	52床	142床	194床
特定施設入居者生活介護	90床	45床	45床	—	850床
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	5事業所
小規模多機能型居宅介護・ 看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	1事業所	1事業所	—	21事業所
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	72床 (4施設)	36床 (2施設)	36床 (2施設)	—	522床 (29施設)
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	9事業所

- ※ 「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」は、広域型の新設・増床のみ
- ※ 「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」の計画期末累計は、地域密着型を含む
- ※ 「介護療養型医療施設」は、令和5年度末に制度廃止
- ※ 「介護医療院」の令和5年度における整備目標（142床）は、「介護療養型医療施設」の制度廃止に伴う転換分
- ※ 「特定施設入居者生活介護」は、有料老人ホーム（広域型）の新設のみ
- ※ 「小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」は、未整備圏域のみ（ただし、未整備圏域に隣接する整備済圏域の事業者が当該未整備圏域の利用者を対象とする場合、当該整備済圏域の整備でも可）
- ※ 「認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」は、未整備圏域のみ

2 本計画の施策・事業の指標と目標値

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	●	健康ポイント事業				
		参加者数	人	18,000	22,000	—
2		健康づくり実践活動の促進				
		地域での健康づくり活動回数	回	1,370	1,370	1,370
		地域での健康づくり活動延べ参加者数	人	37,000	37,000	—
3		特定健康診査の実施				
		特定健康診査受診率	%	55.0	60.0	60.0 以上
4		歯科検診（歯周病検診）の実施				
		—	—	—	—	—
5		日ごろからの健康管理を支える仕組みづくりの促進				
		—	—	—	—	—
6		食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施				
		—	—	—	—	—
7		健康教育・健康相談の実施				
		健康教育開催回数	回	30	30	30
		健康相談件数	件	300	300	300
8		歯科健康相談の実施				
		相談件数	件	10	10	—
9		健康管理に関する情報提供の推進				
		—	—	—	—	—
10		糖尿病重症化予防の推進				
		未治療者の受療率	%	50.0 以上	50.0 以上	50.0 以上
11	★	運動推進事業				
		運動教室開催回数	回	35	35	—
12	★	介護予防参加促進事業				
		65歳・70歳到達者への介護予防リーフレット配布部数	部	10,325	9,926	10,087
13	★	介護予防普及啓発事業				
		はつらつ教室参加者数（実人数）	人	660	675	675
14	● ★	地域介護予防活動支援事業				
		自主グループ数	グループ	210	215	220
		自主グループ登録者数（累計）	人	3,022	3,092	3,162
15	★	訪問型・通所型サービスC				
		訪問型サービスC延べ利用者数	人	408	420	432
		通所型サービスC延べ利用者数	人	1,500	1,500	1,500

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
16	★	地域リハビリテーション活動支援事業 自主グループへのリハビリテーション専門職派遣回数	回	49	49	49
17	★	保健事業と介護予防との一体的実施 —	—	—	—	—
18	●	高齢者等地域活動支援ポイント事業 参加者数	人	14,560	14,670	14,780
19	●	高齢者外出支援事業 交付者数	人	25,730	26,250	26,700
		地域内交通の運行地区数	地区	14	16	17
20		みやシニア活動センター事業 参加者数	人	750	900	900
21		老人クラブ活動の育成・支援 単位老人クラブ数	クラブ	295	297	299
		老人クラブ会員数	人	16,150	16,230	16,300
22		ふれあい・いきいきサロン事業 ふれあい・いきいきサロン設置数	か所	340	360	—
23		高齢者向けスポーツ活動の推進 —	—	—	—	—
24		地域スポーツクラブの育成・活動支援 地域スポーツクラブがカバーする地域数	地域	25	30	35
25		茂原健康交流センター事業 茂原健康交流センター延べ利用者数	人	218,000	218,000	218,000
26		人材かがやきセンター・生涯学習センター等による学習機会の提供 生涯学習センター等利用者数	人	1,797,000	1,800,000	—
27		老人福祉センター事業 老人福祉センター延べ利用者数	人	249,000	251,500	254,000
28		シルバー大学校の運営支援 —	—	—	—	—
29		保健と福祉の出前講座の実施 実施回数	回	100	100	100
30	●	シルバー人材センター事業の支援 会員数	人	1,888	1,997	2,112
31		雇用や就労に関する各種支援制度の周知 —	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
32	●	地域包括支援センターの運営及び機能強化 「事業評価」(前年度の実施状況による)の全項目が「おおむねできている」以上のセンター数	センター	22	25	25
33	● ★	地域ケア会議の推進				
		個別課題検討会議開催回数	回	138	146	154
		地域課題検討会議開催数	回	78	78	78
34	● ★	介護予防ケアマネジメント支援（自立支援型）開催回数	回	5	5	5
		生活支援体制整備事業				
		第2層協議体開催回数	回	186	199	207
35	★	介護予防・日常生活支援総合事業の推進				
		介護予防・生活支援サービス従事者養成研修修了者数（累計）	人	214	257	300
36		ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営				
		ボランティアセンター登録団体数	団体	354	357	—
		ボランティアセンター登録者数	人	12,765	12,810	—
37		まちづくりセンター登録団体数	団体	265	270	275
		ボランティア養成講座等の充実				
		講座数	講座	6	6	—
38		敬老会の開催支援を通じた敬老のこころを育む取組の推進				
		敬老会招待者数	人	66,320	69,770	73,260
39		学校における福祉教育の充実				
		「学習と生活についてのアンケート」の「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の肯定的回答の割合（中学3年生）	%	95.0	95.0	95.0
40		ベンチのあるまちづくりの推進				
		—	—	—	—	—
41		市有施設等のバリアフリーの推進				
		公園整備数	か所	156	158	160
42		公共的施設等のバリアフリーの推進				
		ノンステップバス導入率	%	— (R 8 : 77.6%)		
43		広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進				
		—	—	—	—	—
44		拠点への生活利便施設等の充実と快適にアクセスできる、外出しやすい移動環境の形成				
		都市拠点・地域拠点（都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点）に新規立地する誘導施設数	か所	24	30	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
45	●	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進 地域包括支援センターによる安否確認人数	人	75	75	75
46		災害時要援護者支援事業 災害時要援護者台帳共有地区数	地区	38	39	39
47		地域における自主防災組織の育成・強化 自主防災組織訓練指導回数	回	39	39	39
48		防犯教育の推進 高齢者向け防犯講習会受講者数	人	2,200	2,250	2,300
49		交通安全教育の推進 高齢者向け交通安全教室受講者数	人	4,400	4,450	4,500
50		消費者教育・啓発の推進 高齢者向け消費生活出前講座受講者数	人	2,350	2,400	2,450
51		特殊詐欺対策の推進 特殊詐欺撃退機器購入費補助金交付件数	件	570	700	700
52		感染症への対策に関する意識啓発の推進 —	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
53		新規就労者の確保	—	—	—	—
54		県が実施する参入促進や資質の向上に向けた取組の周知	—	—	—	—
55		介護ロボットやICTの活用促進	—	—	—	—
56		介護現場における処遇改善等の促進	—	—	—	—
57	★	認定調査内容の点検等の実施	調査票点検の実施率	%	100	100
58	★	認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施	認定審査会委員研修出席率	%	80	80
			認定調査員研修出席率	%	95	95
59	● ★	ケアプランに対する助言・指導の実施	ケアプラン点検の実施件数	件	150	150
60	★	介護給付費通知の送付	送付通数	通	9,800	10,100
61	★	住宅改修・福祉用具の点検	住宅改修調査件数	件	20	20
			福祉用具調査件数	件	10	10
62	★	縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検の実施件数	件	12,300	12,600
			医療情報との突合件数	件	5,500	5,600
63	● ★	介護従事者等の資質の向上	介護支援専門員等研修会開催回数	回	5	5
64		浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保に関する助言・指導	避難確保計画の作成・提出率	%	100	100
65		感染症発生時の適切な対応に関する助言・指導	—	—	—	—
66		新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時における助言・指導	—	—	—	—
67		罹災や感染症拡大予防のための施設改修等への支援	—	—	—	—
68		地域における医療・介護の資源の把握	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
69		在宅医療・介護連携の課題の抽出				
		訪問診療を受けた患者数	人	1,732	1,754	1,776
70		切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制（地域療養支援体制）の構築推進				
		要介護認定者の退院調整率	%	71.0	71.5	72.0
71	★	医療・介護関係者の情報共有の支援				
		人生の最期を在宅（医療機関以外）で迎える市民の割合	%	25.2	26.2	27.2
72	★	在宅医療・介護関係者に関する相談支援				
		－	－	－	－	－
73	★	医療・介護関係者の研修				
		医療・介護従事者向け研修参加者数（累計）	人	2,800	3,100	3,400
74	★	訪問看護ステーションの設置促進				
		訪問看護ステーション施設数	か所	40	41	42
75	●	地域住民への普及啓発				
		在宅療養に関する講座の参加者数（累計）	人	2,150	2,450	2,750
76		「介護保険相談窓口」の充実				
		－	－	－	－	－
77		介護保険制度に関する周知・啓発				
		介護保険の手引き配布部数	部	13,000	13,000	13,000
78		介護保険サービス利用者の権利擁護				
		－	－	－	－	－
79	●	家族介護教室等の開催				
		開催回数	回	61	61	63
80		介護者交流会の開催				
		開催回数	回	2	2	2
81		在宅高齢者家族介護慰労金の支給				
		支給者数	人	9	9	9
82		はいかい高齢者等家族支援事業の充実				
		位置検索サービス利用者数	人	11	11	11

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「－」は、数値による評価を行わない施策・事業

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
83	●	高齢者等ホームサポート事業 登録者数	人	625	630	635
84		日常生活用具給付事業 給付者数	人	75	76	76
85		緊急通報システム事業 利用者数	人	670	670	670
86		食の自立支援事業（配食サービス） 要介護認定者への延べ提供食数	食	29,025	29,751	30,495
		要支援認定者への延べ提供食数	食	25,366	26,254	27,173
87		はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業 交付者数	人	11,320	11,550	11,750
88		高齢者短期宿泊事業 短期宿泊受入施設数	か所	2	2	2
89		高齢者にやさしい住環境整備補助事業 補助件数	件	33	33	33
90		住宅改修に関する情報提供 —	—	—	—	—
91		住宅改修支援事業 —	—	—	—	—
92		生活援助員派遣事業 派遣対象住宅戸数	戸	96	96	96
93		高齢者向け住宅の普及促進 サービス付き高齢者向け住宅の整備戸数	戸	1,499	1,639	1,800
		セーフティネット住宅登録戸数	戸	—	—	—
		軽費老人ホーム（ケアハウス）定員数	人	575	575	575
94		公営住宅の確保 市営住宅整備戸数	戸	3,600	3,600	3,600
		高齢者用住宅（シルバーハウジング）整備戸数	戸	96	96	96
95		老人措置事業 養護老人ホーム整備床数	床	110	110	110
		被措置者数	人	103	109	110
96		認知症に関する市民への普及啓発 世界アルツハイマー記念講演会参加者数（累計）	人	1,150	1,350	1,550

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

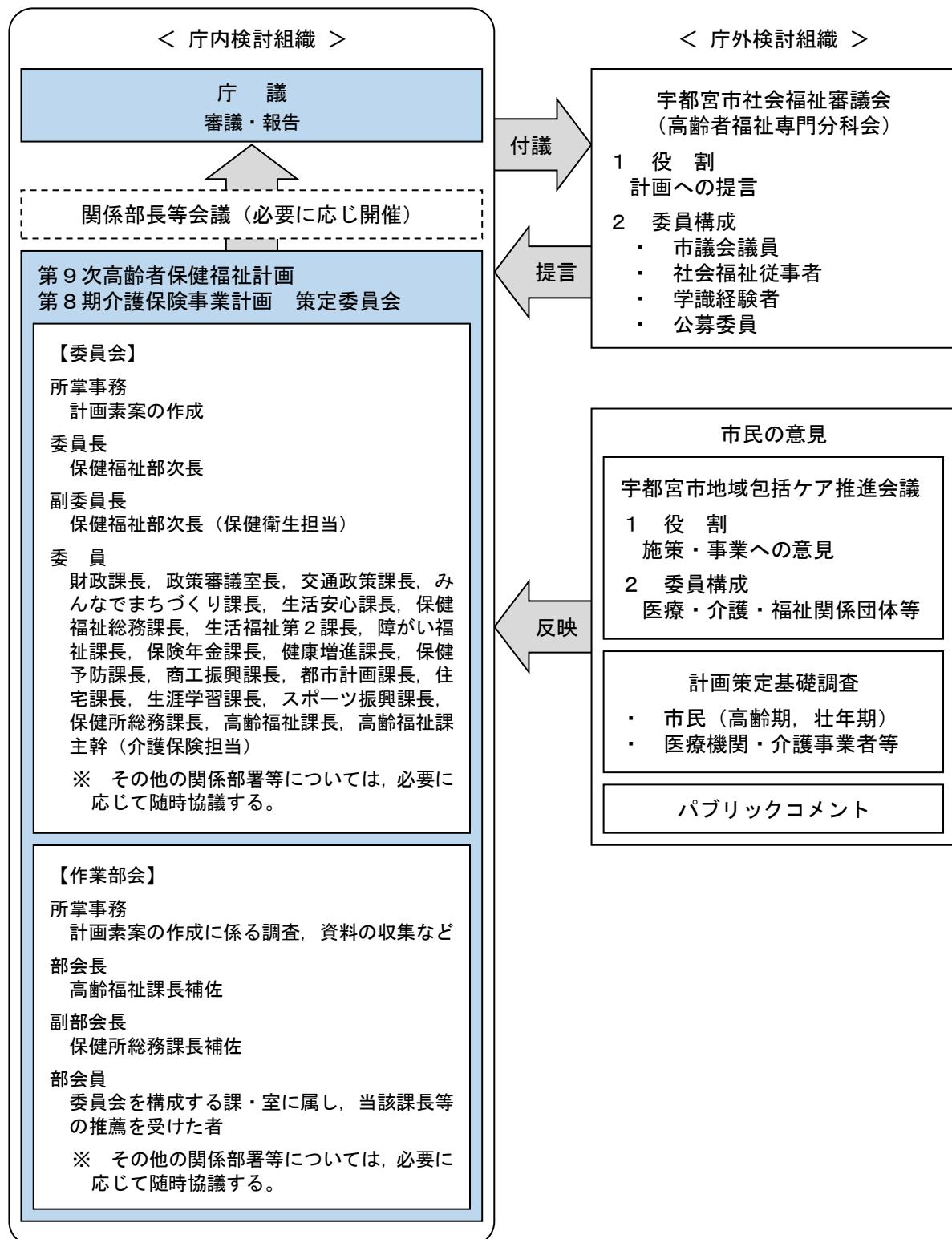
No.	区分 (※)	事業名・指標名	単位	目標値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
97	●	認知症サポーター等の養成・支援 認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	人	44,000	47,000	50,000
98		認知症パートナーの養成・支援 認知症パートナー養成者数(累計)	人	120	180	240
99	●	認知症サロン(オレンジサロン)の推進 延べ利用者数	人	15,500	17,600	19,700
100	★	認知症早期発見チェックリスト等の配布 認知症早期発見リーフレット配布部数	部	16,000	16,000	16,000
101	● ★	もの忘れ相談会の開催 地域包括支援センター等へ引き継いだ相談者数	人	24	24	24
102	★	認知症ガイドブック(ケアパス)の作成・配布 配布部数	部	8,000	8,500	9,000
103	★	認知症初期集中支援チームの運営 支援終結チーム数	チーム	5	5	5
104		高齢者虐待防止事業 地域における虐待防止のための普及啓発活動回数	回	39	39	39
105		成年後見制度の周知・利用促進 市長申立件数 成年後見人報酬助成件数	件	6	7	8
106		日常生活自立支援事業の利用促進 —	—	—	—	—
107		関係機関・団体等が連携した支援体制の充実 —	—	—	—	—

※ 「区分」欄は、「●」が主要事業、「★」が自立支援・重度化防止等に資する事業

※ 「事業名・指標名」欄の「—」は、数値による評価を行わない施策・事業

3 本計画の策定経過

(1) 策定体制



(事務局) 高齢福祉課・保健所総務課

(2) 庁内検討組織

宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画を策定するため、宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。
- (2) その他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には保健福祉部次長（保健衛生担当）をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(策定作業部会)

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課課長補佐、副部会長には保健所総務課課長補佐をもって充てる。
- 4 部会員には別表2に掲げる課室から推薦された者をもって充てる。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 第4条第3項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別表1（第3条関係）

財政課長、政策審議室長、交通政策課長、みんなでまちづくり課長、生活安心課長、保健福祉総務課長、生活福祉第2課長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹（介護保険担当）、障がい福祉課長、保険年金課長、保健所総務課長、健康増進課長、保健予防課長、商工振興課長、都市計画課長、住宅課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

別表2（第5条関係）

財政課、政策審議室、交通政策課、みんなでまちづくり課、生活安心課、保健福祉総務課、生活福祉第2課、障がい福祉課、保険年金課、健康増進課、保健予防課、商工振興課、都市計画課、住宅課、生涯学習課、スポーツ振興課

(3) 宇都宮市社会福祉審議会

社会福祉法（抜粋）

昭和26年3月29日

法律第45号

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

宇都宮市社会福祉審議会条例

平成12年3月24日

条例第19号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務を行う委員)

第5条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会（この項において民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）の互選によりこれを定める。

3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては委員）が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

宇都宮市社会福祉審議会規則

平成 12 年 3 月 24 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 19 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第 2 条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

宇都宮市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 10人以内

(2) 障害者福祉専門分科会 15人以内

(3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内

(4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。

3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定

(2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条の規定による医師の指定の取消し

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定

(4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新

(5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告

(6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令

(7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止

(8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

（回覧審査）

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

（報告）

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあっては当該専門分科会長が、審査部会にあってはその審査部会の属する専門分科会に報告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

(4) 宇都宮市社会福祉審議会からの提言

(宇都宮市社会福祉審議会からの提言を掲載)

(5) 策定の経過

(本計画の策定経過を掲載)

4 用語の解説

〔あ〕

- 悪性新生物
悪性腫瘍、ガンのこと

〔い〕

- 医療・介護連携支援ステーション
地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターを対象に、入院患者の円滑な在宅療養移行などに向け、相互の連携を支援するための相談窓口。市内を5つのブロックに分けて設置する。
- 医療・介護連携支援センター
医療・介護連携支援ステーション間の情報共有や地域の医療・介護の情報を集約した「地域包括資源検索サイト」の管理・運用など、医療・介護連携ステーションの活動を支援するもの

〔う〕

- 宇都宮市みんなで考える認知症月間
市民への認知症の理解を広げるため、世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む週から1か月、広報紙やホームページの活用のほか、認知症予防講演会や認知症センター養成講座の開催などを集中的に実施する事業

〔え〕

- NPO
non-profit organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない、民間非営利組織
- LRT
LRTは、「ネットワーク型コンパクトシティ」を支える総合的な公共交通ネットワークの要として位置付けられており、その中心を担う東西基幹公共交通に求められる高い輸送力や定時性などを備え、人や環境にやさしく、産業の振興や沿線地域の活性化、さらには、鉄道との連携による広域的なネットワークの形成など、将来のまちづくりに多くの効果が期待できるもの
※ LRT（次世代型路面電車システム）とは、「Light Rail Transit（ライト・レール・トランジット）」の略称で、各種交通との連携や低床式車両（LRTV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代の交通システム

〔か〕

- 介護サービス計画（通称：ケアプラン）
要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、受けるサービスの内容や本人の負担額などを定めたもの。要介護認定者は市区町村に作成依頼の届出を行い、それを受け、主に介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族等と相談しながら作成する。

- 介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）
介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成のほか、利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整なども行う。
- 介護サービス相談員
利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをする専門家
- 介護予防
高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること
- 介護予防教室（通称：はつらつ教室）
地区市民センター、地域コミュニティセンター、公民館など、地域の身近な場所で、運動やレクリエーション、脳トレ、口腔ケアなど介護予防に役立つ内容について、半年から1年かけて学ぶ教室
- 介護療養型医療施設
療養型病床を持つ病院・診療所で、介護保険適用の療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護や、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。
- 介護老人福祉施設
常時介護が必要で過程での生活が困難な場合に入所する施設で、入所者に対し、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話をう。
- 護老人保健施設
病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、入所者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他の必要な医療等を行なう。
- 家族介護教室
介護をしている家族を対象に、介護技術の習得や介護者同士の交流会を行う教室

〔き〕

- 基幹相談支援センター
市が、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括支援センター間の総合調整、地域包括支援センターの後方支援など、地域包括支援センターをバックアップする機能を有するもの
- 協議体
高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など地域の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発を行う場で、地域住民が主体となって高齢者の生活を支える資源開発を行うことを目的としたもの。
市域全体を対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。
本市における第1層協議体は、市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会がその役割を担い、第2層協議体は、地域包括支援センターを必須とし、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などの保健福祉関係団体を核として、地区連合自治会やまちづくり推進協議会など、地域の実情に応じて様々な団体が参画することとしている。

■ 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等が、急病等緊急の際に、緊急通報装置を押すことにより、受信センターに通報され、必要に応じて協力員が状況を確認するとともに、消防局に連絡し、救急車を要請する。また、日常時は受信センターが健康・生活相談を行う事業

[<]

■ グループホーム

「認知症対応型共同生活介護」に同じ

[け]

■ ケアプラン

「介護サービス計画」に同じ

■ ケアマネジャー

「介護支援専門員」に同じ

■ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法における、「無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」で、本市ではケアハウスと呼ばれる施設が13施設ある。（2015年3月末日現在）

■ 健康相談

保健師や栄養士等が行う、介護予防のための健康や栄養に関する相談

■ 健康づくり実践活動

地域での健康づくりの核となる健康づくり推進員が、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動

■ 健康づくり推進員

栄養・運動・休養のバランスの取れた生活習慣を自ら実践するとともに、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動を行う市独自のボランティア。地区連合自治会単位で組織化され、現在までに39地区中、37地区で健康づくり推進組織が活動している。

[こ]

■ 高齢化率

総人口に占める高齢者人口の割合。国連の定義では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる。

■ 高齢者外出支援事業

70歳以上の高齢者を対象に、年度に1回、本人負担1,000円（定期券は、2,000円）で、5,000円相当のバス乗車券等の交付又は、購入費を助成する事業

■ 高齢者短期宿泊事業

介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に、体調の調整等、生活習慣の適切な指導を受ける場合や一時的に家族等の見守りを受けることが困難となる場合に、介護保険施設等の空床を活用し、サービスを提供する事業

■ 高齢者等地域活動支援ポイント事業

「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対してポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や市の施設利用券などの活動奨励物品等に交換できる事業

- 高齢者等ホームサポート事業
65歳以上で介護保険の要支援以上の高齢者等を対象に、軽易な日常生活上の支援（家の周りの手入れ、軽微な修繕など）を行う事業
- 高齢者にやさしい住環境整備補助事業
65歳以上で介護保険の要支援以上に該当する高齢者の世帯に、日常生活を容易にするための住宅の改修に要する経費の一部を補助する事業
- 高齢者無料入浴券交付事業
70歳以上で、自宅に入浴設備がない高齢者を対象に、公衆浴場の入浴券を交付する事業

〔さ〕

- 在宅医療
年齢に関わらず、病気になっても障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完し合いながら、自宅やサービス付き高齢者向け住宅などで患者の生活を支える医療
- サービス付き高齢者向け住宅
高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。国土交通省、厚生労働省の共管として創設され、登録は都道府県・政令指定都市・中核市が行い、事業者に対する指導・監督を行う。
- 災害時要援護者
風水害や地震等の自然災害が発生した場合に支援を必要とする、高齢者（おおむね65歳以上）、障がい者等
- 在宅高齢者家族介護慰労金
介護を必要とする在宅の高齢者を、一定期間、介護サービスを受けずに、日常的に介護している家族に対し、慰労金を支給する事業

〔し〕

- 市街化調整区域の整備及び保全の方針
市街化調整区域において、地域拠点への生活に便利な機能（施設）の充実などにより、良好な居住環境を維持・確保していくため、将来の土地利用の方向性と都市計画制度の運用方針を明らかにするもの
- 自主グループ
介護予防教室などを受講したおおむね65歳以上の方が地域で自主的に介護予防を行うグループ
- 施設・居住系サービス
介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護の総称
- 食生活改善推進員
食を通じた健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体。家族や近隣住民など仲間とのふれ合いを通じ、地域ぐるみの良い食習慣づくり、健康づくり活動を広める。
- 食の自立支援事業（配食サービス）
栄養改善が必要な方に対し、「食」の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行った上で、訪問による食事サービスの提供を行い、食生活の改善及び健康の増進を図るもの

■ シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高年齢者（おおむね60歳以上）の方を対象に、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実・社会参加の促進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人

■ シルバーハウジング

高齢者世帯（満60歳以上の単身、夫婦、2名の親族による世帯）が、より安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活の支援を目的とした住宅

[せ]

■ 生活援助員派遣事業

公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する事業

■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体とともに、地域における資源開発や生活支援の担い手の育成、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行うもの。

協議体と同様、市域全体と対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層生活支援コーディネーターは、市高齢福祉課がその役割を担い、第2層生活支援コーディネーターは、それぞれの第2層協議体において、地域における支え合い活動の経験があるなどの適任者を選出することとしている。

■ 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、病気の発症や進行に関与する疾患群のこと。例えば、がんや脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病などの病気がある。

■ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方々が、財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難である場合に、判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度

[た]

■ 団塊の世代

第二次世界大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。

1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）頃までに生まれた人々のことをさす。

[ち]

■ 地域ケア会議

介護保険法に位置付けられ、介護福祉専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。会議では、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

■ 地域スポーツクラブ

地域住民自らが設立・運営を行うクラブで、スポーツを楽しむ活動を行う。世代の異なる住民がスポーツを通して交流することができる。

■ 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援（生活支援）」の5つの分野が包括的に確保される体制をいう。

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す上記の5つの分野に、看取りを含めた在宅での療養生活を送る上で重要な「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴い、更に重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施する。

■ 地域包括ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築及び円滑な運用、更には深化・推進に向け、医療・介護・福祉などの関係団体が集まり、医療・介護連携や、認知症対策、生活支援体制の整備などの取組について、課題の抽出や対応策の検討を行う会議

■ 地域包括支援センター

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関

■ 地域密着型サービス

認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、2006年（平成18年）4月に創設され、日常生活圏域の中で多様で柔軟な介護サービスを提供する。市区町村が事業者指定の権限を持ち、原則として当該市区町村の住民のみが利用できる。

〔て〕

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、2012年（平成24年）4月に創設された地域密着型サービスの一つで、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うもの

〔と〕

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウス等で要介護者等が一定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能等訓練、療養上の世話等を受ける介護サービス

■ 特別養護老人ホーム

「介護老人福祉施設」に同じ

〔に〕

■ 日常生活自立度

介護保険制度の要介護認定に用いられる指標のことで、「障害者の日常生活自立度（寝たきり度）」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の2つがある。認知症高齢者の日常生活自立度は7段階（ランクI～ランクM）にランク分けすることで評価し、ランクII以上は日常生活に支障をきたすような症状、行動、意思疎通の困難さが見られる。

■ 認知症

「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図る一環として、2004年（平成16年）から「痴呆」に替わる用語として使用されている用語。誰にでも起こりうる脳の病気によるものであり、認知機能が低下することが原因で、生活に支障が出ている状態のこと

- 認知症ガイドブック（ケアパス）
認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかをわかりやすく示した冊子
- 認知症キャラバン・メイト
「認知症サポーター養成講座」の講師役。キャラバン・メイトになるには、医療従事者や介護従事者など一定の要件を満たす人が、キャラバン・メイト養成講座を受講する必要がある。
- 認知症サポーター
認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。認知症サポーターは、「認知症サポーター養成講座」を受講することにより、誰でもなることができる。
- 認知症サロン（オレンジサロン）
認知症の人とその家族が地域住民や専門職などと相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場。本市では、公益社団法人認知症の人と家族の会栃木県支部の協力のもと、道場宿町に「オレンジサロン石蔵」、田下町に「オレンジサロンあん」、宝木町1丁目に「オレンジサロンえん」を開設し、誰もが集える交流の場を提供するとともに、認知症に関する相談への対応を行っている。
- 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）
認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、厚生労働省や関係府省庁が共同で策定した計画で、今後推進すべき認知症施策が示されたもの（2015年1月27日策定、2017年7月5日改定）
- 認知症疾患医療センター
認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談や、もの忘れ等の自覚症状がある高齢者に関する相談の受付などを行う専門医療機関。都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するものであり、本市では、皆藤病院及び済生会宇都宮病院が県の指定を受けている。
- 認知症初期集中支援チーム
複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症またはその疑いがあるが、医療や介護などの公的なサービスを受けていない方やその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム
- 認知症対応型共同生活介護
比較的安定した認知症の状態にある要介護者が、共同生活を営む住居において、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受ける介護サービス
- 認知症地域支援推進員
市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に配置され、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行うもの。本市では、市高齢福祉課に配置している。
- 認定率
第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に対する要支援・要介護認定者の出現率

〔ね〕

■ ネットワーク

網の目状に人や機関が連携し、ある問題の解決に向けて意識や情報、知恵を共有しながら、ひとつの有機体のように共通目標に向かって活動を行うこと。狭義では、情報交換のための組織や連絡網を指すこともある。

■ ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）

市内の各地域を維持し、発展させていくため、病院や買い物施設など都市の機能や人口を各地域の拠点に集め、それらを鉄道やLRT、バスなど交通のネットワークでつながる都市の姿

〔は〕

■ はいかい高齢者等家族支援事業

はいかい行動のある方が、小型専用端末機を身につけ、行方不明になった時に、家族が携帯電話やパソコンから、位置情報を検索するシステムの利用料等の一部を助成する事業

■ バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、心理的な障壁、情報面などすべての障壁を除去するという考え方

■ はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

在宅の70歳以上の高齢者、65歳以上の寝たきりの高齢者などが保険の適用外で、はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときに料金の一部を助成する事業

〔ふ〕

■ ふれあいいきいきサロン

高齢者、障がい者及び子どもなどが身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、お互いに支えあい助けあう、地域の居場所

〔ほ〕

■ ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談やボランティア活動に関する情報の収集・提供、ボランティアグループの紹介等のほか、ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座や、ボランティア育成のための講座等を開催している。本市社会福祉協議会が運営している。

〔ま〕

■ まちづくりセンター

市民によるまちづくり活動がより一層活性化されるよう、非営利活動法人や地域活動団体、企業などの様々な主体の連携促進やボランティア団体、

NPO法人といった市民活動団体の組織基盤強化など、多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設。愛称「まちびあ」

〔も〕

■ 茂原健康交流センター

高齢者や障がい者等の健康づくりや生きがいづくりの場を提供するとともに、市民の健康増進や世代間、地域間の交流を促進することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的として整備した健康づくりのできる施設。愛称「蝶寿コ・デ・ランネ」

[や]

■ 夜間対応型訪問介護

在宅の要介護者等に対し、夜間に介護福祉士等が定期的な訪問や緊急通報による随時訪問を行い、排泄、入浴、食事などの日常生活上の世話をを行う介護サービス

■ やしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）

「宇都宮市やしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に定める福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、「社会福祉法」第107条に定める地域住民、事業者及び行政等が相互に協力して地域福祉の課題や生活課題の解決を図り地域福祉を推進するための計画

[ゆ]

■ 有料老人ホーム

老人福祉法第29条に定める、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念である。

[よ]

■ 要介護・要支援認定

高齢者等からの申請に基づき、介護保険の保険者である市区町村が、訪問調査によりその心身の状況を調査するとともに、主治医意見書との総合的な判定により、介護の必要性の程度を要支援1・2・要介護1～5の7段階に区分で認定する。介護保険の給付を受けるためには、認定を受ける必要がある。

[り]

■ 立地適正化計画

人口減少や超高齢社会が到来する中で、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や都市機能（医療・福祉、商業等）の誘導を図る区域と、その区域内への誘導策等を定めることにより、安心して便利に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、2014年（平成26年）8月の改正都市再生特別措置法により創設された計画制度

■ リビング・ウィル（生前の意思表明）

突然の事故で植物状態になった場合やがんの末期等、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどのような医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示すること

[ろ]

■ **老人福祉センター**

高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とした施設で、市内に5か所設置されている。

■ **老人福祉補聴器交付事業**

65歳以上の高齢者で、身体障がい者に該当せず、一定の聴力レベルに該当し、専門医師により補聴器の使用が認められた方に対し、高度難聴用補聴器を交付する事業

第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画
第8期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)

令和3年3月

発行者 宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編 集 宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

T E L : 028(632)2332

F A X : 028(632)3040

Eメール : u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これから新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福 社 都 市 宣 言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちを
つくります